

environment Update

第 13 号

- 海外環境関連情報誌 - Vol.3 No.1 (2001.5)

CONTENTS

WEEE & RoHS最新動向

WEEE & RoHS指令制定の動向 2

< 関連資料 >

WEEE 指令：欧州委員会の提案 / 議会第一読会の修正意見（和訳） 8

議会第一読会の修正意見（英文） 34

RoHS 指令：欧州委員会の提案 / 議会第一読会の修正意見（和訳） 54

議会第一読会の修正意見（英文） 64

モニタリング

欧州 ・ 連載 欧州環境規制動向
～ 在ブリュッセル弁護士モニタリング情報 70

環境・安全グループニュース

環境・安全グループ 担当委員会活動状況 98

事務局便り 101

WEEE & RoHS指令制定の動向

～ 欧州議会第一読会、修正意見を採択 ～

環境・安全グループ

欧州委員会が提案した WEEE と RoHS の両指令案に対して、去る 4 月 24 日の欧州議会環境委員会の修正意見の採択に引き続いて、5 月 15 日の欧州議会本会議においても、修正意見の採決が行われ、多くの意見が採択された。本会議では、環境委員会の修正意見に加えて、追加意見が上程されたところ、先の環境委員会の意見がすべてそのまま採択されていない。

両指令案は共同決定手続きに従い法制化が進められているが、もう一つの審議機関である理事会は今回の欧州議会の修正意見を踏まえ、来る 6 月 8 日の公式会合において「共通の立場 (common position)」を採択予定と伝えられるが、これより前に欧州委員会が今回の議会による修正意見を踏まえた再提案を理事会に提示することにより「共通の立場」の採択は遅れるとの見方もある。

いずれにしても、この秋にも議会の第二読会が審議・採決を行うこととなるものと予想されるため、法案の成立時期は早くも 2002 年春、(両機関の意見が異なる場合はさらに調停委員会にかけるので)遅くとも同年末となるのではとの見方がある。なお、加盟国は指令成立後 18 ヶ月以内に国内の法制化を実施しなければならない。

これまで論点となっていた事項に関し、組合ブラッセル事務所情報などを基に整理した主な本会議の採決内容は別記のとおりであるが、詳しくは別掲の、欧州委員会の提案内容を基に欧州議会の < 暫定版 > 修正意見を加えた英文テキスト (34 & 64 ページ) を参照されたい。

今回の議会の修正意見は多数に及ぶため、内容の分析やテキストの和訳にはさらなる時間や推敲が必要であるところ、動きの早い欧州の状況把握に供するため、取り急ぎ両指令に関する「欧州委員会の提案」と「議会第一読会の修正意見」の仮訳を試み、両者を見開きにして左右対比して掲載 (8 & 54 ページ) しているのでご利用されたい。ただし、参照した議会第一読会の修正意見テキストは暫定版であること、英文読解の困難な箇所があったこと、専門用語・技術用語の理解が不十分であることなどから、利用に際しては是非原文もチェックして下さい (なお、和訳文についてお気づきの点を事務局まで連絡いただければ幸甚である)。

主な修正意見：

根拠法規を一緒にして WEEE と RoHS 両指令案の統合する案は否決されたため、欧州委員会の提案どおり 2 つの指令のままである。(根拠法規は、WEEE がアムステルダム条約 175 条、即ち加盟国は指令内容より厳しい規制が可能、RoHS が同 95 条、即ち加盟国は指令内容より厳しい規制ができない)

RoHS 指令案

電気電子機器に含まれる鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の使用禁止時期は 2006 年 1 月 1 日に。原案の 2008 年 1 月 1 日から 2 年前倒し。将来は禁止リストを拡大する。対象範囲に、WEEE の対象製品以外に電球・生活圏の照明・小型蛍光灯が追加された。

付属書 A のカテゴリ-8 (医療機器システム)、9 (監視・制御機器) に属する電気電子機器は原案のとおり除外のままだが、原案にあったカテゴリ-10 (自動販売機) は除外から外れた。

2006 年 1 月 1 日以前に上市した機器のスペアパーツ、消耗品には適用されない。

2003 年 12 月 31 日までに科学的な証拠を考慮の上、指令を見直す。その中で、火災予防の代案などを条件に臭素系難燃剤も対象。有害物質のインパクト、特に HFCs、PVC、他のハロゲン系難燃剤の環境と健康への影響を特段の注意が払われる。

指令違反に対する罰則規定を追加した。

特定物質の使用禁止の除外を定める付属書のリストに 4 つの用途を追加した: 「Lead contained in high melting temperature type solder (高融点ハンダの中の鉛)」、 「Lead in glass in electronic components (電子部品に使用されるガラスの中の鉛)」、 「Lead in piezoelectric devices」 「Lead in servers, storage and storage array systems, voice and data transmission and networking equipment」

なお、カテゴリ-8 (医療機器システム) と 9 (監視・制御機器) に関連する用途は、第 2 条(2) で元々適用除外となっているので除外リスト原案から削除された。

WEEE 指令案

対象範囲と定義

- ケーブル、スペアパーツ、リプレースメントパーツを追加した。
- 付属書 A のカテゴリ-8 (医療機器システム)、9 (監視・制御機器)、10 (自動販売機) は第 4 条・回収システムの構築などの規定を適用しない) 条項を削除した。他のカテゴリと同様の規定が適用される。
- カテゴリ-7 (玩具) に、レジャーおよびスポーツ関連機器を追加した。
- エアコンは組込まれたものを除く。

分別回収、回収システム構築は指令発効後 30 ヶ月経過までと時期を明示した。

一般家庭からの WEEE の回収目標は住民一人あたり年間 4 kg を 6 kg に引き上げた。

再生率と再使用/リサイクル率を各カテゴリとも上げた。

カテゴリ	再生率 () 内は 委員会提案	再使用/リサイクル率 () 内は委員会提案
(a) 1 (大型家電) 10 (自販機 追加)	90% (80%)	85% (75%)
(b) 2 (小型家電) 5 (照明機器 追加) 6 (電動工具) 7 (玩具) 9 (監視・制御機器 追加)	70% (60%)	60% (50%)
(c) 3 (IT) 4 (民生機器 (b) から移動)	85% (75%)	70% (65%)
(d) ガス放電ランプ	-	85% (80%)
(e) CRT 内蔵機器	80% (75%)	75% (70%)

(注): 4 (民生機器、例; AV 機器) は、分類が(b) から(c)に移動したため再使用/リサイクル率は 50% から 70% に引き上げとなる

省エネ、節水など、技術革新による環境上の便益が顕著な場合は 75% の再生率を定めると追加した (但し、表現や基準の曖昧さが残る)。

生産者の費用負担 (financing) が指令発効から 30 ヶ月後となり原案の 5 年 (=60 ヶ月) が半分に短縮された。

加盟国は一般家庭から回収施設移送までの回収費用の全部ないしは一部を生産者に負担を求めることができる。

生産者の費用負担（financing）は個別責任を原則とする。（コストがあわない場合は共同責任も可）

回収、処理、処分コストは内部化する。但し、現在一部加盟国で既に実施されているリサイクル制度は 10 年間に限り継続できる。

指令発効から 30 ヶ月経過時点より前に販売された製品（historical waste）の処理費用は、10 年以内であれば製品寿命に応じて新製品販売時に徴収できる（visible fee）。

指令違反に対する罰則規定を追加した。

分離処理以外に、分離処理を必要としない適切なリサイクル技術も認める道を開いた。

前文の中で、加盟国は EEE（電気電子機器）の設計と生産に、修理の容易性、アップグレード性、再使用、分解、リサイクルの配慮を奨励すべきとし、原案でニューアプローチにより EEE のライフサイクルにおける設計・製造を言及した表現がなくなった。

JBCE のロビーイング活動の成果とコメント

既報のとおり、1998 年夏に発足した JBCE（事務局：日機輸ブラッセル事務所）は爾来当該指令制定に関して、欧州議会の審議前の段階では、高融点ハンダの中の鉛などの除外リストの拡大、スペアパーツ・消耗品の除外などを求めて、積極的な働きかけを欧州委員会や欧州議会に行ってきたところ、6~7 ページのプレスリリースのとおり、今回の修正意見採択に際しても具体的な成果が見られた。

なお、除外リストに追加された用途のうち、サーバーなどに使われる鉛については米系産業界の働きかけにより実現したと伝えられる。

環境 NGO のコメント

産業界の立場と対極をなす、環境 NGO の最大手 EEB は直ちに次のコメントを発表した。

< 評価 >

- 全ての WEEE が分別回収され、都市ゴミと一緒に処分されない
- 年間一人当たり最低 6 kg の回収目標が法的に拘束された
- 再生、再使用/リサイクル目標が全てのカテゴリで引き上げられ、環境設計の促進と資源有効利用の考え方が強化された
- 罰則規定が定められた

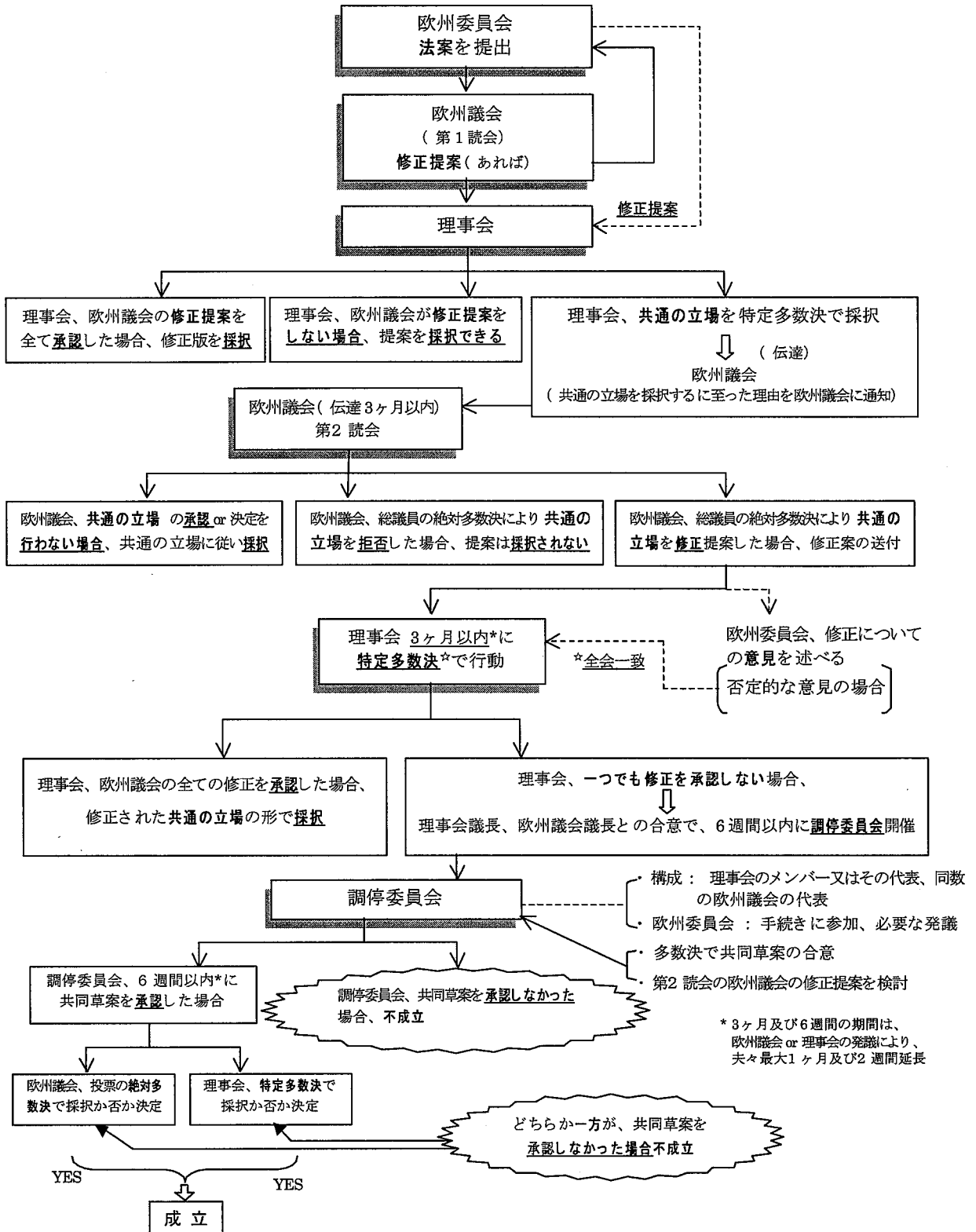
< 遺憾 >

- いくつかの臭素系難燃剤が禁止リストに含まれなかった。妥協として HFCs、PVC、他のハロゲン系難燃剤の禁止の可能性を含む見直しメカニズムの導入を採択。禁止時期が 2006 年に前倒し
- 小型製品の回収に有効な deposit-refund system の考えが支持されず。引取りシステム導入までの長すぎる移行期間

21.05.2001
 日本機械輸出組合
 環境安全 G 作成

EU の立法過程

(共同決定手続き)
 ~EC 条約第 251 条に従う 指令の採択~





2001年5月15日

報道関係各位

Japan Business Council in Europe
(在欧日系ビジネス協議会)
交流・広報委員会 委員長 小出智清
環境委員会 委員長 杉山 隆

電気・電子機器リサイクル指令案(WEEE & RoHS) 欧州議会の第1 読会を終了

(JBCE の要請していた修正案の大部分に理解を得られる)

本日、ストラスブールで開催された欧州議会本会議にて、電気・電子機器リサイクル指令案(WEEE & RoHS)の採決が行われ、第1 読会が終了しました。この指令案は、廃電器・電子機器の処理を扱う WEEE Directive(EU Directive on Waste from Electrical and Electronic Equipment)と、電気・電子機器に使われる有害物質の使用規制の RoHS Directive(EU Directive on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)の2つに分かれています。

在欧の日系企業を中心に結成された在欧日系ビジネス協議会(略称 JBCE)は、これまで欧州議会の環境委員会及び産業委員会の議員を中心に業界の要望を伝える活動を行ってまいりましたが、本日の本会議にて我々のが要請していた3つの修正案の殆どが採択され、欧州議会に JBCE の活動を理解してもらう事が出来ました。

[RoHS 関係]

- 1) **高温鉛半田用の鉛**及び電子部品などに使う**ガラスの中の鉛**を、鉛の使用禁止(RoHS で禁止)の対象から外す。
 - 基板の無鉛半田化等で鉛の使用を大幅に削減する中で、これらは代替する物が見つからない。使用量も現在の電気製品全体の鉛の 5%以下である。
- 2) 有害物質使用規制(RoHS)の発効以前に販売された製品に対する**スペアパーツ及びトナーカートリッジ等の消耗品**を、RoHS の対象から外す。
 - 法律施行前に販売された製品に対するスペアパーツや消耗品を安定供給する事で、故障などによる廃棄を防ぎ、環境へのインパクトを減らす。

[WEEE 関係]

- 3) PCB(プリント基板)や難燃剤入りのプラスチックを廃棄処理の段階で(手作業などで)分離処理する事が一律で強制されているが、**分離処理を必要としない適正なりサイクル技術**も認める道を開く。
 - 新しいリサイクル処理技術の発展を促進する。

日本の企業は環境技術では世界で最も進んでおりますが、今回の修正案ではそのような日本の環境技術を背景として、産業界が対応できる部分とできない部分を明確にし、環境保護を前向きに進めようとする姿勢が評価されました。これらの修正案は、日米欧の電気・電子機器産業界共通の課題であり、企業が環境対策を最も効率よく実行していく上で欠かせない物であります。

今後のスケジュールとしては、最短のケースで、6月8日に欧州環境理事会で修正案が採択され、10月には欧州議会の第2読会が終了し、2002年春には指令案が成立します。その後各国法の改正が行われて、WEEEが実際に各国で施行されるのは2004年となります。また、RoHSは2006年からのスタートとなります。

本日採択された修正案の主な物を列挙致します。

- ・RoHSの法的根拠を175条にしようとする修正案を否決。
本件が可決されると、各国で異なる有害物質の規制が行われる可能性が高く、産業界としては絶対阻止したいと思っていた物。
- ・RoHSの施行時期が2008年から2006年に前倒し
欧州委員会の指令案では鉛などの有害物質使用禁止の時期を2008年としているが、修正案は2年前倒しする物で、産業界は対応が厳しくなる。
- ・施行以前に販売された製品の処理費用は、新製品販売時に徴収しても良い
基本的にリサイクル費用はメーカーが負担する事になったが、法律施行以前に販売された製品のリサイクル費用は、10年以内であれば製品寿命に応じて新製品販売時に徴収しても良いとされた。現在各加盟国で既に実施されている同様の制度は、10年間に限り継続しても良いとされた。
- ・機器廃棄物の回収目標が各世帯あたり年間4kgから年間6kgになった

欧州議会に提出された欧州委員会からの指令案では、JBCEが要請してきたOEM製品のリサイクル責任の明確化やカートリッジなど消耗品を対象から外すことなどが既に盛り込まれておりますが、今回の欧州議会の第1読会で採択された修正案により、JBCEが電気・電子業界のニーズに添った形で要請してきたものが、更に取り入れられる事となりました。結成してまだ2年足らずでこのような成果を上げた事は、高く評価されるものだと自負しております。

以上

本件のお問い合わせ先:

JBCE事務局 衣笠(きぬがさ)Tel: (02) 230 69 92

環境委員会 委員長 杉山 Tel: (02) 534 21 42 (NEC)

MOBILE: 0475 60 68 64

< 欧州委員会の提案 >

～ 2000年12月19日「EU官報」C 365E ～

仮訳

廃電気電子機器（WEEE）に関する 欧州議会および理事会指令の提案 （2000/C 365 E/12）

COM (2000) 347 final - 2000/0158 (COD)

（2000年7月28日 欧州委員会から提出）

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に第175条(1)を尊重し、

欧州委員会からの提案を尊重し、

経済社会評議会の意見を尊重し、

地域委員会の意見を尊重し、

条約第251条に規定された手続きに従って行動し、

以下の事項に鑑み、

- (1) 共同体の環境政策の目的は、特に、環境の保全および保護ならびにその質を向上し、人間の健康を保護し、賢明かつ合理的に国の資源を利用することを目指している。この政策は、予防的行動を取るべきであるという原則、環境破壊はその根源を優先的に正すべきであるという原則、汚染者負担の原則に依拠している。
- (2) 環境と持続可能な開発に関する共同体の政策と行動計画（「第5次環境行動計画」）¹は、持続可能な開発の達成のためには、開発、生産、消費、姿勢および主張に関する現行パターンの大きな変革が求められていると述べており、なかんずく天然資源の無駄な消費の削減ならびに汚染防止を主張している。この計画では、廃電気電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment = WEEE）を、廃棄物の予防、再生および安全な処分の原則を適用するという観点で、規制すべき目標領域の一つとして言及している。
- (3) 廃棄物管理に対する共同体戦略の見直し²に関する1996年7月30日付委員会コミュニケーションでは、廃棄物の発生が避けられない場合、その材料またはエネルギーとして再使用するか、または再生すべきであると述べている。

¹ OJ C 138, 17.5.1993, p. 5.

² COM(96) 399 final

< 欧州議会第一読会の修正意見：暫定版 >

～ 2001 年 5 月 15 日 欧州議会本会議採決 ～

仮訳

廃電気電子機器（WEEE）に関する

欧州議会および理事会指令の提案

(COM (2000) 347 - C5-0415 (2000) - 2000/0159 (COD))

(欧州委員会から提出)

提案は次のとおり修正された：

(編集者注：修正されなかった条項等は番号・記号のみ記載した。また、修正文の中で修正された箇所に下線を付した。)

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に第 175 条(1)を尊重し、

欧州委員会からの提案を尊重し、

経済社会評議会の意見を尊重し、

地域委員会の意見を尊重し、

条約第 251 条に規定された手続きに従って行動し、

以下の事項に鑑み、

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8) WEEE の管理を改善する目的は、加盟国がそれぞれに行動したのでは効果的に達成され得ない。特に、生産者責任原則について加盟国間で異なった適用を行うことは、経済オペレーターにとって財政的負担の実質的な不均衡を導くことになる。WEEE の管理に関する異なる政策が加盟国で存在することは、国のリサイクル政策の有効性を阻害するものである。そのため、基本的な基準（用語の定義、対象範囲、回収および再生目標）は欧州レベルで調和されるべきである。

1
2
3
4
5
6

- (4) 理事会は、廃棄物管理に対する共同体戦略に関する 1997 年 2 月 24 日付決議³の中で、WEEE を含む優先的な廃棄物の流れに関するプロジェクトを委員会ができるだけ早く適切にフォローアップすることを求めている。
- (5) 欧州議会は、1996 年 11 月 14 日付決議⁴で、委員会に対し電気電子廃棄物を含め多くの優先的な廃棄物の流れに関する指令案を提出することと、その案が生産者責任の原則に基づくよう求めた。欧州議会は同じ決議の中で、理事会と委員会に対し廃棄物の量を削減するための前向きな提案を行うことを求めた。
- (6) 委員会決定 96/350/EC⁵により最新の修正された廃棄物に関する 1975 年 7 月 15 日付の理事会指令 75/442/EEC⁶は、特別な場合に対する特別な規則、あるいは特定のカテゴリーの廃棄物管理に関する指令 75/442/EEC の規則を補完する特別な規則は、個々の指令によって定めることができると規定している。
- (7) 共同体内で発生する WEEE の量は急速に増えており、電気電子機器の中の有害な構成部品は廃棄物管理局面での主要な関心事項であり、WEEE のリサイクルは十分な程度まで行われていない。
- (8) WEEE の管理を改善する目的は、加盟国がそれぞれに行動したのでは効果的に達成され得ない。特に、生産者責任原則について加盟国間で異なった適用を行うことは、経済オペレーターにとって財政的負担の実質的な不均衡を導くことになる。WEEE の管理に関する異なる政策が加盟国で存在することは、国のリサイクル政策の有効性を阻害するものである。
- (9) 本指令の規定は、遠隔販売や電子取引を含め販売手法にかかわらず製品および生産者に適用されるべきである。
- (10) 本指令は、すべての民生用電気電子機器ならびに自治体の廃棄物の流れに最終的に戻ってきそうな業務用途に意図された電気電子機器に及ぶべきである。本指令は、安全および健康の要求事項に関する共同体法規、ならびに特定の共同体廃棄物管理法、特に委員会指令 98/101/EC⁷で改訂された 1991 年 3 月 18 日付の特定の危険物質⁸を含む電池・蓄電池に関する理事会指令 91/157/EEC を侵すことなく適用すべきである。

³ OJ C 76, 11.3.1997, p. 1

⁴ OJ C 362, 2.12.1996, p. 241

⁵ OJ L 135, 6.6.1996, p. 32

⁶ OJ L 194, 25.7.1975, p. 47

⁷ OJ L 1, 05.01.1999, p. 1

⁸ OJ L 78, 26.3.1991, p. 38

- (8a) 指令の背景にある指導の原則（guiding principle）は拡大生産者責任の原則であるべきである。本指令は外部コスト内部化の原則にも適用する。
- (9) 本指令の規定は、遠隔販売や電子取引を含め販売手法にかかわらず製品および生産者に適用されるべきである。この点について、これらの流通チャネルを利用する生産者およびディストリビューターの義務として、同様の形態をとること、そして遠隔販売で販売された機器の処理コストを負担しなければならない他の流通チャネル回避するため同様の方法で執行されるという注意が払われるべきである。
- (10) 本指令は、すべての民生用電気電子機器ならびに自治体の廃棄物の流れに最終的に戻ってきそうな業務用途に意図された電気電子機器に及ぶべきである。本指令は、特定の共同体廃棄物管理法、特に委員会指令 98/101/EC⁷で改訂された 1991 年 3 月 18 日付の特定の危険物質⁸を含む電池・蓄電池に関する理事会指令 91/157/EEC と同様に WEEE に係わるすべての関係者を保護し、安全および健康の要求事項に関する加盟国および共同体法規を侵すことなく適用すべきである。
- (10a) 本指令に関連して、指令 91/157/EEC はできるだけ早く修正される必要がある。
- (11) 欧州委員会は、電気電子機器のライフサイクルにおいて環境への影響を最小化すべく、それらの設計および製造に関する規定をできるだけ速やかに策定する必要がある。加盟国は、修理、アップグレードされる可能性、再使用、分解およびリサイクルを考慮し、かつ容易にする電気電子機器の設計と生産を奨励すべきである。
- (11a) WEEE の引取りおよび取扱いに関与するディストリビューター社員の健康と安全を保証するために、加盟国は、国家および EU の健康と安全規格に従って、どの条件の下でディストリビューターが引取りを拒否することができるかを決定すべきである。
- (12)
- (13) 共同体において選択された保護水準および調和された環境目標を達成するため、加盟国は、WEEE をもはや未分別の都市ゴミと一緒に処分せず、すべて分別して回収するようにすべきである。加盟国が効率的な回収スキームの設立に努力するために、全ての使用済み機器を分別して回収する目的を侵すことなく、一般家庭からの WEEE が、住民 1 人当たり年間少なくとも平均 6 kg の回収となることを証明することが要求されるべきである。
- (13a) 欧州雇用戦略ガイドライン（European Employment Strategy Guideline）に従い、地方レベルで、かつ社会経済の中で仕事の創出の可能性を十分に活用するための措置の開発が考慮されるべきである。社会経済分野の役割や、WEEE の回収、分別、再利用、リサイクルおよび処理における社会的な雇用機会が考慮されるべきである。
- (13b) 高水準な再使用を確保するため、加盟国は、統合された適切な再使用設備のネットワークを構築する措置をとるべきである。ネットワークは、再使用に適した廃電気電子機器が、処理施設への流通に優先して、最も近くの適切な設備の一つにおいて再使用に適さないものから分別できるようにしなくてはならない。
- (14) WEEE に対する特別な処理は、リサイクルされた材料ないしは廃棄物の流れの中に汚染物が拡散しないために不可欠なものである。またこのような処理は、共同体において選択された環境保護水準の遵守を確立する最も効果的な手段である。リサイクルと処理業務を行ういずれのリサイクル施設または請負業者は WEEE の処理に関連する環境への悪影響を防ぐため認証されたマネジメントシステムに関する最低限の規格に適合していなければならない。高度な環境保護規格のために、加盟国は再生およびリサイクル技術に関する最先端の技術を実際に使用されることを確保しなければならない。さらに、欧州委員会は、リサイクルおよび処理の施設ならびに手順に関連する加盟国における規定の一層の調和を図る提案を提出すべきである。

7

8

- (11) 電気電子機器のライフサイクルにおいて環境への影響を最小化すべく、それらの設計および製造に関する規定をできるだけ速やかに策定する必要がある。電気電子機器に関連する指令間の全体にわたる整合性を期するために、これらの規定は、技術的整合と規格へのニューアプローチに関する 1985 年 5 月 7 日付理事会決議⁹の中に述べられた原則と一致して策定されるべきである。
- (12) 分別回収は、WEEE の特定の処理とリサイクルを確実にするための必須条件であり、かつ共同体において、人間および動物の健康と環境についての選択された保護水準を達成するのに必要である。消費者は、分別回収の成功に積極的に貢献しなければならず、消費者による WEEE の返却が奨励されなければならない。この目的のために、一般家庭が無料で廃棄物を返却できる公共の回収拠点を含め、WEEE の返却に便利な施設が設置されるべきである。
- (13) 一般家庭で使用された WEEE の回収目標は、共同体において選択された保護水準および調和された環境目標を達成するため、ならびにより具体的には加盟国が効率的な回収スキームの設立に努力することを確立するように設定されなければならない。
- (14) WEEE に対する特別な処理は、リサイクルされた材料ないしは廃棄物の流れの中に汚染物が拡散しないために不可欠なものである。またこのような処理は、共同体において選択された環境保護水準の遵守を確立する最も効果的な手段である。リサイクル施設は WEEE の処理に関連する環境への悪影響を防ぐため特定の最低限の規格に適合していなければならない。
- (15) 高水準の再生、特に再使用やリサイクルが達成されるべきであり、生産者に対し、新しい機器にリサイクルされた材料を組み込むよう奨励すべきである。
- (16) WEEE 管理のファイナンスに関する基本的原則は、共同体レベルで作成されるべきであり、ファイナンス計画は、生産者責任の原則の実施とともに、高い回収率に貢献しなければならない。生産者責任の概念の便益を最も効果的に達成するため、生産者は、本指令により導入されたファイナンス義務が発効する前に上市された製品の廃棄物管理に対しても費用負担に寄与するという条件で、生産者責任を個別に果たすことが奨励されなければならない。
- (17) 一般家庭の電気電子機器のユーザーが、WEEE を無料で返却できるようにすべきである。従って、生産者は WEEE の処理、再生および処分に対し費用負担すべきである。すでに上市された製品の廃棄物（'historical waste' という）から生じる生産者に対するコストを削減するために、過渡期間が与えられるべきである。historical waste の管理についての費用負担の責任は、現存する全ての生産者により分担されるべきであり、個別にもしくは共同システムを通じて履行されるべきである。共同システムは隙間市場や少量生産者 (niche and low volume producers)、輸入者および新規参入者を排除するような効果をもたないようにすべきである。
- (18) 回収システムと WEEE 管理におけるユーザーの役割に関するユーザーへの情報は、WEEE 回収の成功に欠くべからざるものである。この情報は、電気電子機器がごみ収集箱やこれに類似する自治体廃棄物回収施設に最終的に戻ってくるように、適切な表示を施すことを示唆している。

⁹ OJ C 136, 4.6.1985, p.1

- (14a) 廃棄物の回収および加工に従事する労働者は、とりわけ広範、多岐にわたる健康リスクにさらされる。これらの人々に対する健康と安全問題を予防するため実施する措置は、労働者の業務上の安全と健康において改善を奨励すべき措置の導入に関する 1989 年 6 月 12 日付理事会規則 89/391/EEC の第 6 条に定められた、リスク予防の原則を遵守すべきである⁹。加盟国は、本指令第 5 条に従った許可が、そこで働く人々を保護する健康と安全上の要求事項の遵守が保証され、そして彼らの必要とされる資格が証明されている場合にのみ与えられるよう、プログラムをつくるべきである。必要な技術的情報に対する最低限の要求事項が策定されるべきである。
- (15) 高水準の再使用あるいはリサイクルが達成される場所では、完全に再使用される機器を除いて、分別回収された全ての WEEE は再生に送られるべきである。WEEE とその構成部品の再使用が優先されるべきである。さらに、生産者が新しい機器にリサイクルされた材料を組み込むよう奨励されるべきである。リサイクルと再使用目標は法的に拘束する必要がある。加盟国は、市場においてエネルギー、水あるいは他の資源の消費、危険物質の使用、あるいは持続可能な設計という見地から、明確な環境上の有利性をもつことについて新製品と同等でない場合には再使用が唯一奨励されるべきという理解に立って、再使用および廃棄物の予防を促進するために、機器のタイプ毎に機器全体および/または構成部品の再使用のために別々の目標を設定することをさらに検討すべきである。加盟国が、製品の再使用を容易にし、かつ促進することにおいて、欧州連合を通じて NPO が担う大切な役割を認識することは重要である。しかしながら、加盟国は、これらの NPO が他のリサイクル施設と同じ基準を用い、かつ競争上の歪みがないことを保証するべきである。
- (15a) 加盟国は、非 EU 諸国に輸出した使用済み電気電子機器がリサイクル、再生、取外しまたは最終処理のためではなく、再使用に適し、かつ意図的であることを保証するべきである。
- (16) WEEE 管理のファイナンスに関する基本的原則は、共同体レベルで作成されるべきであり、ファイナンス計画は、生産者責任の原則の実施とともに、高い回収率に貢献しなければならない。
- (17) 一般家庭の電気電子機器のユーザーが、WEEE を無料で返却できるようにすべきである。従って、生産者は回収施設からの回収、および WEEE の処理、再生および処分に対し費用負担すべきである。生産者責任の概念をできるだけ効果的にするために、生産者は個別に要求されるファイナンスに可能な限り応じるべきである。既に市場にある製品の廃棄物 (historical waste) の管理についての費用負担の責任は、一方で現存する全ての生産者により分担されるべきであり、個別にもしくは共同システムを通じて履行されるべきである。
- (17a) 回収、処理および環境に健全な処分のコストは製品価格に内部化されるべきである。本指令発効前に、他のファイナンス契約が既に存在している国は、見直しの結果に従い本指令発効後 10 年を経過することなくこれらの契約を保持することが認められるべきである。historical waste の管理に関するファイナンスの責任は、コスト発生時に存在する全ての生産者により、機器の種類毎に各々の市場シェアに従って共同で分担されるべきである。加盟国は、機器の平均寿命を基に、過渡的な期間が本指令から発効後 10 年を経過することなく、生産者は、新製品の発売時点で自主性を基本に historical waste に関する回収、処理および環境に健全な処分のコストを使用者に示すことが認められるようにすべきである。この規定を利用する製造者は、提示するコストが実際に発生するコストを意味することを保証しなければならない。
- (18) 廃棄物の処分は、もはや分別されていない都市ゴミと一緒に処分できないこと、かつこれらの発生する全ての廃棄物は分別して回収される義務について、および回収システムならびに WEEE 管理におけるユーザーの役割についてのユーザーへの情報は、WEEE 回収の成功に欠くべからざるものである。この情報は、電気電子機器がごみ収集箱やこれに類似する自治体廃棄物回収施設に最終的に戻ってくるように、適切な表示を施すことを示唆している。

⁹ OJ L 183, 29.06.1989, p. 1.

- (19) 生産者が提供する処理施設の情報、WEEE の管理、とりわけこの処理を容易にするために重要である。
- (20) 共同体市場に上市された電気電子機器の数量と重量、ならびに WEEE の回収率とリサイクル率に関する情報は、回収計画の成功ぶりを監視するために必要である。
- (21) 本指令の執行に必要な措置は、委員会に与えられる執行権限の行使に対する手続きを定めた 1999 年 6 月 28 日付理事会決定 1999/468/EC の第 2 条の意図する一般的な範囲内の措置であるため¹⁰、それらは同決定の第 5 条に規定する手続きを用いて採択されるべきである。

本指令を、以下の如く採択した。

第 1 条 目的

本指令の目的は、最優先として廃電気電子機器（WEEE）の予防であり、さらに廃棄物の処分を減らすためこのような廃棄物の再使用、リサイクル、および他の方法による再生である。また、電気電子機器のライフサイクルにかかわるすべての経済オペレーター、特に廃電気電子機器の処理に直接かかわるオペレーターの環境パフォーマンスの改善を求めることである。

第 2 条 範囲

1. 本指令は、付属書 A に定められたカテゴリーに属する電気電子機器を対象としなければならない。
2. 第 4 条(1)、(3)、(4)、(5)、第 7 条および第 9 条の規定は付属書 A のカテゴリー 8、9 および 10 に属する電気電子機器には適用されない。
3. 本指令は、安全および健康の要求事項に関する共同体法規、および特定の共同体廃棄物管理法規を侵すことなく適用しなければならない。

第 3 条 定義

本指令の目的のために以下の定義が適用される：

- (a) 「電気電子機器（electrical and electronic equipment）」とは、正しく作動するために電流または電磁界に依存する機器、および付属書 A に定められたカテゴリーに属するものであって、さらに交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを超えない定格電圧で使用するよう設計され、そのような電流と電磁界を発生、伝導、測定するための機器を意味する；

¹⁰ OJ L 184, 17.7.1999, p. 23

- (19) 生産者が提供する構成部品および材料特定の情報、WEEE の再使用、リサイクルおよび環境に健全な処理を含め、管理を容易にするために重要である。
- (19a) 加盟国は、本指令の要求事項に関する適切な実施のための検査および監視システムの環境を整えるべきである。
- (20) 共同体市場に上市された電気電子機器の数量と重量、ならびに WEEE の回収率、再生率、再使用率（機器全体の再使用も含む）、リサイクル率、および輸出に関する情報は、本指令の目的の達成を監視するために必要である。
- (21)

本指令を、以下の如く採択した。

第 1 条 目的

本指令の目的は、最優先として廃電気電子機器（WEEE）の予防であり、さらに廃棄物の処分を減らすためこのような廃棄物の再使用、リサイクル、および他の方法による再生である。また、電気電子機器のライフサイクルにかかわるすべてのオペレーター、特に廃電気電子機器の処理に直接かかわるオペレーターの環境パフォーマンスの改善を求めることである。

第 2 条 範囲

1. 本指令は、付属書 A に定められたカテゴリーに属する電気電子機器、および機器がその寿命期間においてどのようにサービスないしは修理されたかに拘わらず、かつ、生産者が提供したパーツを装着したか、ないしは共同体または加盟国の関連規則に応じたスペアまたは交換部品として組み込まれた他のパーツを装着したかに拘わらず、これらの機器のケーブル、スペアならびに交換部品を含む WEEE に適用しなければならない。
2. （前文削除）
- 3.
- 3a. 生産者が、別の者（「最初の所有者（First Holder）」）に対してファイナンス契約の下ないしはこれに従い、何れかの加盟国に輸入した電気または電子機器（または電気電子機器を含む製品）を供給および/または提供および/または流通させる場合は、最初の所有者が本指令の目的に関する専門輸入業者と見なされなければならない。

第 3 条 定義

本指令の目的のために以下の定義が適用される：

- (a)
- (b) 「廃電気電子機器（waste electrical and electronic equipment または WEEE）」とは、指令 75/442/EEC 第 1 条 (a) の意味における廃棄物であるすべての構成部品（components）、サブアッセンブリーおよび消耗品を含む電気または電子機器を意味する；

- (b) 「廃電気電子機器 (waste electrical and electronic equipment または WEEE)」とは、指令 75/442/EEC 第 1 条 (a) の意味における廃棄物である電気または電子機器を意味する。廃棄時点において製品の部分であるすべての構成部品 (components)、サブアセンブリーおよび消耗品を含む；
- (c) 「予防 (prevention)」とは、WEEE、および WEEE に含まれている材料ならび物質についての量と環境に対する有害性を低減することを目指した措置を意味する；
- (d) 「再使用 (re-use)」とは、回収拠点、ディストリビューター、リサイクル業者、ないしは製造者に返却される WEEE の継続的使用を含め、WEEE が当初考えられたものと同じ目的に使用されるようにするオペレーションを意味する；
- (e) 「リサイクル (recycling)」とは、当初の目的または他の目的のために、廃棄材料を生産工程で再加工することを意味するが、エネルギー再生はこれに含まない；
- (f) エネルギー再生 (energy recovery) とは、他の廃棄物と一緒に別かは問わず、熱の再生を伴う直接的焼却によりエネルギーを発生させる手段として可燃廃棄物を使用することを意味する；
- (g) 「再生 (recovery)」とは、指令 75/442/EEC の付属書 B に定める適用可能なオペレーションのいずれかを意味する；
- (h) 「処分 (disposal)」とは、指令 75/442/EEC 付属書 A に定める適用可能なオペレーションのいずれかを意味する；
- (i) 「処理 (treatment)」とは、WEEE が汚染除去、解体、破碎、再生もしくは処分のために施設に引き渡された後のあらゆる活動、ならびに WEEE の再生および / または処分のため実施されるあらゆるオペレーションを意味する；
- (j) 「生産者 (producer)」とは以下を意味する：
 - (i) 遠隔地販売や電子販売を含め、販売手法にかかわらず電気電子機器を自己ブランドで製造し販売する者
 - (ii) 遠隔地販売や電子販売を含め、販売手法にかかわらず他の供給者によって生産された機器を自己ブランドで再販売する者
 - (iii) 電気電子機器を加盟国の一つに専門的に輸入する者
- (k) 「ディストリビューター (distributor)」とは、当該製品を使用しようとする者に商業ベースで製品を提供するものを意味する；
- (l) 「一般家庭からの WEEE (WEEE from private households)」とは、一般家庭からの WEEE、およびその性質上あるいは量的に一般家庭からの WEEE に類する商業用、工業用、公共機関用およびその他の施設からの WEEE を意味する。

- (c)
- (d) 「再使用 (re-use)」とは、回収拠点、ディストリビューター、リサイクル業者、ないしは製造者に返却される、機器全体あるいは構成部品としての WEEE の継続的使用を含め、WEEE が当初考えられたものと同じ目的に使用されるようにするオペレーションを意味する；
- (e)
- (f)
- (g)
- (h)
- (i)
- (j) 「生産者 (producer)」とは、遠隔契約に関連する消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付欧州議会および理事会指令 97/7/EC に従った遠隔コミュニケーション手段を含め、使用される販売手法にかかわらず、以下を意味する¹¹：
- (i) 加盟国内において電気電子機器を自己ブランドで製造し、販売する者
- (ii) 他の供給者によって生産された機器を自己ブランドとして再販売する者、本条 (i) に定義された生産者名が機器に記されている場合には販売者は生産者と見なされない
- (iii)
- (iii a) 前記 (i) から (iii) に該当せず、遠隔販売や電子取引により電気電子機器が販売される際、生産者、輸入業者もしくは販売者との取り決めに基づき電気電子機器のサービスおよびメンテナンスを行う者
- (k)
- (l)
- (m)
- (m a) 「ファイナンス契約 (Finance Agreement)」とは、契約または取り決め、ないしはこれに付帯する契約または取り決めの条件が、当該機器の所有権の譲渡が行われようとするないしは行われるかもしれないことを規定するかどうかにかかわらず、機器に関連するローン、リース、借上げないしは延期された販売契約ないしは取り決めを意味する。
- (m b) 「回収施設 (collection facility)」とは、最終所有者から WEEE を引取る施設を意味する。小売業者が同様に回収施設であると考えられる。
- (m c) 「個別ファイナンス (individual financing)」とは、それぞれの生産者が自社の製品に関連するコストにに対して責任をもつことを意味する。
- (m d) 「所有者 (holder)」とは、電気電子機器の最後の使用者または所有者である人を意味する。所有者は一般家庭、ディストリビューター、地方自治体、または電気電子機器を所有する他の者、ないしは WEEE を受取した者を意味する。

第 4 条 分別回収

- 1. 加盟国は、... (指令発効後 30 ヶ月) までに WEEE がもはや分別されない都市ゴミと一緒に処分されないように、かつ全ての WEEE は分別して回収されるよう確実にしなければならない。

¹¹ OJ L 144, 04.06.1997, p. 19

¹²

¹³

- (m) 「危険物質または調剤 (dangerous substance or preparation)」とは、理事会指令 67/548/EEC¹¹または欧州議会および理事会指令 1999/45/EC¹²によって危険と考えられ得る物質または調剤を意味する。

第 4 条 分別回収

1. 加盟国は、最終所有者およびディストリビューターが、一般家庭からの WEEE を無料で返却できるようなシステムを確実に構築しなければならない。そして人口密度を考慮に入れて、必要な回収施設の利用可能性とアクセス性を確保しなければならない。
2. 加盟国は、ディストリビューターが新製品を供給する時に、一般家庭からの同種の WEEE に対する無償による引き取りを、放射性および細菌性汚染物を含め汚染物がないことを条件に確実に申し出るようにしなければならない。
3. 加盟国は、生産者が一般家庭以外の所有者からの WEEE に対する回収を確実に行うようにしなければならない。生産者が、一般家庭からの WEEE の引き取りシステムを自主的にかつ個別に構築し、運営することを認められなければならない。
4. 加盟国は、回収されたすべての WEEE が認定された処理施設に確実に引き渡されるようにしなければならない。分別回収された WEEE の回収と輸送が、再使用および / またはリサイクル可能な構成部品または機器全体の再使用とリサイクルの適合性を保証するような方法で実施されなければならない。
5. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに一般家庭からの WEEE について平均して住民一人あたり年間最低 4kg の分別回収を達成するよう努力しなければならない。

第 11 条で要求されている情報に基づき、一般家庭への電気電子機器販売量に合わせて、一般家庭からの WEEE の回収目標を策定するや否や、欧州議会および理事会は、欧州委員会からの提案を遂行し、加盟国内で得られた技術的および経済的な経験を考慮に入れながら当該強制的目標を策定するものとする。

第 5 条 処理

1. 加盟国は、生産者が WEEE の処理を提供するシステムを確実に構築するようしなければならない。指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために、処理には構成部品または機器全体の再使用とリサイクルを妨げないという条件で、少なくともあらゆる液体の除去と本指令の付属書 に従った分離処理が含まれる。
2. 加盟国は、処理オペレーションを実施するいかなる施設や請負業者が指令 75/442/EEC の第 9 条および第 10 条に従い権威ある当局の認可を確実に得るようしなければならない。

指令 75/442/EEC の第 11 条(1)(b)に述べられている認可要件の逸脱は、指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために登録前に権威ある当局による検査が実施されれば、WEEE に関する再生オペレーションに適用することができる。

¹¹ OJ L 296, 16.8.1967, p. 1

¹² OJ L 200, 30.7.1999, p. 1

1. 加盟国は、...（指令発効後 30 ヶ月）までに、最終所有者およびディストリビューターが一般家庭からの WEEE を無償で返却できるようなシステムを確実に構築しなければならない。システムは一般家庭からの廃棄物の回収と回収ポイント施設の両方を含むことができる。加盟国は、人口密度を考慮に入れて、必要な回収施設の利用可能性とアクセス性を同期日までに確保しなければならない。

1a. 指令が課す小売業者への負担があるので、生産者は本条(1)の要求事項に従って、センター化させた回収ポイントに関し彼らのディストリビューターと合意することができる。

2. 加盟国は、...（指令発効後 30 ヶ月）までにディストリビューターが新製品を供給する時に、一般家庭からの同種の WEEE の無償引き取りを確実に申し出るようにしなければならない。

加盟国は、これにより WEEE の返却が使用者にとってより困難にさせないという条件、および本システムが消費者に無償を維持できるという条件で、本規定から分離させることができる。

指令 67/548/EEC および 88/379/EEC の規定に従い、かつ EU あるいは国家の健康と安全基準を考慮して、ディストリビューターは、放射性および細菌性汚染物、または危険であること、および人に対する健康と安全のリスクをもたらしがちなことを含め、汚染されているとみなされる WEEE の引き取りを拒否してもよい。

2a. 加盟国は、放射性および細菌性汚染物、または危険であること、および人に対する健康と安全のリスクをもたらしがちなことを含め、極度に汚染されているとみなされる WEEE が、業務上訓練され、かつ必要な最先端の技術を身につけた者がいる特定の回収施設に確実に引取られるようにしなければならない。

3. 加盟国は、生産者が一般家庭以外の所有者からの WEEE に対する回収を確実に行うようにしなければならない。生産者が、一般家庭からの WEEE の引き取りシステムを自主的に構築し、運営することを認められなければならない。生産者は、認証されたマネジメントシステムに従い再生作業を行うことも要求される。加盟国は、回収が共同、および/または個別により確実に実施されるようにしなければならない。

4. 加盟国は、完全な機器として再使用に予定されている場合を除いて、回収されたすべての WEEE が認定された処理施設に確実に引き渡されるようにしなければならない。分別回収された WEEE の回収と輸送が、再使用および/またはリサイクル可能な構成部品または機器全体の再使用とリサイクルの適合性を保証するような方法で実施されなければならない。加盟国は、非 EU 諸国に輸出される使用済み電気電子機器が確実に再使用に適合し、かつ意図されているものであって、かつリサイクル、再生ないしは処分されないように確実にしなければならない。

5. 本条(1a)を侵すことなく、加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに一般家庭からの WEEE について平均して住民 1 人あたり年間 6 kg の分別回収を達成したことが示されるようにしなければならない。

第 11 条で要求されている情報に基づき、欧州議会および理事会は、欧州委員会からの提案を遂行し、加盟国内で得られた経験を考慮に入れながら、2007 年 12 月 31 日までに、2008 年以降の新たな数値を策定しなければならない。これは前年に一般家庭に販売された電気電子機器量の割合の形をとるものとする。

5a. 加盟国は、廃棄物を取扱うシステムが生産者により共同でおよび/または個別に確実に構築できるようにしなければならない。

この検査は、以下のことを検証しなければならない：

- (a) 処理される廃棄物の種類と量；
- (b) 遵守すべき一般的技術要求事項；
- (c) とられる安全上の注意。

この検査は年に 1 回実施され、その結果は加盟国により委員会に伝えられるものとする。

- 3. 加盟国は、処理オペレーションを実施するいかなる施設や請負業者が付属書 に定められた技術的要求事項に従い WEEE を確実に保管し、処理するようにしなければならない。
- 4. 加盟国は、本条(2)に述べられた認可に本条(1) および(3)ならびに第 6 条の要求事項を遵守するのに必要なすべての条件を確実に含まなければならない。
- 5. 処理オペレーションは、WEEE の輸送が理事会規則 (EEC) 259/93¹³に従って行われるという条件であれば、加盟各国以外または共同体域外で行ってもよい。

第 6 条 再生

- 1. 加盟国は、生産者が本指令に従って分別回収された WEEE を再生するためのシステムを確実に構築しなければならない。
- 2. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに、生産者が分別回収した廃棄物に対する以下の目標を確実に達成するようにしなければならない。
 - a) 付属書 A のカテゴリ-1 (大型家庭用電気製品)に属する WEEE については、再生率を機器の平均重量で最低 80%に引き上げ、同時に、構成部品、材料および物質の再使用率およびリサイクル率を機器の平均重量で最低 75%に引き上げなければならない。
 - b) 付属書 A のカテゴリ-2、4、6 および 7 に属する WEEE については、ブラウン管を含む機器を除いて、再生率を機器の重量で最低 60%に引き上げ、同時に、構成部品、材料および物質の再使用率およびリサイクル率を機器の重量で最低 50%に引き上げなければならない。
 - c) 付属書 A のカテゴリ-3 に属する WEEE については、ブラウン管を含む機器を除いて、再生率を機器の重量で最低 75%に引き上げ、同時に、構成部品、材料および物質の再使用率とリサイクル率を機器の重量で最低 65%に引き上げなければならない。
 - d) ガス放電ランプについては、構成部品、材料および物質の再使用率とリサイクル率をランプの重量で最低 80%に引き上げなければならない。

¹³ OJ L 30, 6.2.1993, p. 1

第 5 条 処理

1. 加盟国は、生産者が最先端の再生およびリサイクル技術を用いて WEEE の処理を提供するシステムを確実に構築するようにしなければならない。システムは生産者により共同でおよび/または個別に確実に構築されることができる。指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために、処理には構成部品または機器全体の再使用とリサイクルを妨げないという条件で、ないしは第 14 条(2)で言及される手続きに従い、環境への影響が附属書 に規定された分離処理と比較して低下することが確立されるという条件で、少なくともあらゆる液体の除去と本指令の附属書 に従った分離処理が含まれる。
2. 加盟国は、処理オペレーションを実施するいかなる施設や請負業者が指令 75/442/EEC の第 9 条、第 10 条および第 11 条に従い権威ある当局の認可を確実に得るようにしなければならない。

指令 75/442/EEC の第 11 条(1)(b)に述べられている認可要件の逸脱は、指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために登録前に権威ある当局による検査が実施されれば、WEEE に関する再生オペレーションに適用することができる。

この検査は、以下のことを検証しなければならない：

- (a)
- (b)
- (c) とられる安全および労働者の健康保護上の注意。

この検査は年に 1 回実施され、その結果は加盟国により委員会に伝えられるものとする。

- 3.
- 4.
5. 処理オペレーションは、WEEE の輸送が理事会規則 (EEC) 259/93¹⁴に従って行われるという条件であれば加盟各国以外または共同体域外で行ってもよい。この場合、加盟国は、機器全体の再使用の証拠が与えられない場合、生産者が WEEE を本条に定められた条件に応じて最低限の基準を満たした施設ないしは請負業者に確実に引き渡すようにしなければならない。加盟国は、もし本条(1)に定められた処理に対する最低限の品質基準が適合しない場合、規則 (EEC) No.259/93 を遵守して出荷を阻止できる。
- 5a. 加盟国は、処理施設または請負業者が認証された環境マネジメントシステムを確実に導入するようにしなければならない。

第 6 条 再生

1.
 - 1a. 加盟国は、分別回収された全ての WEEE が再生に送られ、最も高い可能性のある再使用およびリサイクル率が確実に達成されるようにしなければならない。完全に再使用される機器は本規定では適用されない。
2. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに、完全に再使用される機器の重量を差し引いて、生産者が分別回収した廃棄物に対する以下の目標を確実に達成するようにしなければならない。

14

- e) ブラウン管を含む WEEE については、再生率を機器の平均重量で最低 75%に引き上げ、同時に、構成部品、材料および物質の再使用率とリサイクル率を機器の平均重量で最低 70%に引き上げなければならない。
3. 遅くとも 2004 年 12 月 31 日までに、第 14 条(2)に定められた手続きに従って、加盟国による本条(2)に定められた目標の遵守を監視するための詳細な規則が採択されなければならない。
4. 欧州議会と理事会は欧州委員会からの提案を基に、2008 年以後の再生、再使用およびリサイクルの目標を制定しなければならない。

第 7 条

一般家庭からの WEEE に対するファイナンス

1. 加盟国は、一般家庭からの WEEE の所持者が第 4 条に従ってこの廃棄物を確実に無料で返却できるようにしなければならない。
2. 加盟国は、本指令の発行から 5 年後に、生産者が第 4 条(1)に基づき構築された回収施設に置かれた一般家庭からの WEEE の回収、および WEEE の処理、再生および環境に健全な処分についてのファイナンスを確実に提供するようにしなければならない。
3. 本条(2)に言及されたファイナンスは、共同または個別システムの方法を採ることができる。共同システムを選択した生産者と個別システムを選択した生産者間に一切差別があってはならない。

本条(2)に言及された期間終了前に上市された製品 (historical waste という) の廃棄物管理に対するファイナンス責任は、現存する全ての生産者により分担されなければならない。個別システムを選択している生産者が、historical waste の公平な分担に関して責任の履行を立証できない場合、当該生産者は別のシステムのファイナンスを負担しなければならない。

第 8 条

一般家庭以外のユーザーからの WEEE に対するファイナンス

加盟国は、一般家庭以外のユーザーからの WEEE の回収、処理、再生および環境に健全な処分にかかるコストのファイナンスが、購買時点における生産者と当該機器ユーザー間の合意により確実に扱われるようにしなければならない。

第 9 条

ユーザーへの情報

1. 加盟国は、一般家庭における電気電子機器のユーザーが以下に関する必要な情報が確実に与えられるようにしなければならない：

第 5 条 処理

1. 加盟国は、生産者が最先端の再生およびリサイクル技術を用いて WEEE の処理を提供するシステムを確実に構築するようにしなければならない。システムは生産者により共同でおよび/または個別に確実に構築されることができる。指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために、処理には構成部品または機器全体の再使用とリサイクルを妨げないという条件で、ないしは第 14 条(2)で言及される手続きに従い、環境への影響が附属書 に規定された分離処理と比較して低下することが確立されるという条件で、少なくともあらゆる液体の除去と本指令の附属書 に従った分離処理が含まれる。
2. 加盟国は、処理オペレーションを実施するいかなる施設や請負業者が指令 75/442/EEC の第 9 条、第 10 条および第 11 条に従い権威ある当局の認可を確実に得るようにしなければならない。

指令 75/442/EEC の第 11 条(1)(b)に述べられている認可要件の逸脱は、指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために登録前に権威ある当局による検査が実施されれば、WEEE に関する再生オペレーションに適用することができる。

この検査は、以下のことを検証しなければならない：

- (a)
- (b)
- (c) とられる安全および労働者の健康保護上の注意。

この検査は年に 1 回実施され、その結果は加盟国により委員会に伝えられるものとする。

- 3.
- 4.
5. 処理オペレーションは、WEEE の輸送が理事会規則 (EEC) 259/93¹⁴に従って行われるという条件であれば加盟各国以外または共同体域外で行ってもよい。この場合、加盟国は、機器全体の再使用の証拠が与えられない場合、生産者が WEEE を本条に定められた条件に応じて最低限の基準を満たした施設ないしは請負業者に確実に引き渡すようにしなければならない。加盟国は、もし本条(1)に定められた処理に対する最低限の品質基準が適合しない場合、規則 (EEC) No.259/93 を遵守して出荷を阻止できる。
- 5a. 加盟国は、処理施設または請負業者が認証された環境マネジメントシステムを確実に導入するようにしなければならない。

第 6 条 再生

1.
 - 1a. 加盟国は、分別回収された全ての WEEE が再生に送られ、最も高い可能性のある再使用およびリサイクル率が確実に達成されるようにしなければならない。完全に再使用される機器は本規定では適用されない。
2. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに、完全に再使用される機器の重量を差し引いて、生産者が分別回収した廃棄物に対する以下の目標を確実に達成するようにしなければならない。

¹⁴

- (a) ユーザーが利用できる返却・回収システム
 - (b) WEEE の再使用、リサイクルおよびその他の形態の再生に貢献する上でのユーザーの役割
 - (c) 付属書 IV に示されたシンボルの意味
2. 加盟国は、WEEE の回収、処理および再生に消費者が貢献することを確実に奨励しなければならない。
 3. 加盟国は、高い回収率を達成するという観点から、生産者が、ごみ収集箱もしくは類似の自治体廃棄物回収手段に通常処分される可能性のある電気電子機器に、付属書 に示されたシンボルを適切に確実に表示しなければならない。例外的に、製品の大きさまたは機能により必要であれば、シンボルはその電気電子機器の包装に印刷されなければならない。

第 10 条 処理施設への情報

加盟国は、処理施設が様々な電気電子機器の構成部品と材料、および電気電子機器の中の危険物質と調剤の場所を特定することに必要な情報を生産者が確実に提供しなければならない。

第 11 条 必要な情報

1. 加盟国は、加盟国内で上市、回収ならびにリサイクルされた電気電子機器の量とカテゴリーに関して数量と重量の両方の面から、毎年次欧州委員会に情報を提供しなければならない。
2. 加盟国は、本条(1)で要求される情報を 2007 年 1 月 1 日までに、そして、その後は 3 年毎に、欧州委員会に送付しなければならない。その情報は第 14 条(2)に定められた手続きに従い、本指令の発効の 1 年後に委員会が確立予定の形式で提供されなければならない。

第 12 条 報告義務

第 11 条の要求事項を侵すことなく、加盟国は、3 年毎に本指令の実施に関する報告書を欧州委員会に送付しなければならない。この報告書は、WEEE とその処理に関するデータベース作成の目的で、理事会指令 91/692/EEC の第 6 条¹⁴に定められた手続きに従い、欧州委員会が作成した質問状または骨子を基に作成されなければならない。その質問状または骨子は、報告書の対象期間が開始する 6 ヶ月前に加盟国に送られなければならない。報告書は、対象となる 3 年間の期間が終了してから 9 ヶ月以内に欧州委員会が入手できるようにしなければならない。

最初の報告書は、2006 年 1 月 1 日から 3 年間である。

委員会は、加盟各国からの報告書を受領後 9 ヶ月以内に、本指令の施行状況に関する報告書を刊行しなければならない。

¹⁴ OJ L 377, 31.12.1991, p. 48

第 5 条 処理

1. 加盟国は、生産者が最先端の再生およびリサイクル技術を用いて WEEE の処理を提供するシステムを確実に構築するようにしなければならない。システムは生産者により共同でおよび/または個別に確実に構築されることができる。指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために、処理には構成部品または機器全体の再使用とリサイクルを妨げないという条件で、ないしは第 14 条(2)で言及される手続きに従い、環境への影響が附属書 に規定された分離処理と比較して低下することが確立されるという条件で、少なくともあらゆる液体の除去と本指令の附属書 に従った分離処理が含まれる。
2. 加盟国は、処理オペレーションを実施するいかなる施設や請負業者が指令 75/442/EEC の第 9 条、第 10 条および第 11 条に従い権威ある当局の認可を確実に得るようにしなければならない。

指令 75/442/EEC の第 11 条(1)(b)に述べられている認可要件の逸脱は、指令 75/442/EEC の第 4 条の遵守を確実にするために登録前に権威ある当局による検査が実施されれば、WEEE に関する再生オペレーションに適用することができる。

この検査は、以下のことを検証しなければならない：

- (a)
- (b)
- (c) とられる安全および労働者の健康保護上の注意。

この検査は年に 1 回実施され、その結果は加盟国により委員会に伝えられるものとする。

- 3.
- 4.
5. 処理オペレーションは、WEEE の輸送が理事会規則 (EEC) 259/93¹⁴に従って行われるという条件であれば加盟各国以外または共同体域外で行ってもよい。この場合、加盟国は、機器全体の再使用の証拠が与えられない場合、生産者が WEEE を本条に定められた条件に応じて最低限の基準を満たした施設ないしは請負業者に確実に引き渡すようにしなければならない。加盟国は、もし本条(1)に定められた処理に対する最低限の品質基準が適合しない場合、規則 (EEC) No.259/93 を遵守して出荷を阻止できる。
- 5a. 加盟国は、処理施設または請負業者が認証された環境マネジメントシステムを確実に導入するようにしなければならない。

第 6 条 再生

1.
 - 1a. 加盟国は、分別回収された全ての WEEE が再生に送られ、最も高い可能性のある再使用およびリサイクル率が確実に達成されるようにしなければならない。完全に再使用される機器は本規定では適用されない。
2. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに、完全に再使用される機器の重量を差し引いて、生産者が分別回収した廃棄物に対する以下の目標を確実に達成するようにしなければならない。

¹⁴

第 13 条 科学的・技術的進歩への適応

付属書、および を科学的・技術的進歩に適応させるのに必要な何らかの修正は、第 14 条(2)で定められている手順に従って適応されるものとする。

第 14 条 委員会

1. 欧州委員会は、指令 75/442/EEC の第 18 条によって設置された委員会によって補佐されなければならない。
2. 本パラグラフが言及される場合、決定 1999/468/EC の第 5 条に定められた規制の手続きは、同決定の第 7 条および第 8 条に従い適用されなければならない。
3. 決定 1999/468/EC の第 5 条(6)で規定された期間は、3 ヶ月とする。

第 15 条 国内法への転換

1. 加盟国は、遅くとも 2004 年 6 月 30 日まで（採択後 18 ヶ月）に、本指令を遵守するのに必要な法律、規則、行政令を施行しなければならない。その旨直ちに欧州委員会に通知しなければならない。
2. 加盟国がこれらの法令を採択する時は、本指令に対する言及がなされなければならない、あるいは官報公示の発表時点でかかる言及が付記されていなければならない。そのような言及をどのように行うかは加盟国が採択しなければならない。
3. 加盟国は、本指令の範囲内で採択されるすべての現行の法律、規則、行政令の原文を欧州委員会に通知しなければならない。

第 16 条 発効

本指令は、*欧州共同体官報*に告示された日から 20 日後に発効するものとする。

第 10 条 処理施設への情報

加盟国は、生産者が、再使用センター、処理およびリサイクル施設で必要とされる様々な電気電子機器の構成部品と材料、および電気電子機器の中の危険物質と調剤の場所を特定する情報を確実に提供させるようにしなければならない。生産者は、メンテナンス、再使用、アップグレード、リファビッシュに関するマニュアルを提供しなければならない。

第 10 条 a 遠隔販売

遠隔販売方法により共同体域内に輸入される電気または電子機器を販売する場合、生産者は、加盟国内に設立され、本指令に規定された生産者責任に応じる共同の責任があること、およびその目的に対し十分な財務資産を有している企業であることを加盟国の監督当局に指名しなければならない。

第 11 条 必要な情報

1. 加盟国は生産者の登録を作成し、かつ欧州委員会に毎年情報を提供しなければならない。その内容は加盟国内で上市され、あらゆるルートを通じての再使用、処理施設への引き渡し、リサイクルおよび再生された電気電子機器の量とカテゴリー、ならびに数量と重量の両方の面からの輸出量、およびリサイクル、再生ならびに処理ルートについての技術基準、および処分費用ならびに回収と再生コストに関するデータなどである。データは、各々の再生および処分ルートが文書化され、かつ材料の流れがモニターできるように作られなければならない。
2. 加盟国は、本条(1)で要求される情報が、WEEE およびその処理に関するデータベース構築のために本指令の実施に関して 2 年毎に欧州委員会へ提供する報告書の中に確実に含まれるようにしなければならない。
 - 2a. 加盟国は、本条(2)で求められる報告書の第 1 回目を、第 15 条で言及される期日から 18 ヶ月以内に欧州委員会に確実に届くようにしなければならない。
 - 2b. 情報は、第 14 条(2)で言及される手続きに従い第 15 条で言及される期日の遅くとも 6 ヶ月前に構築され、加盟国に通達されるような形式で提供される。報告書は、環境に関連する特定の指令の実施に関する標準化および合理化を定めた 1991 年 12 月 23 日付理事会指令 91/692/EEC の第 6 条に定められた手続きに従い、欧州委員会により作成された質問状または骨子を基本に作成される¹⁵。
 - 2c. 欧州委員会は、最初に報告した最後の日から 9 ヶ月以内に、およびその後の報告期間の最後の日から 9 ヶ月以内に本指令の実施に関する最初の報告書を発表しなければならない。報告書は、WEEE の回収、再使用、リサイクルおよび再生に関して加盟国間の進捗状況を直接比較できるようにするものとする。インターネット上に掲載するものとする。

第 12 条 報告義務 (前文削除)

¹⁵ OJ L 377, 31.12.1991, p.48.

第 17 条 対象

本指令は加盟国を対象とする。

ブラッセルにおいて制定

欧州議会
議長

理事会
議長

付属書 A

本指令で扱われる電気電子機器のカテゴリ

[欧州委員会提案]

- (1) 大形家庭用電気製品
- (2) 小型家庭用電気製品
- (3) IT および遠隔通信機器
- (4) 民生用機器
- (5) 照明装置
- (6) 電動工具
- (7) 玩具
- (8) 医療用機器システム
(すべての移植製品および感染した製品を除く)
- (9) 監視および制御機器
- (10) 自動販売機

[欧州議会第一読会の修正意見]

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器
- (8)
- (9)
- (10)

付属書 B

付属書 A のカテゴリに属する製品の表示リスト

[欧州委員会提案]

1. **大形家庭用電気製品**
 - 大形冷却製品
 - 冷蔵庫
 - 冷凍庫
 - 洗濯機
 - 衣類乾燥機
 - 食器洗い機
 - 調理用機器
 - 電気コンロ
 - 電気ホットプレート
 - 電子レンジ
 - 加熱機
 - 暖房機器
 - 扇風機
 - エアコン

[欧州議会第一読会の修正意見]

1. **大形家庭用電気製品**
 - 大形冷却製品
 - 冷蔵庫
 - 冷凍庫
 - 洗濯機
 - 衣類乾燥機
 - 食器洗い機
 - 調理用機器
 - 電気コンロ
 - 電気ホットプレート
 - 電子レンジ
 - 加熱機
 - 暖房機器
 - 扇風機
 - エアコン (組込まれたものを除く)

第 13 条

科学的・技術的進歩への適応

付属書 B、 および を科学的・技術的進歩に適応させるのに必要な何らかの修正は、第 14 条(2)で定められている手順に従って適応されるものとする。

付属書を改正する前に、欧州委員会は、電気電子機器の生産者、および環境、労働者ならびに消費者団体と協議しなければならない。

第 13a 条

廃棄物管理計画

本指令の中の目的および言及すべき措置に従い、加盟国は WEEE の管理に関する特定の章を指令 75/442/EEC の第 7 条に従い要求される廃棄物管理計画の中に含めなければならない。

第 14 条

委員会

- 1.
- 2.
- 3.

第 14a 条

罰則

加盟国は、本指令に従い採択された国家規定の違反に適用する罰則を決定しなければならない。この罰則は効果的で、均整のとれた、かつ抑止力のあるものでなければならない。

第 15 条

国内法への転換

1. 加盟国は、遅くとも ... (指令発効から 18 ヶ月後) までに、本指令を遵守するのに必要な法律、規則、行政令を施行しなければならない。その旨直ちに欧州委員会に通知しなければならない。
- 2.
- 3.

第 16 条

発効

本指令は、欧州共同体官報に告示された日に発効するものとする。

第 16a 条

執行

1. 加盟国は、欧州委員会が本指令の遵守について検証できるような場所に必要な検査と監視用インフラストラクチャーをもつようにしなければならない。
2. 本条の目的のため、加盟国は、特に加盟国における環境検査に対する最低限の基準を与える...に関する欧州議会および理事会の勧告に注意しなければならない¹⁶。

第 17 条

対象

以下付属書については、紙面の関係上左側ページに欧州委員会の提案と欧州議会修正意見を並列して掲載した

¹⁶ COM (1999) 652

2. **小型家庭用電気製品** 2.
- 電気掃除機
 - カーペット掃除機
 - アイロン
 - トースター
 - 揚げ物調理器
 - コーヒー豆挽き器
 - 電気ナイフ
 - コーヒー・メーカー
 - ヘア・ドライヤー
 - 電動歯ブラシ
 - 電気かみそり
 - 時計
 - はかり
3. **IT および遠隔通信機器** 3.
- 中央データ処理関連機器：
 - メインフレーム
 - ミニコンピューター
 - プリンター・ユニット
 - パーソナル・コンピューター関連機器：
 - パソコン
 - （CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む）
 - ラップトップ・パソコン
 - （CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む）
 - ノートブック・パソコン
 - ノートパッド・パソコン
 - プリンター
 - 複写機
 - 電気電子タイプライター
 - ポケットならびに卓上計算機
 - ユーザー端末システム
 - ファクス
 - テレックス
 - 電話
 - 公衆電話
 - コードレス電話
 - 携帯電話
 - アンサーング・システム
4. **民生用機器** 4.
- ラジオ・セット（クロック・ラジオ、ラジオ・レコーダー）
 - テレビジョン・セット
 - ビデオ・カメラ
 - ビデオ・レコーダー
 - ハイファイ・レコーダー
 - オーディオ・アンプ
 - 楽器
5. **照明装置** 5.
- ルミネ - ル
 - 直管蛍光灯
 - コンパクト蛍光灯
 - 強力放電灯、高圧ナトリウム・ランプと
 - 金属ハロゲンランプを含む。
 - 低圧ナトリウム・ランプ
 - その他の照明器具

<p>6. 電動工具 ドリル のこぎり ミシン</p>	<p>6.</p>
<p>7. 玩具 電車またはカーレーシング・セット 携帯型ビデオ・ゲーム・コンソール ビデオ・ゲーム</p>	<p>7.</p>
<p>8. 医療用機器システム（すべての移植用医療機器製品 および病原菌に感染した製品を除く） 放射線療法機器 心電図測定機 透析機器 肺換気装置 原子投射機 インビトロ診断用試験機器 分析器 冷凍庫</p>	<p>8.</p>
<p>9. 監視および制御器具 煙検知器 ヒーティング・レギュレーター サーモスタット</p>	<p>9.</p>
<p>10. 自動販売機 ホット・ドリンク用自動販売機 ホット/コールド用、瓶/缶用、自動販売機 固形製品用自動販売機</p>	<p>10.</p>

付属書

第 5 条(1)に従った WEEE の材料および構成部品の分離処理

1. 最低限として、以下の物質、調剤および構成部品は、分別回収された WEEE から取り除かれなければならない：
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • PCB を含むコンデンサー • スイッチのような水銀を含む構成部品 • 電池 • プリント基板 • トナー・カートリッジ、トナー液 / トナーペースト、カラー・トナー • 臭素系難燃剤を含むプラスチック • アスベスト廃棄物 • ブラウン管 • CFC, HCFC, HFC • ガス放電ランプ • 100 平方センチを超える面積の液晶ディスプレイおよびガス放電ランプによりバックライトされるすべての液晶ディスプレイ | <ul style="list-style-type: none"> • 鉛 • 電解コンデンサー（高さ 25mm 以上、直径 25mm 以上または同等の容積） • 水銀 • カドミウム • 六価クロム • ポリ臭化ビフェニール (PBB) およびポリ臭化ジフェニールエーテル (PBDE) および他の臭素系難燃剤 • PCBs • アスベスト • CFC, HCFC, HFCs • 外部の電気ケーブル • <u>耐火性セラミック・ファイバーを含む構成部品</u> |
|--|--|

これら物質、調剤および構成部品は、理事会指令 75/442/EEC の第 4 条に従い処分または再生されなければならない。

- 放射性物質を含む構成部品
- 100 平方センチを超える面積の液晶ディスプレイおよびガス放電ランプによりバックライトされるすべての液晶ディスプレイ

これら物質、調剤および構成部品は、理事会指令 75/442/EEC の第 4 条に従い処分または再生されなければならない。

2. 分別回収された WEEE の以下の構成部品は、以下のよう
処理しなければならない：

- ブラウン管：蛍光コーティングは取り除かれなければならない。
- CFC, HCFC, HFC を含む機器：発泡材と冷蔵回路中に存在する CFC は適切に取り出し破壊されなければならない。発泡材と冷蔵回路中に存在する HCFC または HFC は適切に取り出し破壊するカリサイクルされなければならない。
- ガス放電ランプ：水銀は取り除かれなければならない。

- ブラウン管：蛍光コーティングは取り除かれなければならない。
- オゾン破壊または地球温暖化指数 (GWP) 15 を超えるガス、例えば、発泡材と冷蔵回路中に含まれるガスを含む機器。ガスは適切に取り出し破壊されなければならない。オゾン破壊ガスは、オゾン層破壊物質に関する 2000 年 6 月 19 日付欧州議会および理事会規則 (EC) 2037/2000 に従って処理されなければならない¹⁵。
- ガス放電ランプ：水銀は取り除かれなければならない。

2a. 最低でも、(重量ベースで)5%のWEEEのプラスチック構成部品がリサイクルされなければならない。

2b. 環境への全体的な影響が本付属書で定める分離処理方法に比べて少ないことを確保する方法を用いて、WEEE は処理されなければならない。

付属書

第 5 条(3)に従った技術的要求事項

1. WEEE の保管サイト (廃棄物の埋立てに関する指令 1999/31/EC を侵すことなく)：

不浸透性の表面
耐候性の覆い

逃液回収装置の不浸透性の表面
サイトの耐候性の屋根、または貯蔵コンテナ
の覆い
健康と環境規定に従い、雨水を含む水処理に対
する適切な機器、例えば屋根のない場所の排水
と接続した上澄分離装置 (light fluid separators)

¹⁵ OJ L 244, 29.09.2000, p. 1.

2. WEEE の処理場：

処理された廃棄物の重量測定用はかり
適切な領域用の不浸透性の表面と防水性の覆い
分解されたスペア・パーツ用の適切な保管場所
電池、PCB/PCT を含むコンデンサー、および他の危険な廃棄物を保管する適切なコンテナ
雨水を含め、水を処理する機器

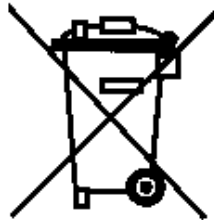
2.

処理された廃棄物の重量測定用はかり
適切な領域用の不浸透性の表面と防水性の覆い
充電された物品（コンデンサーおよび電池）を取り除くための、特別な防爆装置
分解されたスペア・パーツ用の適切な保管場所
特に暴露への保護に対し考慮された電池、PCB/PCT を含むコンデンサー、および他の危険な廃棄物を分離するための適切なコンテナ
健康と環境規定に従い、雨水を含む水処理に対する適切な機器、例えば屋根のない場所の排水と接続した上澄分離装置（light fluid separators）

付属書

電気電子機器のマーク用シンボル

電気電子機器の分別回収を示すシンボルは、下記に示すとおり×印のついた車輪つきのごみ箱で、このシンボルは、見え易く、読み易く、消えないよう印刷しなければならない。



Proposal for a

DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

on Waste Electrical and Electronic Equipment

THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,

Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 175 (1) thereof,

Having regard to the proposal from the Commission,

Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee,

Having regard to the opinion of the Committee of Regions,

Acting in accordance with the procedure laid down in Article 251 of the Treaty,

Whereas:

- (1) The objectives of the Community's environment policy are, in particular, to preserve, protect and improve the quality of the environment, protect human health and utilise national resources prudently and rationally. That policy is based on the principles that preventive action should be taken, that environmental damage should as a priority be rectified at source and that the polluter should pay.
- (2) The Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development ('Fifth Environmental Action Programme')¹ states that the achievement of sustainable development calls for significant changes in current patterns of development, production, consumption and behaviour and advocates, inter alia, the reduction of wasteful consumption of natural resources and the prevention of pollution. It mentions waste electrical and electronic equipment (WEEE) as one of the target areas to be regulated, in view of the application of the principles of prevention, recovery and safe disposal of waste.
- (3) The Commission communication of 30 July 1996 on review of the Community strategy for waste management² states that, where the generation of waste cannot be avoided, it should be reused or recovered for its material or energy.
- (4) The Council, in its Resolution of 24 February 1997 on the Community strategy for waste management³, invited the Commission to develop, as soon as possible, an appropriate follow-up to the projects of the priority waste streams programme, including WEEE.

¹ OJ C 138, 17.05.1993, p. 5.

² COM (96) 399 final

³ OJ C 76, 11.03.1997, p. 1.

- (5) The European Parliament, in its resolution of 14 November 1996⁴ asked the Commission to present proposals for Directives on a number of priority waste streams, including electrical and electronic waste, and to base such proposals on the principle of producer responsibility. The European Parliament, in the same resolution, requests the Council and the Commission to put forward proposals for cutting the volume of waste.
- (6) Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste⁵, as last amended by Commission Decision 96/350/EC⁶, provides that specific rules for particular instances or supplementing those of Directive 75/442/EEC on the management of particular categories of waste may be laid down by means of individual Directives.
- (7) The amount of WEEE generated in the Community is growing rapidly, the content of hazardous components in electrical and electronic equipment is a major concern during the waste management phase and recycling of WEEE is not undertaken to a sufficient extent.
- (8) The objective of improving the management of WEEE cannot be achieved effectively by Member States acting individually. In particular, different national applications of the producer responsibility principle lead to substantial disparities in the financial burden on economic operators. Having different national policies on the management of WEEE hampers the effectiveness of national recycling policies. For that reason the essential criteria (definition of terms, scope, collection and recovery objectives) should be harmonised at European level.
- (8a) The guiding principle behind the directive should be that of extended producer responsibility. The directive should also apply the principle of the internalisation of external costs.
- (9) The provisions of this Directive should apply to products and producers irrespective of the selling technique, including distance and electronic selling. In this connection care should be taken that the obligations of producers and distributors using these distribution channels take the same form and are enforced in the same way in order to avoid other distribution channels having to bear the cost of treatment of appliances sold by distance selling.
- (10) This Directive should cover all electrical and electronic equipment used by consumers and electrical and electronic equipment intended for professional use which are likely to end up in the municipal waste stream. This Directive should apply without prejudice to national and Community legislation on safety and health requirements protecting all actors in contact with WEEE as well as specific Community waste management legislation, in particular Council Directive 91/157/EEC of 18 March 1991 on batteries and accumulators containing certain dangerous substances⁷, as amended by Commission Directive 98/101/EC⁸.
- (10a) Directive 91/157/EEC needs to be revised as soon as possible in connection with this directive.
- (11) It is necessary that the Commission draw up as quickly as possible provisions concerning the design and manufacture of electrical and electronic equipment to minimise their impact on the environment during their life cycle. Member States should encourage the design and production of electrical and electronic equipment which takes full account of and facilitates its repair, possibility of being upgraded, re-use, disassembly and recycling.

⁴ OJ C 362, 02.12.1996, P. 241.

⁵ OJ L 194, 25.07.1975, p. 39.

⁶ OJ L 135, 06.06.1996, p. 32.

⁷ OJ L 78, 26.03.1991, p. 38.

⁸ OJ L 1, 05.01.1999, p. 1.

- (11a) In order to guarantee the health and safety of distributor personnel involved in the take-back and handling of WEEE, Member States should, in accordance with national and EU health and safety standards, determine under which conditions take-back may be refused by distributors.
- (12) Separate collection is the precondition to ensure specific treatment and recycling of WEEE and is necessary to achieve the chosen level of protection of human and animal health and the environment in the Community. Consumers have to actively contribute to the success of such collection and should be encouraged to return WEEE. For this purpose, convenient facilities should be set up for the return of WEEE, including public collection points, where private households should be able to return their waste free of charge.
- (13) In order to attain the chosen level of protection and harmonised environmental objectives of the Community Member States should ensure that WEEE is no longer disposed of together with unsorted urban waste, and that all WEEE is collected separately. In order to ensure that Member States strive to set up efficient collection schemes, they should be required, without prejudice to the objective of collecting all waste equipment separately, to produce evidence of the collection of an average of at least six kilograms of WEEE from private households per inhabitant per year.
- (13a) In accordance with the European Employment Strategy Guidelines, consideration should be given to the promotion of measures to exploit fully the possibilities of job creation at local level and in the social economy. Consideration should be given to the role of the social economy sector and the opportunities for social employment in collection, separation, re-use, recycling and treatment of WEEE.
- (13b) In order to ensure a high level of re-use, Member States should take measures to establish an integrated and adequate network of re-use installations. The network must enable waste electrical and electronic equipment suitable for re-use to be separated from that which is unsuitable in one of the nearest appropriate installations, prior to distribution to a treatment facility.
- (14) Specific treatment for WEEE is indispensable in order to avoid the dispersion of pollutants into the recycled material or the waste stream. Such treatment is the most effective means of ensuring compliance with the chosen level of protection of the environment of the Community. Any establishment or undertaking carrying out recycling and treatment operations must comply with the minimum standards for certified management systems to prevent negative environmental impacts associated with the treatment of WEEE. In the interests of high environmental protection standards Member States should ensure that state-of-the-art recovery and recycling technology is used. In addition the Commission should submit proposals for further harmonisation of the provisions in the Member States relating to recycling and treatment facilities and procedures.
- (14a) Workers employed in waste collection and processing are exposed to a particularly wide variety of health risks. To prevent health and safety problems for these people, implementing measures should also comply with the principles of risk prevention set out in Article 6 of Council Directive 89/391/EEC of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work⁹. Member States should set up programmes so that permits pursuant to Article 5 of this Directive are issued only where observance of health and safety requirements to protect the persons employed there is also guaranteed and the required qualifications of such persons have been demonstrated. Minimum requirements for the necessary technical qualifications should be developed

⁹ OJL 183, 29.06.1989, p. 1.

- (15) With the exception of appliances to be completely re-used, all WEEE collected separately should be sent for recovery, in the course of which a high level of re-use or recycling, should be achieved. Priority should be given to the re-use of WEEE and its components. In addition, producers should be encouraged to integrate recycled material in new equipment. Recycling and re-use targets need to be legally binding. Member States should further consider establishing separate targets for the re-use of whole appliances and/or components, according to the type of equipment, in order to promote re-use and the prevention of waste, on the understanding that re-use should only be encouraged if there is no equivalent new product on the market that has a clear environmental advantage in terms of consumption of energy, water or other resources, use of dangerous substances or a sustainable design. It is important that Member States recognize the important role played by non-profit organisations throughout the European Union in facilitating and promoting product re-use. Member States should, however, ensure that these organisations use the same standards as the other recycling facilities and that there is no distortion of competition.
- (15a) Member States should ensure that used electrical and electronic equipment exported to non-EU countries is suitable and intended for re-use and not for recycling, recovery, removal or final processing.
- (16) Basic principles with regard to the financing of WEEE management have to be set at Community level and financing schemes have to contribute to high collection rates as well as to the implementation of the principle of producer responsibility. ~~In order to achieve the benefits of the producer responsibility concept most efficiently, producers should be encouraged to fulfil their responsibility individually, provided that they contribute to the financing of the management of waste from products put on the market before entry into force of the financing obligation introduced by this Directive.~~
- (17) Users of electrical and electronic equipment from private households should have the possibility of returning WEEE free of charge. Producers should therefore finance collection from collection facilities, and the treatment, recovery and disposal of WEEE. In order to make the concept of producer responsibility as effective as possible, producers should as far as possible meet the financing requirement individually. The responsibility for the financing of the management of waste from products already on the market (historical waste) should on the other hand be shared by all existing producers and fulfilled through either individual or collective systems.
- (17a) The costs of collection, treatment and environmentally sound disposal should be internalised within the product price. Member States in which other financing agreements are already in place before the entry into force of this Directive should be allowed to maintain those agreements, subject to the outcome of a review but for no longer than ten years after the entry into force of this Directive. The responsibility for the financing of the management of historical waste should be shared collectively by all producers existing at the time the costs arose in proportion to their respective share of the market by type of equipment. Member States should ensure that, for a transitional period based on the average life of equipment, but for no longer than ten years after the entry into force of this Directive, producers are allowed to show users the cost of collecting, treating and disposing in an environmentally sound way of historical waste on a voluntary basis at the point of sale of new products. Manufacturers making use of this provision must ensure that the costs mentioned represent the actual costs incurred.
- (18) Information to users about the obligation no longer to dispose of waste equipment together with unsorted urban waste and to collect all such waste arising separately, and about the collection systems and their role in the management of WEEE is indispensable for the success of WEEE collection. Such information implies the proper marking of electrical and electronic equipment which could end up in rubbish bins or similar means of municipal waste collection.

- (19) Information on component and material identification provided by producers is important to facilitate the management, including the re-use, recycling and environmentally sound treatment, of WEEE.
- (19a) Member States should ensure that inspection and monitoring systems are in place for the proper implementation of the requirements of this Directive.
- (20) Information about the numbers and weight of items of electrical and electronic equipment put on the market in the Community and the rates of collection, recovery, re-use (including re-use of whole appliances), recycling and export of WEEE is necessary to monitor the achievement of the objectives of this Directive.
- (21) Since the measures necessary for the implementation of this Directive are measures of general scope within the meaning of Article 2 of Council Decision 1999/468/EC of 28 June 1999 laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission¹⁰, they should be adopted by use of the regulatory procedure provided for in Article 5 of that Decision.

HAVE ADOPTED THIS DIRECTIVE:

Article 1

Objectives

The purpose of this Directive is, as a first priority, the prevention of waste electrical and electronic equipment (WEEE), and in addition, the reuse, recycling and other forms of recovery of such wastes so as to reduce the disposal of waste. It also seeks to improve the environmental performance of all ~~economic~~ operators involved in the life cycle of electrical and electronic equipment and in particular operators directly involved in the treatment of waste electrical and electronic equipment.

Article 2

Scope

1. This Directive shall apply to electrical and electronic equipment falling under the categories set out in Annex I A, and to WEEE, including cables and spare and replacement parts thereof, regardless of how the equipment was serviced or repaired during its life and whether it was equipped with parts supplied by the producer or other parts whose incorporation as spare or replacement parts complied with the relevant Community or national regulations.
- ~~2. Article 4(1), (3), (4) and (5), and Articles 7 and 9 shall not apply to electrical and electronic equipment falling under categories 8, 9 and 10 of Annex I A.~~
3. This Directive shall apply without prejudice to Community legislation on safety and health requirements and specific Community waste management legislation.
- 3a. Where a producer supplies and/or provides and/or distributes any electrical or electronic equipment (or products containing electrical and electronic equipment) which that person has imported into any Member State to another

¹⁰ OJL 184, 17.07.1999, p. 23.

person (First Holder) under or pursuant to any Finance Agreement, the First Holder shall be deemed to be the professional importer for the purposes of this Directive.

Article 3 Definitions

For the purposes of this Directive, the following definitions shall apply:

- (a) 'electrical and electronic equipment' means equipment which is dependent on electric currents or electromagnetic fields in order to work properly and equipment for the generation, transfer and measurement of such currents and fields falling under the categories set out in Annex I A and designed for use with a voltage rating not exceeding 1000 volt for alternating current and 1500 volt for direct current;
- (b) 'waste electrical and electronic equipment' or 'WEEE' means electrical or electronic equipment which is waste within the meaning of Article 1(a) of Directive 75/442/EEC; including all components, sub-assemblies and consumables, ~~which are part of the product at the time of discarding;~~
- (c) 'prevention' means measures aimed at reducing the quantity and the harmfulness to the environment of WEEE and materials and substances contained therein;
- (d) 're-use' means any operation by which WEEE is used for the same purpose for which it was conceived, including the continued use of WEEE, as a whole appliance or as components which is returned to collection points, distributors, recyclers or manufacturers;
- (e) 'recycling' means the reprocessing in a production process of the waste materials for the original purpose or for other purposes, but excluding energy recovery;
- (f) 'energy recovery' means the use of combustible waste as a means of generating energy through direct incineration with or without other waste but with recovery of the heat;
- (g) 'recovery' means any of the applicable operations provided for in Annex II.B to Directive 75/442/EEC;
- (h) 'disposal' means any of the applicable operations provided for in Annex II.A to Directive 75/442/EEC;
- (i) 'treatment' means any activity after the WEEE has been handed over to a facility for depollution, disassembly, shredding, recovery or disposal and any other operation carried out for the recovery and/or the disposal of the WEEE;
- (j) 'producer' means any person who, irrespective of the selling technique used, including by means of distance communication in accordance with European Parliament and Council Directive 97/7/EC of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts¹¹;
 - (i) manufactures and sells electrical and electronic equipment in a Member State under his own brand, ~~irrespective of the selling technique used, including distance and electronic selling;~~
 - (ii) resells under his own brand equipment produced by other suppliers, a reseller not being regarded as the producer if the name of the producer as defined in subparagraph (i) appears on the equipment, or;
 - (iii) imports electrical and electronic equipment on a professional basis into a Member State;

¹¹ OJL 144, 04.06.1997, p. 19.

- (iia) operates the servicing and maintenance of electrical and electronic equipment under arrangement with the producer, importer, or seller, when the electrical and electronic equipment is sold by distance and electronic selling not falling within (i) to (iii);
- (k) 'distributor' means anyone who provides a product on a commercial basis to the party who is going to use that product;
- (l) 'WEEE from private households' means WEEE which comes from private households and from commercial, industrial, institutional and other sources which, because of its nature and quantity, is similar to that from private households;
- (m) 'dangerous substance or preparation' means any substance or preparation which has to be considered dangerous under Council Directive 67/548/EEC¹² or Directive 1999/45/EC of the European Parliament and of the Council¹³.
- (ma) 'finance agreement' means any loan, lease, hiring or deferred sale agreement or arrangement relating to any equipment whether or not the terms of that agreement or arrangement or any collateral agreement or arrangement provide that a transfer of ownership of that equipment will or may take place;
- (mb) 'collection facility' means any establishment taking back WEEE from the final holder. Retailers could also be considered as collection facilities;
- (mc) 'individual financing' means a system whereby each producer is liable for the costs associated with its own products;
- (md) 'holder' means anyone who is a final user, or holder, of electrical and electronic equipment. Holders may be private households, distributors, municipalities or any other person who holds electrical and electronic equipment or who accepts WEEE;

Article 4 *Separate Collection*

- 1. Member States shall ensure that by . . . [30 months after this Directive comes into force] WEEE is no longer disposed of together with unsorted urban waste and all WEEE is collected separately.
1. Member States shall ensure that by [30 months after this Directive comes into force] systems are set up so that final holders and distributors can return WEEE from private households free of charge. The systems may involve both the collection of waste from private households and the establishment of collection points. Member States shall ensure by that date the availability and accessibility of the necessary collection facilities, taking into account the population density.
- 1a. Because of the burden on retailers that the Directive imposes, producers may agree with their distributors on centralised collection points in accordance with the requirements in paragraph 1.
2. Member States shall ensure that by [30 months after the entry into force of this Directive] distributors, when supplying a new product, offer to take back free of charge similar WEEE from private households. ~~provided that the equipment is free from contaminant, including radioactive and biological contaminants.~~
- Member States may depart from this provision provided they ensure that it is not thereby made more difficult for the user to return WEEE and provided that this system remains free of charge to the consumer.

¹² OJ L 196, 16.08.1967, p. 1.

¹³ OJ L 200, 30.07.1999, p. 1.

In accordance with the provisions of Directives 67/548/EEC and 88/379/EEC, and having regard to EU or national health and safety standards, distributors may refuse to take back WEEE deemed to be contaminated, including by radioactive and biological contaminants, or hazardous and liable to present a health and safety risk to personnel.

2a Member States shall ensure that WEEE regarded as externally contaminated, including radioactive and biological contaminants, or hazardous and liable to present a health and safety risk to personnel, are taken back in specific collection facilities staffed by personnel trained for the task and equipped with the necessary state-of-the-art technology.

3. Member States shall ensure that producers provide for the collection of WEEE from holders other than private households. Producers shall be allowed on a voluntary and individual basis to set up and operate take-back systems for WEEE from private households. They shall also be required to conduct recovery operations pursuant to certified management systems. Member States shall ensure that the collection may be carried out collectively and/or individually.

4. Member States shall ensure that all WEEE collected, except that destined for re-use as complete appliances, is transferred to authorised treatment facilities. The collection and transportation of separately collected WEEE shall be carried out in a way which ensures the suitability for re-use and recycling of those components or whole appliances which might be re-used and/or recycled. Member States shall ensure that the used electrical and electronic equipment exported to non-EU countries is suitable and intended for re-use and not intended for recycling, recovery or disposal.

5. Without prejudice to paragraph 1a, Member States shall ensure that by 31 December 2005 at the latest a minimum rate of separate collection of six kilograms on average per inhabitant per year of WEEE from private households is shown to have been achieved.

~~As soon as it is possible, on the basis of the information required under Article 11, to formulate a collection target of WEEE from private households as a percentage of the amount of electrical and electronic equipment sold to private households, the European Parliament and the Council, acting on a proposal from the Commission and taking account of the experience in the Member States, shall establish by 31 December 2007 a new rate, which must also be shown to be achieved, for the years beyond 2008. This shall take the form of a percentage of the quantities of electrical and electronic equipment sold to private households in the preceding years.~~

5a. Member States shall ensure that the systems to handle the waste may be set up by producers collectively and/or individually.

Article 5

Treatment

1. Member States shall ensure that producers set up systems to provide for the treatment of WEEE using state-of-the-art recovery and recycling technology. The systems may be set up by producers collectively and/or individually. To ensure compliance with Article 4 of Directive 75/442/EEC, the treatment shall, as a minimum, include the removal of all fluids and a selective treatment in accordance with Annex II to the present Directive provided that the re-use and recycling of components or whole appliances is not hindered or provided that it has been established in accordance with the procedure referred to in Article 14(2), that the impact on the environment will decrease by comparison with the selective treatment as set out in Annex II.

2. Member States shall ensure that any establishment or undertaking carrying out treatment operations obtains a permit from the competent authorities, in compliance with Articles 9, 10 and 11 of Directive 75/442/EEC.

The derogation from the permit requirement referred to in Article 11(1)(b) of Directive 75/442/EEC may apply to recovery operations concerning WEEE if an inspection is carried out by the competent authorities before the registration in order to ensure compliance with Article 4 of Directive 75/442/EEC.

This inspection shall verify:

- (a) the type and quantities of waste to be treated;
- (b) the general technical requirements to be complied with;
- (c) the safety and workers' health protection precautions to be taken.

This inspection shall be carried out once a year and the results shall be communicated by Member States to the Commission.

- 3. Member States shall ensure that any establishment or undertaking carrying out treatment operations store and treat WEEE in compliance with the technical requirements set out in Annex III.
- 4. Member States shall ensure that the permit referred to in paragraph 2 includes all conditions necessary for compliance with the requirements of paragraphs 1 and 3 as well as Article 6.
- 5. The treatment operation may also be undertaken outside the respective Member State or the Community provided that the shipment of WEEE is in compliance with Regulation (EEC) 259/93¹⁴. In this case, Member States shall ensure that producers deliver the WEEE to establishments or undertakings which meet minimum standards corresponding to the conditions set out in this Article, unless proof of re-use of whole appliances can be given. Member States may oppose shipments which comply with Regulation (EEC) No 259/93 if the minimum quality standards for treatment as laid down in paragraph 1 are not met.
- 5a. Member States shall ensure that treatment facilities or undertakings introduce certified environmental management systems.

Article 6 **Recovery**

- 1. Member States shall ensure that producers set up systems to provide for the recovery of separately collected WEEE in compliance with this Directive.
 - 1a. Member States shall ensure that all separately collected WEEE is sent for recovery and that the highest possible re-use and recycling rate is achieved. Equipment which is completely re-used is not covered by this provision.
- 2. Member States shall ensure that by 31 December 2005 at the latest, the following targets for separately collected waste, less the weight of the complete equipment re-used, are met by producers:
 - a) For WEEE falling under category 1 (large household appliances) and 10 (automatic dispensers) of Annex I A, the rate of recovery shall be increased to a minimum of 90% by an average weight per appliance and component, material and substance re-use and recycling shall be increased to a minimum of 85% by an average weight per appliance;
 - b) For WEEE falling under the categories 2, 5, 6, 7 and 9 of Annex I A, with the exception of equipment that contain cathode ray tubes, the rate of recovery shall be increased to a minimum of 70% by weight of the appliances and component, material and substance re-use and recycling shall be increased to a minimum of 60% by an average weight per appliance;
 - c) For WEEE falling under category 3 and 4 of Annex I A, with the exception of equipment that contains cathode-ray tubes, the

¹⁴ OJ L 30, 06.02.1993, p. 1.

rate of recovery shall be increased to a minimum of 85 % by weight of the appliances and component, material and substance re-use and recycling shall be increased to a minimum of 70 % by an average weight per appliance;

- d) For gas discharge lamps, the rate of component, material and substance re-use and recycling shall reach a minimum of 85 % by an average weight of the lamps;
- e) For WEEE containing a cathode-ray tube, the rate of recovery shall be increased to a minimum of 80 % by an average weight per appliance and component, material and substance re-use and recycling shall be increased to a minimum of 75 % by an average weight per appliance.

2a. For electrical and electronic appliances which offer significant and proven environmental benefits over conventional electrical or electronic appliances with the same or similar functions, e.g. substantially lower consumption of energy, water or other resources, or for radical innovations which allow existing applications to be developed or open up new applications, a recovery rate of 75% of appliance weight shall be laid down by the procedure referred to in Article 14(2).

3. By 31 December 2004 at the latest, the detailed rules for calculating the targets referred to in paragraph 2 of this Article and for monitoring compliance by Member States therewith shall be adopted in accordance with the procedure referred to in Article 14(2).

4. The European Parliament and the Council, acting on a proposal from the Commission, shall establish targets for recovery, re-use (of whole appliances or components) and recycling of all categories in Annex IA for the years beyond 2008. This shall be done taking into account environmental benefits of electrical and electronic equipment in use, such as improved resource efficiency due to materials and technology development. Technical progress in re-use, recovery and recycling, products and materials, and the experience gained by the Member States and the industry, shall also be taken into account.
- 4a. Member States shall encourage the development of new recovery, recycling and treatment technologies.

Article 7

Financing in respect of WEEE from private households

1. Member States shall ensure that holders of WEEE from private households can return such waste free of charge in accordance with Article 4.
2. Member States shall ensure that, 30 months after the entry into force of this Directive, producers provide for the financing of the collection of WEEE from private households deposited at collection facilities, set up under Article 4(1), as well as of the treatment, recovery and environmentally sound disposal of WEEE. Where Member States have established systems pursuant to Article 4(1) for collecting waste from private households for transfer to collection facilities, producers may also be called upon to finance or part-finance them.
3. Member States shall ensure that the financing referred to in paragraph 2 is provided on an individual basis. To this end, Member States shall ensure that producers make provision for appropriate guarantees for the financing of the management of WEEE. A Member State may, following a request to the Commission, use collective financing schemes, if it can demonstrate that the introduction of individual financing schemes would involve disproportionately high costs.

The costs of collection, treatment and environmentally sound disposal shall be internalised within the product price. Those Member States where other financing agreements are already in place before the entry into force of this Directive may maintain those agreements, subject to the outcome of a review but for no longer than ten years after the entry into force of this directive. The responsibility for the financing of the management of waste from products put on the market before the expiry of the period referred to in paragraph 2 ('historical waste') shall be shared collectively by all producers existing at the time the costs arose in proportion to their respective share of the market by type of equipment by volume. ~~Where a producer who opts for an individual system cannot prove that he is discharging his responsibility with respect to a fair share of the historical waste, he shall contribute to the financing of an alternative system.~~

- 3a. Member States shall ensure that, for a transitional period based on the average life of equipment, but for no longer than ten years after the entry into force of this Directive, producers are allowed to show users the cost of collecting, treating and disposing in an environmentally sound way of historical waste on a voluntary basis at the point of sale of new products. Manufacturers making use of this provision must ensure that the costs mentioned represent the actual costs incurred.

Article 8

Financing in respect of WEEE from users other than private households

Member States shall ensure that the financing of the costs for the collection, treatment, recovery and environmentally sound disposal of WEEE from users other than private households is covered by agreements between the producer and the user of the equipment at the time of purchase.

Article 9 ***Information for users***

1. Member States shall ensure that users of electrical and electronic equipment in private households are given the necessary information about:
 - ~~(a) the obligation no longer to dispose of WEEE together with unsorted urban waste and to collect all WEEE arising separately;~~
 - (a) the return and collection systems available to them,
 - (b) their role in contributing to a reduction in the quantities of WEEE and to the re-use, recycling and other forms of recovery of WEEE,
 - (c) the meaning of the symbol shown in Annex IV.
 - ~~(ca) the potential negative environmental impacts of WEEE if not disposed of in accordance with this Directive.~~
 - ~~(cb) the presence of hazardous substances in electrical and electronic equipment.~~
 - ~~(cc) the extent to which electrical and electronic equipment in private households can be recycled in the form of a histogram or other indicator.~~
2. Member States shall adopt measures to ensure that consumers to contribute to collection and re-use of WEEE. Member States may also introduce further measures to enable penalties to be imposed on consumers who fail to comply with the requirement for separate WEEE collection and disposal.
3. Member States shall ensure that, with a view to the fact that WEEE may no longer be disposed of together with unsorted urban waste and that all WEEE arising must be separately collected, producers appropriately mark electrical and electronic equipment put on the market after (30 months after the entry into force of this Directive), with the symbol shown in Annex IV. In exceptional cases, where this is necessary because of the size or the function of the product, the symbol shall be printed on the packaging of the electrical and electronic equipment.
 - 3a. Member States shall ensure that any producer of an electrical or electronic appliance placed on the market after [30 months after the entry into force of this Directive] is clearly identifiable by a mark on the appliance. Furthermore, in order to enable the date upon which the appliance was placed on the market to be determined unequivocally, a mark on the appliance shall specify that the latter was placed on the market after [30 months after the entry into force of this Directive].

Article 10 ***Information for treatment facilities***

Member States shall ensure that producers provide such information as is needed by re-use centres, treatment and recycling facilities to identify the different electrical and electronic equipment components and materials, and the location of dangerous substances and preparations in the electrical and electronic equipment. Producers shall provide manuals for maintenance, re-use, upgrade and refurbishment.

Article 10a **Distance Selling**

Where a producer sells electrical or electronic equipment which is imported into the Community by means of distance selling, he must designate to the Member States' supervisory authorities a firm established in a Member State which is jointly liable for meeting the producers' obligations set out in this Directive and has sufficient financial assets for that purpose.

Article 11 ***Information requirements***

1. Member States shall draw up a register of producers and provide to the Commission information on an annual basis on the quantities and categories of electrical and electronic equipment put on the market, collected through all routes, re-used, handed over to treatment facilities, recycled and recovered within the Member States, and on the quantities exported, both by numbers and by weight, and information on the technical standard of the recycling, recovery and treatment routes and data on the charges for disposal and the costs of collection and recovery. The data shall be laid out so that the respective recovery and disposal routes are documented and the respective material streams may be monitored.
2. Member States shall ensure that the information required under paragraph 1 is included in a report to be provided to the Commission at two-year intervals on the implementation of this Directive with a view to establishing databases on WEEE and its treatment.
- 2a. Member States shall ensure that the report required under paragraph 2 is transmitted the first time to the Commission within 18 months after the date referred to in Article 15.
- 2b. The information shall be provided in a format which shall be established and communicated to the Member States at the latest 6 months before the date referred to in Article 15 in accordance with the procedure referred to in Article 14 (2). The report shall be drawn up on the basis of a questionnaire or outline drafted by the Commission in accordance with the procedure laid down in Article 6 of Council Directive 91/692/EEC of 23 December 1991 standardising and rationalising reports on the implementation of certain Directives relating to the environment¹⁵.
- 2c. The Commission shall publish a first report on the implementation of this Directive within nine months after the end of the first reporting and within nine months after the end of each subsequent reporting period. The report shall enable a direct comparison of the progress of the Member States as regards the collection, re-use, recycling and recovery of WEEE. It shall be posted on the Internet.

~~Article 12~~ **~~Reporting obligation~~**

~~Without prejudice to the requirements of Article 11, Member States shall send a report to the Commission on the implementation of this Directive at three year intervals. The report shall be drawn up on the basis of a questionnaire or outline drafted by the Commission in accordance with the procedure laid down in Article 6 of Council Directive 91/692/EEC with a view to establishing databases on WEEE and their treatment. The questionnaire or outline shall be sent to the Member States six months before the start of the period covered by the report. The report shall be made available to the Commission within nine months of the end of the three year period covered by it.~~

~~The first report shall cover a period of three years from 1 January 2006.~~

~~The Commission shall publish a report on the implementation of this Directive within nine months after receiving the reports from the~~

¹⁵ OJ L 377, 31.12.1991, p. 48.

~~Member States~~

Article 13 ***Adaptation to scientific and technical progress***

Any amendments which are necessary in order to adapt Annexes IB, II, III and IV to scientific and technical progress shall be adopted in accordance with the procedure referred to in Article 14(2). Before the annexes are amended the Commission shall consult producers of electrical and electronic products and environmental, employees' and consumer associations.

Article 13a **Waste management plans**

In pursuance of the objectives and measures referred to in this Directive, Member States shall include in the waste management plans required pursuant to Article 7 of Directive 75/442/EEC a specific chapter on the management of WEEE.

Article 14 ***Committee***

1. The Commission shall be assisted by the committee instituted by Article 18 of Directive 75/442/EEC.
2. Where reference is made to this paragraph, the regulatory procedure laid down in Article 5 of Decision 1999/468/EC shall apply, in compliance with Article 7 and Article 8 thereof.
3. The period provided for in Article 5(6) of Decision 1999/468/EC shall be three months.

Article 14a **Penalties**

Member States shall determine penalties applicable to breaches of the national provisions adopted pursuant to this Directive. The penalties thus provided for shall be effective, proportionate and dissuasive.

Article 15 ***Transposition***

1. Member States shall bring into force the law, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by (18 months its entry into force) at the latest. They shall immediately inform the Commission thereof.
2. When Member States adopt these provisions, they shall contain a reference to this Directive or be accompanied by such a reference on the occasion of their official publication. Member States shall determine how such reference is to be made.
3. Member States shall communicate to the Commission the text of all existing laws, regulations and administrative provisions adopted in the field covered by this Directive.

Article 16
Entry into force

This Directive shall enter into force on the ~~twentieth~~ day ~~following that~~ of its publication in the *Official Journal of the European Communities*.

Article 16a
Enforcement

1. Member States shall ensure that they have the necessary inspection and monitoring infrastructure in place to enable the Commission to verify compliance with this Directive.

2. For the purposes of this Article, Member States shall have regard, in particular, to the Recommendation of the European Parliament and the Council of . . . providing for minimum criteria for environmental inspections in the Member States.¹⁶

Article 17
Addressees

This Directive is addressed to the Member States.

Done at Brussels,

For the European Parliament
The President

For the Council
The President

¹⁶ COM (1999) 652

ANNEXIA

CATEGORIES OF ELECTRICAL AND ELECTRONIC EQUIPMENT COVERED BY THIS DIRECTIVE

- (1) Large household appliances
- (2) Small household appliances
- (3) IT & telecommunication equipment
- (4) Consumer equipment
- (5) Lighting equipment
- (6) Electrical and electronic tools
- (7) Toys, leisure and sports equipment
- (8) Medical equipment systems (with the exception of all implanted and infected products)
- (9) Monitoring and control instruments
- (10) Automatic dispensers

ANNEXIB

INDICATIVE LIST OF PRODUCTS WHICH FALL UNDER THE CATEGORIES OF ANNEXIA

1. Large household appliances, such as

Large cooling appliances
Refrigerators
Freezers
Washing machines
Clothes dryers
Dish-washing machines
Cooking
Electric stoves
Electric hot plates
Microwaves
Heating appliances
Electric heaters
Electric fans
Air conditioners (not built in)

2. Small household appliances

Vacuum cleaners
Carpet sweepers
Irons
Toasters
Fryers
Coffee grinders
Electric knives
Coffee machines
Hair dryers
Tooth brushes
Shavers
Clocks
Scales

3. IT & Telecommunication equipment

Centralized data processing:

Mainframes

Minicomputers

Printer units

Personal computing:

Personal computers (CPU, mouse, screen and keyboard included)

Lap-top computers (CPU, mouse, screen and keyboard included)

Note-book computers

Note-pad computers

Printers

Copying equipment

Electrical and electronic typewriters

Pocket and desk calculators

User terminals and systems

Facsimile

Telex

Telephones

Pay telephones

Cordless telephones

Cellular telephones

Answering systems

4. Consumer equipment

Radio sets (clock radios, radio-recorders)

Television sets

Videocameras

Video recorders

Hi-fi recorders

Audio amplifiers

Musical instruments

5. Lighting equipment

Luminaires

Straight fluorescent lamps

Compact fluorescent lamps

High intensity discharge lamps, including high pressure sodium lamps and metal halide lamps

Low pressure sodium lamps

Other lighting equipment

6. Electrical and electronic tools

Drills

Saws

Sewing machines

7. Toys

Electric trains or car-racing sets

Hand-held video game consoles

Video games

8. Medical equipment systems (with the exception of all implanted and infected products)

Radiotherapy equipment
Cardiology
Dialysis
Pulmonary ventilators
Nuclear medicine
Laboratory equipment for in-vitro diagnosis
Analysers
Freezers

9. Monitoring and control instruments

Smoke detector
Heating regulators
Thermostats

10. Automatic dispensers

Automatic dispensers for hot drinks
Automatic dispensers for hot or cold bottles or cans
Automatic dispensers for solid products

ANNEX II

Selective Treatment for Materials and Components of Waste Electrical and Electronic Equipment in accordance with Article 5.1

1. As a minimum the following substances, preparations and components have to be removed from any separately collected WEEE (equipment which is completely re-used is not covered by this provision):
- Lead
 - Electrolyte capacitors (height: > 25 mm, diameter > 25 mm or proportionately similar volume)
 - Mercury containing components, such as switches
 - Cadmium
 - Hexavalent chromium
 - Polybrominated biphenyls (PBBs) and polybrominated diphenyl ether (PBDE) and other brominated flame retardants
 - PCBs
 - ~~Asbestos waste~~
 - ~~Cathode ray tubes~~
 - CFC, HCFC or HFCs
 - External electric cable
 - Components containing refractory ceramic fibres
 - Components containing radioactive substances
 - Liquid crystal displays of a surface greater than 100 square centimetres and all those back-lighted with gas-discharge lamps

These substances, preparations and components shall be disposed of or recovered in compliance with Article 4 of Council Directive 75/442/EEC.

2. The following components of WEEE that is separately collected has to be treated as indicated:
 - Cathode - ray tubes: The fluorescent coating has to be removed
 - Equipment containing gases that are ozone depleting or have a global warming potential (GWP) above 15, e.g. contained in foams and refrigeration circuits: The gases must be properly extracted and destroyed. Ozone depleting gases must be treated according to Regulation (EC) No 2037/2000 of the European Parliament and the Council of 19 June 2000 on substances that deplete the ozone layer¹⁷.
 - Gas-discharge lamps: The mercury shall be removed
- 2a. As a minimum, 5 % of the plastic components of WEEE (by weight) should be recycled.
- 2b. WEEE will be treated using methods that ensure that the overall impact on the environment is less than the selective treatment methods set out in this Annex.

ANNEX III

Technical requirements in accordance with Article 53

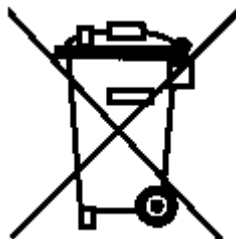
1. Sites for storage of waste WEEE (without prejudice to the requirements of Directive 1999/31/EC on the landfill of waste):
 - Impermeable surfaces with collection devices for any escaping liquids
 - Weatherproof roofing of the site or covering for storage containers
 - Appropriate equipment for the treatment of water, including rainwater, pursuant to health and environmental provisions, for example by light fluid separators in connection with the drainage of unroofed areas
2. Sites for treatment of WEEE:
 - Balances to measure the weight of the treated waste
 - Impermeable surfaces and waterproof covering for appropriate areas
 - Special explosion protection arrangements for dismantling charged articles (condensators and batteries)
 - Appropriate storage for disassembled spare parts
 - Appropriate containers for separate storage of batteries, PCB/PCT containing condensators and other hazardous waste with particular consideration being given to explosion protection
 - Appropriate equipment for the treatment of water, including rainwater pursuant to health and environmental provisions, for example by light fluid separators in connection with the drainage of unroofed areas.

¹⁷ OJL 244, 29.9.2000, p. 1

ANNEX IV

Symbol for the marking of electrical and electronic equipment

The symbol indicating separate collection for electrical and electronic equipment consists of the crossed-out wheeled bin, as shown below. The symbol must be printed visibly, legibly and indelibly.



< 欧州委員会の提案 >

～ 2000年12月19日「EU官報」C 365E ～

仮訳

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する

欧州議会および理事会指令の提案

(2000/C 365 E/13)

COM (2000) 347 final - 2000/0159 (COD)

(2000年7月28日 欧州委員会から提出)

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に第95条を尊重し、

欧州委員会からの提案を尊重し、

経済社会評議会の意見を尊重し、

地域委員会の意見を尊重し、

条約第251条に規定された手続きに従って行動し、

以下の事項に鑑み、

- (1) 電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限に関し、加盟国が採択する法または行政措置の間での不一致が共同体内における貿易障壁や競争の歪曲を引き起こしうること、ならびに域内市場の確立と機能に直接影響しうること。それゆえに、本分野において加盟国の法制の近似化を図る必要性がある。
- (2) 共同体の環境政策の目的ならびに原則は、特に汚染の予防、削減、可能な限りの除去を目指している。
- (3) 廃棄物管理に対する共同体戦略の見直しに関する1996年7月30日付け欧州委員会コミュニケーション¹は、廃棄物の中の有害物質の含有を削減する必要性を強調し、製品の中および生産工程におけるこのような物質の存在を制限する共同体全体の規則がもつ潜在的な便益を指摘している。
- (4) カドミウムによる環境汚染と戦うための共同体行動計画²に関する1998年1月25日付の理事会決議は、そのような計画のための特別措置の策定を欧州委員会が遅滞なく推し進めるよう求めている。また人間の健康も保護されるべきであり、それゆえに、特にカドミウムの使用を制限するものや代替の研究を奨励する全体的な戦略が実行されるべきである。同決議では、カドミウムの使用は適切でより安全な代案が存在しない場合に限定すべきであると強調している。

¹ COM (96) 399 final

² OJ C 30, 04.02.1988, p. 1

< 欧州議会第一読会の修正意見：暫定版 >

～ 2001年5月15日 欧州議会本会議採決 ～

仮訳

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する

欧州議会および理事会指令の提案

COM (2000) 347 - C5-0415 (2000) - 2000/0159 (COD)

(欧州委員会から提出)

提案は次のとおり修正された：

(編集者注：修正されなかった条項等は番号・記号のみ記載した。また、修正文の中で修正された箇所に下線を付した。)

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に第 95 条を尊重し、

欧州委員会からの提案を尊重し、

経済社会評議会の意見を尊重し、

地域委員会の意見を尊重し、

条約第 251 条に規定された手続きに従って行動し、

以下の事項に鑑み、

(1)

(2)

(3)

(4)

1

2

- (5) 廃電気電子機器（WEEE）に関する欧州連合および欧州議会指令……で述べられているように、WEEE の回収、処理、リサイクルおよび処分に関する措置が、関連する重金属や難燃剤のポリ臭化ジフェニール（PBB）、ポリ臭化ジフェニールエーテル（PBDE）につながる廃棄物管理の問題を減少させるために必要である旨、利用可能な証拠が示している。しかしながら、これらの措置にもかかわらず、WEEE のかなりの部分が現行の処分ルートの中から見つかり続けるであろう。WEEE がたとえ分別回収され、リサイクル工程に付託されようと、それらに含まれる水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、PBB および PBDE が健康または環境にリスクを与えうる。
- (6) 技術的および経済的な可能性を配慮して、これらの物質が関連する健康および環境へのリスクを顕著に減少させ共同体において選択された保護水準を達成することができる最も効果的な方法は、電気電子機器の中のこれらの物質を安全またはより安全な材料により代替することである。
- (7) 本指令の中で述べられている物質は、科学的に研究かつ評価され、ならびに共同体および加盟国の双方のレベルにおける異なる措置に委ねられてきた。
- (8) 本指令で規定されている措置は、現行の国際的指針および勧告を考慮し、利用可能な科学的ならびに技術的な情報の評価に基づいている。これらの措置が行われない場合に共同体内で起こりうるリスクを考慮しつつ、人間と動物の健康および環境の保護について選択された水準に達成するためにこれらの措置が必要である。これらの要求は見直しが続けられ、かつ、必要な場合は利用可能な技術的・科学的情報を考慮して調整されるべきである。
- (9) 本指令は、安全と健康の要求事項に関する共同体法規と特定の共同体廃棄物管理法規、特に欧州委員会指令 98/101/EC³によって改正された特定の危険物質⁴を含有する電池・蓄電池に関する 1991 年 3 月 18 日付理事会指令 91/157/EEC を侵すことなく適用されなければならない。
- (10) 重金属、PBDE および PBB を含まない電気電子機器の技術的な開発が考慮されるべきである
- (11) 代替要求の適用除外は、代替が科学的な見地から不可能な場合、ないしは代替により生じる環境および健康への悪影響が、代替がもたらす人間、動物および環境への利益よりまさる場合に認められるべきである。また電気電子機器のユーザーの健康と安全についても、電気電子機器に含まれる有害物質の代替により危険にさらされるべきでない。
- (12) 本指令の実施に必要な措置は、欧州委員会に与えられる執行権限の行為を定める 1999 年 6 月 28 日付理事会決定 1999/468EC の第 2 条の意図における一般的な範囲内の措置であるので⁵、同決定の第 5 条に規定された方法により採択されるべきである。

本指令を、以下の如く採択した。

第 1 条 目的

本指令の目的は、電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限に関し、加盟国の法制の近似化を図ることであり、かつ、廃電気電子機器の環境に健全な再生および処分に寄与することである。

³ OJ L 1, 05.01.1999, p. 1

⁴ OJ L 78, 26.03.1991, p. 38

⁵ OJ L 184, 17.07.1999, p. 23

- (5)
- (6) 技術的および経済的な可能性を配慮して、これらの物質が関連する健康および環境へのリスクを顕著に減少させ共同体において選択された保護水準を達成することができる最も効果的な方法は、電気電子機器の中のこれらの物質を安全またはより安全な材料により代替することである。これらの有害物質の使用を制限することは、WEEE のリサイクルの可能性と経済的収益性を高め、かつリサイクル施設の労働者に対する健康上の悪影響を減少させる。
- (7)
- (8)
- (9) 本指令は、安全と健康の要求事項に関する共同体法規と特定の共同体廃棄物管理法規、特に欧州委員会指令 98/101/EC³ によって改正された特定の危険物質⁴ を含有する電池・蓄電池に関する 1991 年 3 月 18 日付理事会指令 91/157/EEC、および危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する加盟諸国の法律、規則、行政規定の近似化を図るための 1976 年 7 月 27 日付理事会指令 76/769/EEC⁵ を侵すことなく適用されなければならない。
- (9a) 廃棄物の回収および加工に従事する労働者は、特に、健康に悪影響を与える非常に様々な要素にさらされる。かかる労働者に対する健康と安全問題を予防するために、履行措置は、労働者の安全および健康の改善を奨励する措置の導入に関する 1989 年 6 月 12 日付理事会指令 89/391/EEC の第 6 条に規定されているリスク回避の原則とも整合していなければならない⁶。電気電子機器の製造において、廃棄物処理の面で有害素材とされる物質の使用を可能な限り避けるべきである。
- (9b) 指令の対象範囲は将来、電気電子機器に使用される他の有害物質を含めるべく拡大すべきである。特に電気電子機器に含まれるハイドロフルオロカーボン（HFCs）および他のハロゲン系難燃剤の代替可能性に対する見直しに特段の注意が払われるべきである。
- (10) 重金属、および臭素系難燃剤を含まない電気電子機器の技術的な開発が考慮されるべきである
- (11) 代替要求の適用除外は、代替が科学的な見地から不可能な場合、ないしは代替により生じる環境および健康への悪影響が、代替がもたらす人間、動物および環境への利益よりまさる場合に、または科学的な証拠がそれらを使用することが健康ないしは環境にいかなる著しいリスクを生じさせない場合に認められるべきである。また電気電子機器のユーザーの健康と安全についても、電気電子機器に含まれる有害物質の代替により危険にさらされるべきでない。
- (11a) 製品の再使用、リファービッシュおよび寿命の延長は有益であるので、スペアパーツは利用可能であるべきである。

(12)

第 1 条 目的

本指令の目的は、廃電気電子機器の生産、使用、処理および処分に関連する環境と人間の健康に対するリスクと影響を最小化することである。

³

⁴

⁵ OJ L 262, 27.09.1976, p. 201

⁶ OJ L 183, 29.06.1989, p. 1

第 2 条 範囲

1. 本指令は、[廃電気電子機器に関する] 指令.....の付属書 A に定められたカテゴリーに属する電気電子機器に適用される。
2. 第 4 条の規定は同付属書のカテゴリー8、9 および 10 に属する電気電子機器には適用されない。
3. 本指令は、安全および健康の要求事項に関する共同体法規、ならびに特定の共同体廃棄物管理法を侵すことなく適用しなければならない。

第 3 条 定義

本指令の目的のために次の定義が適用される、

- (a) 「電気電子機器 (electrical and electronic equipment)」とは、正しく作動するために電流または電磁界に依存する機器で、交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを超えない定格電圧で使用するよう設計され、そのような電流と電磁界を発生、伝導、測定するための機器を意味する。
- (b) 「生産者 (producer)」とは、電気電子機器を自己ブランドで製造し販売する者、他の供給者によって生産された機器を自己ブランドで再販売する者、あるいはその機器を加盟国の一つに専門的に輸入する者を意味する。

第 4 条 予防

1. 加盟国は、2008 年 1 月 1 日から、電気電子機器に含まれる鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) およびポリ臭化ジフェニールエーテル (PBDE) の使用が確実に他の物質に代替されるようにしなければならない。
2. 本条(1)は付属書に掲げた鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの用途には適用されない。

第 5 条 科学的・技術的進歩への適合

1. 次の目的のために付属書を科学的・技術的進歩に適応させることに必要な修正は、第 7 条(2)に規定された手続に従って採択されなければならない：
 - (a) 電気電子機器の特定の材料と構成部品の中にあり、第 4 条(1)に述べられている物質の存在に対し、許容され得るに値する最大濃度を必要に応じて設定すること；
 - (b) 電気電子機器の材料と構成部品の中に、第 4 条(1)に述べられている物質の使用を技術的にまたは科学的に避けることができない場合、または代替物質によって引き起こされる環境および/または健康への悪影響が、それによってもたらされる環境上の可能な便益を上回りそうな場合には、当該材料と構成部品を第 4 条(1)規定から除外すること；

第 2 条 範囲

1. 本指令は、WEEE 指令付属書 A に定めるカテゴリーに属する電気電子機器および電球、生活空間の照明および小型蛍光灯に適用する。
2. 第 4 条の規定は、WEEE 指令付属書 A のカテゴリー 8 および 9 に属する電気電子機器、2006 年 1 月 1 日以前に上市した機器の補修用スペアパーツおよび消耗品には適用しない。
- 3.

第 3 条 定義

- (a)
- (b)

第 4 条 予防

1. 加盟国は、2006 年（1 月 1 日）以降に上市する新しい電気電子機器は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）またはポリ臭化ジフェニールエーテル（PBDE）を確実に含有しないようにしなければならない。
2. 本条（1）は付属書に掲げた鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの用途には適用されない。欧州議会および理事会は、必要な科学的データおよびリスク分析の結果が入手次第、欧州委員会の権限を損なわずに、他の有害物質の禁止およびそれら代替に関し、少なくとも消費者保護と同じレベルを確保した環境により優しい選択により決定しなければならない。

第 5 条 科学的・技術的進歩への適合

1. 次の目的のために第 4 条(1)に追加する物質または付属書を科学的・技術的進歩に適応させることに必要な修正は、第 7 条(2)に規定された手続に従って採択されなければならない。
 - (a) 電気電子機器の特定の材料と構成部品の中にあり、第 4 条(1)に述べられている物質の存在に対し、許容され得るに値する最大濃度を必要に応じて設定し、かつ指令発効から 1 年以内に最初に設定すること；
 - (b) 電気電子機器の材料と構成部品の中に、第 4 条(1) に述べられている物質について、除去、または設計変更ないしは、その中で言及されているいかなる原料または物質を必要としない材料と構成部品による代替が、技術的にまたは科学的に不可能な場合、または代替物質によって引き起こされる環境、健康および/または消費者安全への悪影響が、それによってもたらされる環境、健康および/または消費者安全上の可能な便益を上回りそうな場合には、当該材料と構成部品を第 4 条(1)規定から除外すること；

- (c) 電気電子機器の材料と構成部品の中の第 4 条(1)に述べられている物質の使用が回避可能な場合、代替物質によって引き起こされる環境および/または健康への負の影響が、それによってもたらされる環境上の可能な利益を上回まわらない条件で当該材料と構成部品を付属書から削除すること。

2. 欧州委員会は、本条(1)に従って付属書を修正する前に電気電子機器の生産者と協議しなければならない。

第 6 条 **見直し**

欧州委員会は、遅くとも 2003 年 12 月 31 日まで必要に応じて新たな科学的な証拠を考慮して、本指令に規定された措置を見直さなければならない。

第 7 条 **委員会**

1. 欧州委員会は、指令 75/442/EEC⁶の第 18 条に従い設置された委員会によって補佐されなければならない。
2. 本項が言及される場合、決定 1999/468/EC の第 5 条に定められた規制の手続きは、同決定の第 7 条および第 8 条に従い適用しなければならない。
3. 決定 1999/468/EC の第 5 条(6)で規定された期間は、3 ヶ月とする。

第 8 条 **国内法への転換**

1. 加盟国は、遅くとも 2004 年 6 月 30 日まで（採択後 18 ヶ月）に、本指令を遵守するのに必要な法律、規則、行政令を施行しなければならない。その旨直ちに委員会に通知しなければならない。
2. 加盟国がこれらの法令を採択する時は、本指令に対する言及がなされなければならない、あるいは官報公示の発表時点でかかる言及が付記されていなければならない。そのような言及をどのように行うかは加盟国が採択しなければならない。
3. 加盟国は、本指令の範囲内で採択されるすべての現行の法律、規則、行政令の原文を委員会に通知しなければならない。

⁶ OJ L 194, 25.07.1975, p. 39

(c) 電気電子機器の材料と構成部品の中の第 4 条(1) に述べられている除去、または設計変更ないしは、その中で言及されているいかなる原料または物質を必要としない材料と構成部品による代替が、技術的または科学的に可能な場合、代替物質によって引き起こされる環境、健康および/または消費者安全への悪影響が、それによってもたらされる環境、健康および/または消費者安全上の可能な利益を上回まらない条件で当該材料と構成部品を付属書から削除すること。

2. 欧州委員会は、本条(1) に従って付属書を修正する前に電気電子機器の生産者、リサイクル業者、処理業者、環境団体および労働者・消費者団体と協議しなければならない。意見は、第 7 条(1) に定める委員会に提出しなければならない。欧州委員会は受理する情報を説明し、結果を正当化しなければならない。

2a. 欧州議会は、本条項に従って下された決定事項は完全に通知を受けなければならない。

第 6 条 見直し

欧州委員会は、遅くとも 2003 年 12 月 31 日までに必要に応じて新たな科学的な証拠を考慮して、本指令に規定された措置を見直さなければならない。

見直しにおいて、欧州委員会は、効果的な火災予防の代案が用意できたとき、化学品戦略の中で定められた原則に従い臭素系難燃剤が懸念を引き起こさないと証明できない場合、臭素系難燃剤の代替を提案しなければならない。

見直しにおいて、電気電子機器に使用される他の有害物質、特にハイドロフルオロカーボン（HFCs）、PVC および他のハロゲン系難燃剤の、環境と人間の健康への影響に特段の注意が払われるべきである。欧州委員会は、当該物質および材料の代替可能性について調査しなければならない。欧州議会および理事会に対し第 4 条に定められた要求事項を適切に拡大する提案を進めなければならない。

2003 年 12 月 31 日までに欧州委員会に提出される科学的なデータは、本条項である指令の見直しの中で検討されなければならない。

2004 年 12 月 31 日までに欧州委員会は、第 5 条の規定に基づき最新の付属書を公表しなければならない。

第 7 条 委員会

- 1.
- 2.
- 3.

第 7 条 a 罰則

加盟国は、本指令に従い採択された国家规定の違反に対して罰則を決定する。かかる罰則は効果的で、バランスのとれたかつ抑止力のあるものでなければならない。

第 8 条 国内法への転換

1. 加盟国は、遅くとも (指令発効から 18 ヶ月) までに、本指令を遵守するのに必要な法律、規則、行政令を施行しなければならない。その旨直ちに委員会に通知しなければならない。
- 2.
- 3.

第 9 条 発効

本指令は、*欧州共同体官報*に告示された日から 20 日後に発効する。

第 10 条 対象

本指令は加盟国が対象となる。

ブラッセルにおいて制定

欧州議会
議長

理事会
議長

付属書

第 4 条(4)から除外される鉛、水銀、カドミウム及び六価クロムの用途

- ランプ 1 本あたり 5 mg を超えない範囲のコンパクト蛍光灯中の水銀
- ランプ 1 本あたり 10 mg を超えない範囲の直管蛍光灯の中の水銀
- 本付属書に特に定められていないランプの中の水銀
- 研究用の機器の中の水銀
- 放射線保護としての鉛
- 陰極線管、電球、蛍光管のガラス中の鉛
- 合金成分として、鋼材の中の 0.3wt% までの鉛、アルミ材の中の 0.4wt% までの鉛、および銅材の 4wt% までの鉛
- 電子セラミック部品の中の鉛
- セレン光電管の表面の酸化カドミウム
- 特定の用途における防錆用のカドミウム表面処理
- 原子吸収型分光光学器およびその他の重金属測定用の空中陰極線管の中のカドミウム、水銀、鉛
- 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム

第9条 発効

本指令は、欧州共同体官報に告示された日から20日後に発効する。

第10条 対象

付属書

第4条(4)から除外される鉛、水銀、カドミウム及び六価クロムの用途

- ランプ1本あたり5 mg を超えない範囲のコンパクト蛍光灯中の水銀
- ランプ1本あたり10 mg を超えない範囲の直管蛍光灯の中の水銀
- 本付属書に特に定められていないランプの中の水銀
- ~~研究用の機器の中の水銀~~
- ~~放射線保護としての鉛~~
- 陰極線管、電球、蛍光管のガラス中の鉛
- 合金成分として、鋼材中の0.3wt%までの鉛、アルミ材中の0.4wt%までの鉛、および銅材の4wt%までの鉛
- 電子セラミック部品中の鉛
- ~~セレン光電管の表面の酸化カドミウム~~
- 高融点ハンダ中の鉛
- 電子部品に使用されるガラス中の鉛
- piezoelectric device 中の鉛
- サーバー、ストレージ・アレイ・システム、音声およびデータ・トランスミッション、ならびにネットワーク装置中の鉛
- 特定の用途における防錆用のカドミウム表面処理
- ~~原子吸収型分光器およびその他の重金属測定用の空中陰極線管中のカドミウム、水銀、鉛~~
- 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム

Draft Proposal for a

DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment

THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,

Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 95 thereof,

Having regard to the proposal from the Commission,

Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee,

Having regard to the opinion of the Committee of Regions,

Acting in accordance with the procedure laid down in Article 251 of the Treaty,

Whereas:

- (1) The disparities between the laws or administrative measures adopted by the Member States as regards the restriction of the use of hazardous substances in electrical and electronic equipment could create barriers to trade and distort competition in the Community and may thereby have a direct impact on the establishment and functioning of the internal market. It therefore appears necessary to approximate the laws of the Member States in this field.
- (2) The objectives and principles of the Community's environment policy are, in particular, to prevent, reduce and as far as possible eliminate pollution.
- (3) The Commission Communication of 30 July 1996 on the Review of the Community Strategy for waste management¹ stresses the need to reduce the content of hazardous substances in waste points out the potential benefits of Community-wide rules limiting the presence of such substances in products and in production processes.
- (4) The council Resolution of 25 January 1988 on a Community action programme to combat environmental pollution by cadmium² invites the Commission to pursue without delay the development of specific measures for such a programme. Human health also has to be protected and an overall strategy that in particular restricts the use of cadmium and stimulates research into substitutes should therefore be implemented. The Resolution stresses that the use of cadmium should be limited to cases where suitable and safer alternatives do not exist.
- (5) The available evidence indicates that measures on the collection, treatment, recycling and disposal of waste electrical and electronic equipment (WEEE) as set out in Directive of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment are necessary to reduce the waste management problems linked to the heavy metals concerned and the flame retardants polybrominated biphenyls (PBB) and polybrominated diphenyl ether (PBDE). In spite of those measures, however, significant parts of WEEE will continue to be found in the current disposal routes. Even if WEEE were collected separately and submitted to recycling processes, its content of mercury, cadmium, lead, chromium VI, PBB and PBDE would be likely to pose risks to health or the environment.

¹ COM (96) 399 final.

² OJ C 30, 04.02.1988, p. 1.

- (6) Taking into account technical and economic feasibility, the most effective way of ensuring the significant reduction of risks to health and the environment related to those substances which can achieve the chosen level of protection in the Community is the substitution of those substances in electrical and electronic equipment by safe or safer materials. Restricting the use of these hazardous substances will enhance the possibilities and economic profitability of recycling of WEEE and decrease the negative health impact on workers in recycling plants.
- (7) The substances covered by this Directive are scientifically well researched and evaluated and have been subject to different measures both at Community and national level.
- (8) The measures provided for in this Directive take into account existing international guidelines and recommendations and are based on an assessment of available scientific and technical information. The measures are necessary to achieve the chosen level of protection of human and animal health and the environment, having regard to the risks which the absence of measures would be likely to create in the Community. The measures should be kept under review and, if necessary, adjusted to take account of available technical and scientific information.
- (9) This Directive should apply without prejudice to Community legislation on safety and health requirements and specific Community waste management legislation, in particular Council Directive 91/157/EEC of 18 March 1991 on batteries and accumulators containing certain dangerous substances³, as amended by Commission Directive 98/101/EC⁴, and Council Directive 76/769/EEC of 27 July 1976 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to restrictions on the marketing and use of certain dangerous substances and preparations⁵.
- (9a) Workers employed in the collection and processing of waste are exposed to a particularly great variety of factors which adversely affect health. In order to prevent health and safety problems for such persons, implementing measures should also conform to the principles of risk prevention laid down in Article 6 of Council Directive 89/391/EEC of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work⁶. The use of substances which become dangerous materials in the context of waste treatment should where possible be avoided in the manufacture of electrical and electronic equipment
- (9b) The scope of the Directive should , in the future, be expanded to include other hazardous substances used in electrical and electronic equipment. Particular attention should therefore be paid at the review to the feasibility of substituting hydrofluorocarbons (HFCs) and other halogenated flame retardants in electrical and electronic equipment.
- (10) The technical development of electrical and electronic equipment without heavy metals and brominated flame retardants should be taken into account.
- (11) Exemptions from the substitution requirement should be permitted if substitution is not possible from the scientific and technical point of view or if the negative environmental or health impacts caused by substitution are likely to outweigh the human, animal and environmental benefits of the substitution, or where scientific evidence demonstrates that their use does not result in any significant risk to health or the environment. The health and safety of users of electrical and electronic equipment should also not be jeopardised by the substitution of the hazardous substances in such equipment.

³ OJL 78, 26.03.1991, p. 38.

⁴ OJL 1, 05.01.1999, p. 1.

⁵ OJL 262, 27.09.1976, p. 201.

⁶ OJL 183, 29.06.1989, p.1.

(11a) As product re-use, refurbishment and extension of lifetime are beneficial, spare parts need to be available.

(12) Since the measures necessary for the implementation of this Directive are measures of general scope within the meaning of Article 2 of Council Decision 1999/468/EC of 28 June 1999 laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission⁷, they should be adopted by use of the regulatory procedure provided for in Article 5 of that Decision,

HAVE ADOPTED THIS DIRECTIVE:

Article 1
Objectives

The purpose of this Directive is to minimise the risks to, and impacts on, the environment and human health associated with the production, use, treatment and disposal of waste electrical and electronic equipment.

Article 2
Scope

1. This Directive shall apply to electrical and electronic equipment falling under the categories set out in Annex I A to Directive [on waste electrical and electronic equipment] and to electric light bulbs, lighting for living areas and compact fluorescent lamps.
2. Article 4 shall not apply to electrical and electronic equipment falling under categories 8, and 9 of Annex I A to Directive [on waste electrical and electronic equipment], to spare parts and consumables for, and for the repair of, equipment placed on the market before 1 January 2006.
3. This Directive shall apply without prejudice to Community legislation on safety and health requirements and specific Community waste-management legislation.

Article 3
Definitions

For the purposes of this Directive, the following definitions shall apply:

- (a) ‘electrical and electronic equipment’ means equipment which is dependent on electric currents or electromagnetic fields in order to work properly and equipment for the generation, transfer and measurement of such currents and fields and designed for use with a voltage rating not exceeding 1000 Volt for alternating current and 1500 Volt for direct current;
- (b) ‘producer’ means any person who manufactures and sells electrical and electronic equipment under his own brand, who resells under his own brand equipment produced by other suppliers or who imports that equipment on a professional basis into a Member State.

⁷ OJL 184, 17.07.1999, p. 23.

Article 4

Prevention

1. Member States shall ensure that new electrical and electronic equipment marketed after 1 January 2006 does not contain lead, mercury, cadmium, hexavalent chromium, polybrominated biphenyls (PBB) or polybrominated diphenyl ether (PBDE) in electrical and electronic equipment is substituted by other substances.
2. Paragraph 1 shall not apply to the appliances of lead, mercury, cadmium and hexavalent chromium listed in the Annex. The European Parliament and the Council shall decide, as soon as the necessary scientific data and the findings of risk analyses are available, and without prejudice to the powers of the Commission, on the prohibition of other hazardous substances and the substitution thereof by more environment-friendly alternatives which ensure at least the same level of protection for consumers.

Article 5

Adaptation to scientific and technical progress

1. Any amendments which are necessary in order to add substances to Article 4(1) or adapt the Annex to scientific and technical progress for the following purposes shall be adopted in accordance with the procedure referred to in Article 7(2):
 - (a) establishing, as necessary, maximum concentration values up to which the presence of the substances referred to in Article 4(1) in specific materials and components of electrical and electronic equipment shall be tolerated and initially set within one year of the entry into force of the Directive;
 - (b) exempting materials and components of electrical and electronic equipment from Article 4(1) if their elimination or substitution via design changes or materials and components that do not require any of the materials or substances referred to therein in those materials and components is technically or scientifically impossible or where the negative environmental health and/or consumer safety impacts caused by substitution are likely to outweigh the environmental, health and/or consumer safety benefits thereof;
 - (c) deleting materials and components of electrical and electronic equipment from the Annex if their elimination or substitution via design changes or materials and components that do not require any of the materials or the substances referred to in Article 4(1) is in those materials and components technically or scientifically possible, provided that the negative environmental, health and/or consumer safety impacts caused by substitution do not outweigh the possible environmental health and/or consumer safety benefits thereof.
 2. Before the Annex is amended pursuant to paragraph 1, the Commission shall consult producers of electrical and electronic equipment, recyclers, treatment operators, environmental organisations and employee and consumer associations. Comments shall be forwarded to the committee referred to in Article 7(1). The Commission shall provide an account of the information it receives and shall justify its findings.
- (2a) The European Parliament shall be kept fully informed of decisions taken in accordance with this Article

Article 6

Review

By 31 December 2003 at the latest, the Commission shall review the measures provided for in this Directive to take into account, as necessary, new scientific evidence.

In its review, the Commission shall propose substituting brominated flame retardants when effective fire prevention alternatives are available, unless it can be demonstrated that brominated flame retardants do not give rise to concern in accordance with the principles set out in the chemicals strategy.

Particular attention shall be paid during the review to the impact on the environment and on human health of other hazardous substances and materials used in electrical and electronic equipment, in particular hydrofluorocarbons (HFCs), PVC and other halogenated flame retardants. The Commission shall examine the feasibility of substituting such substances and materials and shall come forward with proposals to the European Parliament and the Council to extend the requirements laid down in Article 4, as appropriate.

Technical data submitted to the Commission by 31 December 2003 shall be considered in the review of the directive under this Article.

By 31 December 2004, the Commission shall publish an updated Annex, based on the provisions of Article 5.

Article 7

Committee

1. The Commission shall be assisted by the committee instituted by Article 18 of Directive 75/442/EEC⁸.
2. Where reference is made to this paragraph, the regulatory procedure laid down in Article 5 of Decision 1999/468/EC shall apply, in compliance with Article 7 and Article 8 thereof.
3. The period provided for in Article 5(6) of Decision 1999/468/EC shall be three months.

Article 7a

Penalties

Member States shall determine penalties applicable to breaches of the national provisions adopted pursuant to this Directive. The penalties thus provided for shall be effective, proportionate and dissuasive.

Article 8

Transposition

1. Member states shall bring into force the law, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by [18 months after its entry into force] at the latest. They shall immediately inform the Commission thereof.
2. When Member States adopt those provisions, they shall contain a reference to this Directive or be accompanied by such a reference on the occasion of their official publication. Member States shall determine how such reference is to be made.
3. Member States shall communicate to the Commission the text of all existing laws, regulations and administrative provisions adopted in the field covered in the field covered by this Directive.

⁸ OJ L 194, 25.07.1975, p. 39.

Article 9
Entry into force

This Directive shall enter into force on the ~~twentieth~~ day following that of its publication in the *Official Journal of the European Communities*.

Article 10
Addressees

This Directive is addressed to the Member States.

Done at Brussels, [...]

For the European Parliament
The President
[...]

For the Council
The President
[...]

ANNEX

Applications of lead, mercury, cadmium and hexavalent chromium, which are exempted from the requirements of Article 4(4)

- Mercury in compact fluorescent lamps not exceeding 5 mg per lamp
- Mercury in straight fluorescent lamps not exceeding 10 mg per lamp
- Mercury in lamps not specifically mentioned in this Annex
- ~~Mercury in laboratory equipment~~
- ~~Lead as radiation protection~~
- Lead in glass of cathode ray tubes, light bulbs and fluorescent tubes
- Lead as an alloying element in steel containing up to 0.3% lead by weight, aluminium containing up to 0.4% lead by weight and as a copper alloy containing up to 4% lead by weight
- Lead in electronic ceramic parts
- ~~Cadmium oxide on the surface of selenium photocells~~
- Lead contained in high melting temperature type solder
- Lead in glass in electronic components
- Lead in piezoelectric devices
- Lead in servers, storage and storage array systems, voice and data transmission and networking equipment
- Cadmium passivation as an anti-corrosion in specific applications
- ~~Cadmium, mercury and lead in hollow cathode lamps for atomic absorption spectroscopy and other instruments to measure heavy metals~~
- Hexavalent chromium as an anti-corrosion of the carbon steel cooling system in absorption refrigerators

欧州環境規制動向

～在ブリッセル弁護士モニタリング情報

I. EU

1. 欧州委員会、自主的な電気製品グリーン化運動に向けて新対策を開始

欧州委員会の企業総局（Enterprise Directorate-General）が提示した、電気電子機器の環境に与える影響に関する指令案（EEE）に関する作業ペーパーについて、2001年3月6日、欧州委員会とステークホルダーとの間で話し合いがもたれた¹。2000年3月にリスボンで開催された欧州理事会での環境規制の簡素化の呼びかけを受けて、本作業ペーパーでは規制にかわる代替的手法の実際例を記述している。そして、指令案の基礎となる可能性があり、企業政策など他の政策分野への持続可能な開発の統合化をめざすEUの決意を反映するものである。また、製品設計段階におけるEEE廃棄物管理を改善することによりWEEEに関する指令案を補完し、現行法として効果を発揮しているニュー・アプローチ政策を環境という新領域にいかに対応できるかを示すことにより包括的製品政策（IPP）に定められた目標をさらに進めようとするものである。

本作業ペーパーは、ハイレベルの環境保護を提供することに重点をおく一方、同時に域内市場の正常な機能を確保し、競争を活性化し、さらに環境に配慮した設計という分野での企業の革新を促すインセンティブを提供するものである。重要な原則となっているのは、様々な環境への影響を製品のライフサイクルを通じて捉えるという、「全体的（holistic）」な視

点である。

本作業ペーパーの革新的性格および環境に関する多くの複雑な問題を認識し、加盟国の代表、製造業者、サプライヤー、NGO、消費者およびその他利害関係者をまじえながら、広範囲にわたる包括的な協議プロセスが進められている。すでに2000年春より一連の議論が行なわれており、インターネットによる電子協議も含めて、2001年も同プロセスは継続される。これと併行して、ビジネスへの影響に関する徹底的な評価が企業への潜在的影響に対する理解を深めるとともに、最終的には、特に中小企業に対する行政的負担ができるだけ軽くなるようにする。

2. 欧州議会議員、WEEE目標の強化を要求

ドイツ代表の欧州議会議員（MEP）であって「廃電気電子製品（WEEE）指令案」および「電気電子機器における特定有害物質の使用制限（RoHS）指令案」のラポーターであるフローレンツ（K. H. Florenz）氏は、WEEEの分別回収を義務づけるべきであるという。両指令案は、2001年3月26日の欧州議会「環境、公衆衛生および消費者政策に関する委員会」で採決（編集者注：実際は4月24日に行なわれた）されそして5月中旬の本会議でも採決にかけられる予定になっている。

同議員は、2001年2月27日に開かれた環境委員会の会合で、欧州委員会のWEEEに関する提案をさらに強化し、使用済み電気製品の廃棄処分を禁止する内容を盛り込むべきであると述べた。また、以下を提案した。

- ・ 生産者責任の発効後に販売された製品には、個別責任による生産者の費用負担を

¹ 本作業ペーパーに関する詳細情報および今後の動向については、下記サイトを参照のこと。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr_equipment/eee/index.htm

[編集者注：翻訳は当誌前号（Vol.2 No.6）に掲載]

適用すべきである。

- ・ 廃棄物処理システムの構築については共同方式とするのか個別方式とするのか（例えば、販売店あるいはコンテナパーク経由とするのか、それともその他の方式を採用するのか）という問題については保留のままとすべきである。
- ・ 引取り制度の導入については、加盟国に柔軟性を与えるべきである（分別回収制度は、指令発効後 18 ヶ月ではなく 30 ヶ月に導入する）。
- ・ 再利用可能な製品は同指令の対象外とする。
- ・ 運営母体の定義を修正し、WEEE 管理責任を有するのは生産者だけでなくさらに多くの関与者が存在することを認めるべきである。
- ・ 消費者および使用者を指令の対象範囲に含むべきである。

多くの議員は、生産者が指令発効から 5 年後に「新廃棄物 (new waste)」の処理費用を負担できるように回収およびリサイクル目標を引き上げるべきであるとして、同議員の報告案を支持した。

このような先送りは、historical waste に対して導入されたものに類似している。指令発効前の historical waste の処理費用は共同で負担することになるが、「新」廃棄物の処理費用の負担を共同とするか個別とするかは加盟国が決定する。廃棄物の再利用およびリサイクル目標は、大型家電製品が 75%、コンピューター機器が 65%、AV 機器が 50%である。ブラウン管については、別途 70%という目標が適用されることを提案している。

3. 使用済み自動車、有害廃棄物と分類

欧州委員会は、2001 年 1 月 22 日に「決定」を採択し、これにより使用済み自動車は有害廃棄物として分類され、(廃棄物に関する理事会指令 75/442/EEC および有害廃棄物に関する理事会指令 91/689/EEC に応じて廃棄物

リストを定めた決定 94/3/EC に代る)² 決定 2000/532/EC に定められた有害廃棄物リストに含められる。欧州委員会は、使用済み自動車に液体または他の構成部品が含まれる限り、この措置には正当性があるとしている。

2001 年 1 月 16 日に採択された予備的「決定」では、当該有害廃棄物リストを修正したものの、使用済み自動車については含めなかった。これは、一部の加盟国がかかる車両管理に関する問題を見越して廃棄物として認めることに難色を示したからである。今回の「決定」により、ライフサイクルを終了した古い車両を引取るセンターに、有害廃棄物に関する指令の規定を適用することが義務付けられることになる。指令 91/689/EEC の付属文書(有害廃棄物の分類基準)に基づき使用済み自動車を有害と分類すべきであるとの主張について、異議の申立てはなかった。欧州委員会は、認可制度に関して予想される問題を理由に、有害廃棄物の特性を示す廃棄物を無害廃棄物と見なすことはできないと回答した。そして、液体および有害構成部品を含む使用済み自動車が 1991 年指令の付属書 III に記載されている有害廃棄物の特性を示すということに、異議の申立てはなかったと指摘している。したがって、同委員会はその立場を保持しているが、閣僚理事会が予定の日程内で全会一致に達しなかったために、提案されている措置の採択は欧州委員会に委ねられる。この「決定」は、決定 2000/532/EC と同日の 2002 年 1 月 1 日に発効される。これにより、加盟国は二つの「決定」を一つの手段として実施するための国内措置が採択できることになる。

4. 欧州委員会、包括的製品政策に関するグリーン・ペーパーを採択

欧州委員会は、「包括的製品政策 (IPP) に関するグリーン・ペーパー」を採択した³。この主要目標は、そのライフサイクルを通じて広範囲に及ぶ製品の環境パフォーマンスを改善

² OJ L 47, p.32, 2001 年 2 月 16 日、OJ L226, p.3, 2000 年 9 月 6 日。

³ グリーン・ペーパーおよびステークホルダーのイベントの計画に関するすべての情報については、下記サイトを参照のこと。
<http://europa.eu.int/comm/environment/ipp/home.htm>
 [編集者注：翻訳は当誌前号 (Vol.2 No.6) に掲載]

することである。グリーン・ペーパーでは、よりグリーンな製品の市場開拓を促進するために製品関連の環境政策の強化および再び焦点を当てる戦略を提案している。未来の製品は、より少ない資源を使い、環境に与える影響およびリスクを低減し、そして既にコンセプト段階で廃棄物の発生を予防するものでなければならない。IPP は、「第 6 次環境行動計画」の革新的な柱の一つとして発表され、理事会の議長国であるスウェーデンが掲げる環境への優先事項の一つでもある。グリーン・ペーパーは、よりグリーンな製品を基盤として富の創造と競争によって新しい成長のパラダイムとより高い質の生活を実現するにはどうしたらよいかについての幅広い議論の提供を意図している。

欧州委員会の同文書採択を歓迎して、ヴァルストレム (M. Wallström) 環境担当コミッショナーは、次のように明言した。「このグリーン・ペーパーは、第 6 次環境行動計画で提示されたアプローチの実際の施行に向けた重要な一歩である。これは、未来の製品がより高い価値を持ち、より少ない資源を使い、そして健康と環境に関する市民の懸念を配慮することを保証する方法である。製品とは、私達の社会の富および私達が享受する生活の質の根本に係わるものである。しかし、製品の消費拡大は、直接および間接的に私達の社会が引き起こす汚染および資源枯渇の主な原因にもなっている。」

「利害関係者、加盟国および欧州議会すべてにとって、このグリーン・ペーパーは、政策形成に寄与する機会を与えるものである。その政策というのは、製造業者に対しては環境問題への未然の対処を奨励し、消費者および公的機関に対しては購買決定時における積極的な製品グリーン化を支援する手段を提供できる。また、揺りかごから墓場までというよりむしろ揺りかごから揺りかごまでと呼ぶにふさわしいアプローチを導入するものである。同時に、消費者、環境および企業の利益に資するものでもある。つまり、環境上および実利的機会を提供する政策なのである。」

IPP には、以下に示すとおり、基本的な経済

原則に基づく主要目標が 3 つある。

- ・ 第一に、よりグリーンな製品に対する消費者の需要を喚起すること。これを達成するには、アクセスが容易で、理解しやすく、そして信頼できる情報を提供するしか方法がない。この目標を達成するためにグリーン・ペーパーが提示している重要な手法は、各種のエコラベル表示である。公的機関もまた、公共調達を通じて、率先してよりグリーンな市場に向けて重要なスタートを切ることができる。
- ・ 第二に、グリーンな製品の供給における企業のリーダーシップを喚起すること。これに関連して提示されている手法には、ライフサイクルの発生と流れの情報、エコデザインに関する指針、そして規格への環境的側面の統合化などがある。また、グリーン・ペーパーの中で新たに提示された提案の一つに、主なステークホルダーから成る製品パネル (小委員会) の設立がある。
- ・ 第三に、よりグリーンな製品市場の促進に価格メカニズムを利用すること。これに関連する手法には、エコラベル表示製品に対する付加価値税 (VAT) 引下げなど課税措置の差別化、生産者責任という概念の新領域への拡大、そして、「環境保護を促進するための国家助成に関する新ガイドライン」という枠組みの中での国家助成政策の利用などがありうる。

これらの目標達成には、ステークホルダーとの広範な対話が必要となる。グリーン・ペーパーが、2001 年前半に広範囲な公やけの議論を開始する。

欧州委員会は、また、この革新的な新政策に関する議論には、確実に加盟候補国も最初から参加させることに意欲的である。そのために最後には、加盟候補国の代表がワークショップ参加に招かれ、この分野でのさらなる行動すべてに密接に関与していくことになるだろう。

5. 欧州委員会、化学製品の持続可能な使用に関する白書を採択

2001年2月13日、欧州委員会は、毎週開催される会合の場で白書を採択し、その中で今後の共同体の化学物質政策に関する新戦略を示した⁴。「新化学物質戦略」の重要な目的は、人間の健康および環境に対する高いレベルの保護の提供とともに、域内市場の効率的機能の確保と化学産業における革新および競争の活性化である。

リーカネン（E. Liikanen）産業担当コミッショナーとヴァルストレム環境担当コミッショナーが共同で提出したこの白書は、人間の健康の保護と無毒環境の奨励という本質的責任と、EU化学産業の革新および競争を維持・強化する要件とのバランスを考慮したものである。また、化学物質に関する情報へのアクセス改善および意思決定プロセスの公開性促進による透明性を高める必要性についても配慮している。このEU最新政策では、国際的取組みとの統合および非動物実験の拡大を目指している。

「新化学物質戦略」が指針とする原則は「予防の原則（Precautionary Principle）」であり、重要な目的の一つは、適切な代替物質がある場合には危険度の高い物質から危険度の低い物質への代替を奨励することである。この新戦略の主な内容を以下に示す。

- ・ 1981年9月以前および以後に販売された化学物質（「既存」および「新」物質）の危険性およびその使用について、保護の水準に一貫性をもたせるために、同等の知識を提供する効率的且つ一貫性ある共通の規制の枠組み。
- ・ 当局から業界への化学物質の試験およびリスク評価責任の移管。
- ・ 高い質の保護を犠牲にしない革新および競争力の促進。
- ・ 最も危険な化学物質に対して厳格な管理

⁴ 将来の化学物質政策に関する戦略ホワイト・ペーパーについては、下記のサイトを参照のこと。
<http://europa.eu.int/comm/environment/chemicals/whitepaper.htm>

を保証するための特別認可制度の導入。

- ・ 化学物質に関するより一層の透明化および情報の改善。

白書では、既存および新物資に関する現行の二重制度では試験に関する要件が異なるため、大半の化学物質に対処できる効率的且つ一貫性のある共通制度への転換を求めている。同戦略は、現行の化学物質リスク評価およびリスクマネジメント制度に内在する問題に触れ、特に、人間の健康および環境への影響がほとんど知られていないが大量に市販されている既存物質への対応を目指している。

新スキームでは、ある特別な物質を製造する業界にその化学物質に関するデータを提供する責任が生じる。また当局は、業界が提供するデータの評価および業界案に基づく化学物質用試験プログラムの決定に関与することになる。さらに、強まる責任は、製造チェーンに属するユーザー（考案者および川下ユーザー）へ移行し、ユーザーはその物質利用法に関するデータを提供しなければならなくなる。

既存および新しい化学物質の両方を評価する新制度は、リーチ（REACH）システムとして知られている。同制度は、既存および新物質の両方に適用されるが、欧州委員会は最も広範囲に使用されている化学物質の試験をまず実施し、既存製品には11年間の移行措置期間を設けるよう提案している。

REACHの三つの特徴を以下に示す。

- ・ 企業が提出した約30,000種類の物質（生産量が1トンを超えるすべての既存および新物質）に関する基本情報を中央データベースに登録。これらの物質の約80%が登録のみ必要と推定される。
- ・ 生産量が100トンを超すすべての物質（15%に相当する約5,000種類の物質）に関する登録情報の評価。また、100トンに満たない物質についても懸念がある場合には同様。評価は当局が実施し、長期的な曝露の影響に焦点をおいた化学物

質用試験プログラムの開発を含む。

- ・ 発癌性、突然変異誘発性あるいは生殖機能に有害な物質（CMR: carcinogenic, mutagenic or toxic to reproduction）および残留性有機汚染物質（POP: persistent organic pollutants）の認可。

欧州委員会は、難分解性生体内蓄積性有害製品（PBT: persistent, toxic or bio-accumulative products - 前述のPOPを除く）および最難分解性生体内蓄積性有害製品（VPTB: very persistent, toxic or bio-accumulative products）などの物質を今後の研究を通じて特定していくと示唆している。また、同委員会は、このような特性を有する物質の取扱い方法について後の段階で決定していくことだろう。

REACH システムでは、内分泌攪乱物質のほとんどが特定認可手続の対象となる。

登録文書の提出期限案については、特定条件が課せられ、以下に示すとおり一定の生産量を超過する物質ごとに定められている。

- ・ 1,000 トン以上 - 2005 年末まで
- ・ 100 トン以上 - 2008 年末まで
- ・ 1 トン以上 - 2012 年末まで

白書の刊行によって、欧州委員会は長期間にわたる公開協議の方法を開始する。次の段階は、理事会および欧州議会への白書の提出である。ステークホルダーは、ブラッセルおよび加盟国の会議に招待される。その意図するところは、白書への着手、その影響の説明、および今後の進め方の協議である。その後、基本的原則および取組み目標を定めた同戦略から法律による実践へと転換していく主要作業が実質的に開始できる。

欧州化学工業連盟（CEFIC: European Chemical Industry Council）は、EU 白書が化学物質政策を透明性および実行可能性のさらなる向上に焦点を当てたことを歓迎しているが、これが説明されているとおり実現できるかについては疑問視している。CEFIC は、効

果的な法律の策定を期待し、自らの役割の拡大を決意しているが、白書は実行面が不十分との感想を抱いている。事務手続の増加は、対象となる化学物質の種類および試験の数を増やすことになり、進展の減速に繋がる。CEFIC は、新認可プロセスの発想が、化学物質の抱える危険性よりむしろ固有特性に基づいている点に特に懸念を示している。これは、化学業界にとって、特に欧州の業界を構成する多くの中小企業にとって、潜在的に深刻な影響を及ぼすかもしれない。化学業界は、最重要関心事項となる当該化学物質を最優先とする、リスク評価アプローチ目標に基づく能率的な試験プログラムが必要であると考えている。同業界はまた、過去 20 年に亘り欧州で市場導入された新物質の数が米国より 90% も少ない点を指摘して、その登録手続が新機軸を刷新するように改善されることを望んでいる。

環境保護者も今回の提案には失望している。欧州最大の環境 NGO である EEB（European Environmental Bureau）は、白書が（環境浄化の実質的起爆剤になると期待されていたのに）不十分な内容であるとして失望している。EEB は、欧州委員会のリーカネン産業担当コミッショナーに対して、新化学物質政策の範囲を限定したことを非難している。EEB は、登録期限を実際に遵守させるためのメカニズムの欠如、化学物質試験が特定用途に限定されているため現在の慣行に変化が望めないこと、したがってこの白書では有害物質を含まない製品がほとんど期待できないこと、欧州委員会がこの政策のために資源を大幅に増やそうという姿勢を示していないので結果的に新制度は以前のものと同じく執行面の不備が問題になる可能性があることなど、深刻な欠点を説明している。

6. 化学製品の利用および販売に関する勧告

2001 年 3 月 5 日、欧州委員会は、「毒性・生態毒物学・環境科学委員会（SCTEE: Scientific Committee on Toxicity, Ecotoxicity and the Environment Committee）」の意見に基づき、ペンタブロメイト（a pentabromate derivative）の誘導物質であるジフェニルオキ

シド (diphenyl oxide) とクメン (cumene) という 2 種類の物質についてリスク評価結果およびリスク削減戦略に関する勧告を採択した。

これらの物質は、規則 793/93/EEC にしたがってリスク評価手続を受けている。同規則は、既存物質のリスクを評価・管理する手法と手続きを規定し、その目的は、あらゆる点で安全な工業用化学物質の製造、利用および処分を保証することである。

英国がジフェニルオキシドに対して、そしてスペインがクメンに対して実施した評価にしたがって、SCTEE は以下の通り提言している。

- ・ ペンタブロメイトの誘導物質 (家具および詰め物材として使用されるポリウレタン発泡材の製造過程で難燃剤として使用) であるジフェニルオキシドの場合、ポリウレタン発泡材の製造および使用に起因する二次中毒の危険性を管理するために販売および利用の規制を提言。委員会はまた、当該物質の今後の使用をすべてモニタリングし、当該物質を含有する製品の共同体外部からの輸入規制を提言。
- ・ クメンの場合 (フェノールおよびアセトンの製造過程における中間物質、洗剤の製造過程における基剤、アルファメチルスチレン (alpha-methylstyrene)、アセトフェノン (acetophenone) およびジイソプロピルベンゼン (di-isopropylbenzene) の合成における基剤、ポリエステルアクリル樹脂の製造における触媒として利用) すでに施行されているリスク削減措置については適切であるとして維持することを提言。リスク評価の結論によると、人間あるいは環境へのリスクは予知されていない。

7. 欧州委員会、20 年以内に 11 種類の化学物質の段階的使用禁止を提案

欧州委員会は、EU が 11 種類の化学物質を「優先有害物質 (PHS: priority hazardous substances)」として指定し、20 年以内に水系への排出を中止することを提案した。その

他に 11 種類の物質が現在見直されており、リスク評価が完了すれば、同様に PHS として指定される可能性がある。

水質政策分野における優先物質リストを定める決定案は、理事会と欧州議会が水に関する枠組み指令 (2000/60/EC) に関する協議の中で拒否した 2000 年 2 月の提案に代わるものである。調停委員会での同協議は、欧州委員会が、その排水、排気、損失が 20 年以内になくなるように PHS を特定する形で終了した。

最新の提案では、水に関する枠組み指令に基づき 32 種類の化学物質が「優先物質」として特定されている。そのうち、11 種類が PHS、さらに 11 種類が「検討中の優先物質」である。32 種類の優先物質を構成する化学物質のうち、残りの 10 種類について、欧州委員会は、「毒性、難分解性、生体内蓄積性」を有する物質あるいは「同等の懸念」を生じさせる物質であることを示す「証拠がない」としている。

欧州委員会は、最終的 PHS リストを水に関する枠組み指令の発効から 4 年以内、すなわち 2005 年 1 月までに提案するという。

PHS として特定されている 11 種類の物質を以下に示す。

臭素化ジフェニルエーテル (ペンタブロモジフェニルエーテルのみ [Brominated diphenylether (only opentabromodiphenyl ether)])
 カドミウム [Cadmium]
 クロロアルカン類 [Chloroalkanes] C10-13
 ヘキサクロルベンゼン [Hexachlorobenzene]
 ヘキサクロルシクロヘキサン [Hexachlorocyclohexane]
 水銀 [Mercury]
 ノニルフェノール類 [Nonylphenols]
 多環式芳香族炭化水素類 (PAHs) [Polycyclic Aromatic Hydrocarbons]
 ペンタクロルベンゼン [Pentachlorobenzene]
 トリブチルティン (TBT) 化合物
 [Tributyltin compounds]

欧州委員会は、4 種類の PHS - クロロアルカン類、ヘキサクロルベンゼン、ヘキサクロルシクロヘキサン、そしてトリブチルティン - について制限を提案する必要はなく、これらはすでに、オスロ・バリ条約 (OSPAR) 協定などの国際協定、あるいはクロロアルカン

類の場合は既存の EU 規制がカバーしているからである。

欧州委員会が「極めて有害 (extremely hazardous)」とする PBDE、ヘキサクロルブタジエン、ペンタクロルベンゼンおよびノニルフェノールは、国際協定あるいは EU 法でもまだ広く規制されていない。ヘキサクロルブタジエンおよびペンタクロルベンゼンは EU ではもはや製造または使用されていないので、副産物あるいは不純物として発生した場合に問題が生じるだけである。

検討中の 11 種類の優先物質を以下に示す。

アントラセン [Anthracene]
 アトラジン [Atrazine]
 クロロピリフォス [Chloropyrifos]
 ジ (エチルヘキシル) フタレート (DEHP)
 [Di (ethylhexyl) phthalate]
 エンドスルファン [Endosulfan]
 鉛 [Lead]
 ナフタリン [Naphthalene]
 オクチルフェノール類 [Octylphenols]
 ペンタクロロフェノール [Pentachlorophenol]
 トリクロルベンゼン類 [Trichlorobenzenes]
 トリフルラリン [Trifluralin]

検討中の物質は 11 種類の PHS 特定物質に類似した特性を示しているが、さらに精査を必要とする。欧州委員会は、今後の検討事項には、技術的、科学のおよび経済的証拠などが含まれるかもしれないし、また、CSTEE の助言を考慮に入れると説明している。

PHS リストへの記載を免れた 10 種類の優先物質は 20 年以内に段階的に使用を禁止しなければならないわけではないが、排水、排ガスおよび損失の斬減を意図する EU 制限は遵守しなければならない。この基準は、枠組み指令の第 16 条に規定されており、同委員会は 2 年以内に追加制限を提案する必要がある。

欧州委員会は、この 10 種類の物質は PHS 指定のクライテリアは満たしていないものの、いずれも「危険 (dangerous)」という分類に入るといふ。この分類は、かつて国際協定に基づき化学物質を「有害 (hazardous)」あるいは「難分解性有機汚染物質 (persistent organic pollutants)」に分類する場合に使用し

た数値よりかなり低い値が設定されている。

「当面のところ」PHS として提案されていない 10 種類の優先物質を以下に示す。

アラクロール [Alachlor]
 ベンゼン [Benzen]
 クロロフェンヴィンフォス [Chlorfenvinphos]
 ジクロルメタン [Dichloromethane]
 1,2-ジクロルメタン [1,2-Dichloromehtane]
 ジウロン [Diuron]
 イソプロトウロン [Isoproturon]
 ニッケル [Nickel]
 シマジン [Simazine]
 トリクロルメタン [Trichloromethane]

8. 欧州委員会、化学難燃剤の禁止措置を導入

欧州委員会は、2001 年 1 月 30 日、指令 76/769/EEC (危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する) の修正指令案を提出した。これは、難燃剤として使用される化学物質ペンタブロムジフェニルエーテル (pentaBDE) の上市と使用を 2003 年 7 月 1 日から禁止するものである⁵。この臭素化難燃剤は、家具および詰め物用のポリウレタン発泡材の製造に使用されている。pentaBDE は、環境にリスクを与え、生体内蓄積性を有し、そして母乳に含まれる濃度が高くなっていることが分かっていた。同物質は、「ポリ臭素化ジフェニルエーテル類」という化学物質グループに属する。その他 2 種類の市販エーテルである decaBDE と octaBDE もリスク評価が進められているが、その結果はまだ出ていない。同指令草案は、枠組みとなっている既存物質の評価および管理に関する規則 793/93 の中に規定されたリスク評価の結果を根拠として、また、「予防の原則 (Precautionary Principle) に関する欧州委員会コミュニケーション (COM (2000) 1) に規定された precautionary principle に従ったものである。

9. EU 閣僚、京都議定書に関する結論を採択

2001 年 3 月 8 日にブラッセルで開かれた会合において、EU 環境相理事会は、気候変動と取り組む決意を再確認する結論を採択した。

⁵ OJ C96E, p.269, 2001 年 3 月 27 日、COM (2000) 785 最終

閣僚らは、7月にボンで再開される気候変動枠組み条約第6回締約国会議(COP6)において、京都議定書の実施に関する合意を強く求めた。

理事会は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第3回評価報告の明らかになった結論を深刻に受け止めている。それは、気候変動と取り組むため早急に行動を取る必要があることを確認および強調しているということである。同理事会はすべての締約国に対して同じことを呼びかけている。そして、ブエノスアイレス行動計画を成功裡に実施し、COP6再開時の協定締結へ向けての決意を再確認している。これは、2002年までに京都議定書を批准および発効するための条件を整備することになる。同理事会は、協議が現在から再開される(2001年7月にボンで)までの間に、すべての締約国と対話を続ける必要性と意欲を強調している。また、この分野における優先事項、つまり2002年までの同議定書の批准、議定書への環境統合の保証、そして開発途上国への支援、に言及している。

閣僚らはこの協議を夜に再開したが、この時は迫っている協議に向けた戦略的準備の開始が目的であった。同理事会のラーソン議長(K. Larsson)は、以下に示すとおり、討議すべき問題を9項目挙げた。

- ・ 補完性(国家措置および柔軟なメカニズムの利用)
- ・ コミットメントの対象期間
- ・ 遵守メカニズムという枠組みにおける罰則の割合罰金(あるいはCO₂排出量トン数に基づいて)
- ・ 第3.4条に基づく炭素シンク
- ・ 開発途上国に対する財源。
- ・ クリーン開発メカニズム(CDM)の一環としての炭素シンク
- ・ 資金的手段(基金)の制度的側面
- ・ 補償問題(産油国からの要求)の調整(小さな島嶼国および開発途上国に対する気候変動調整支援を目的として提供される)
- ・ 最後に、各種組織の構成

これらの問題について記者に説明する中で、ラーソン議長は、可能な選択肢をすべて熟慮することによる来る話合いの準備の開始および戦略交渉の調整がEUの狙いであると強調した。現在、未知の要素が主として2つある。まず、米国新政権の姿勢に不確かな点が多々あること。EUは、各種の「未解決の」事項に関する同政権の方針が全く分からない状態である。それだけではなく、欧州側交渉者は、新しい交渉相手の名前すらまだ知らない。フランク ロイ(Frank Loy)氏の後任はまだ指名されていない。ラーソン議長は、交渉再開の条件が整い次第対話を進めるのに吝かではないし、ワシントンを訪問することも厭わないと述べている。

もう一つの未知の要素は、COP6の議長を務めるオランダのジョン プロンク(Jan Pronk)氏がまもなく発表予定の折衷案の内容である。憶測では、2001年4月21日にニューヨークで予定されている持続可能な開発委員会の会合の場で同提案を明らかにするのではないかという。一方、同議長は、潜在的な同盟を確立するべく他のパートナーとの接触を積極的に進めていると発言している。同議長は、アンブレラ・グループの他の加盟国である日本、ロシア、ラテンアメリカ諸国およびG77の新議長国などとの一連の会合を計画している。

10. 環境コミッショナー、エネルギー税および排出権取引に関する早急の進展を主張

ヴァルストレム欧州環境コミッショナーは、エネルギー税計画に関する協力強化原則を用いて、税制に関する全会一致決議をめぐる長い膠着状況を打破する試みをEU加盟国に強く求めている。また、EUはCO₂排出権取引計画の設立を「迅速に進めるべきである」とも確信している。同コミッショナーは、2001年2月1日にベルリンで開催されたエネルギーフォーラム2001で、もしEUが「(EUが)気候変動と取り組むのに必要とするエネルギー効率、エネルギー節約および再生可能エネルギーに対する突破口を確保」したいのであれば、この2つの措置がいかに「欠くことのできない」ものであるかを説明し、「誰もが気

候変動のコストが膨大であることを理解している」と述べ、EUのエネルギー集約度および排出ガスを一層削減するよう業界の支援を呼びかけた。さらに、「持続可能なエネルギーの将来は、新しい産業革命となる可能性がある」という見解をあえて明らかにさせた。

同コミッショナーは、エネルギー産業の今後の方向性に関する議論の中で気候変動がますます中心になっていくであろうと指摘した。新たに提案された第6次環境行動計画の中で、欧州委員会は、2020年までに地球温暖化ガスの排出を20%～40%削減するよう要求している。「私達は、今エネルギーシステムを正しい方向に向け始めなければならない」と同コミッショナーは述べた。すなわち、「再生不能資源である化石燃料および(…)原子力などへの依存を問題にしていく」ということである。

エネルギー集約度が多少改善したものの、エネルギー関連のCO₂排出量は、温暖化影響を削減する新しい措置がないと、1990年の水準より7%近くも増加する見込みである。「持続可能な開発は、『普通のやり方』でエネルギーの将来を考えていたのでは達成できない」として、同コミッショナーはエネルギー政策を正しい軌道に乗せる2つの手法、エネルギー税と排出権取引、を提案している。

4年近い審議の後に、EcoFin Council(経済相および財務相合同会議)がエネルギー税の枠組みに対する欧州委員会案を承認できなかったことについて、環境コミッショナーは、「嘆かわしい」という言葉で説明した。全会一致原則が、かかる環境政策の根幹に関わる問題の進展を「ほとんど不可能」にしてしまうと、述べた。また、ニースサミットで課税領域における多数決方式に合意できなかったことにも、「深い失望」を示した。

したがって、現在、加盟国の選択肢は、EU条約に規定されている協力強化の規定の適用を試みることである。協力強化原則によって、少なくとも加盟国の過半数のグループは内輪の共通ルールに合意することができるのと同様に、他の加盟国は後から参加できるように

しておくことが可能である。現在、エネルギー税の引上げに抵抗している加盟国も「税の引上げなくして京都目標の達成が困難であることをやがてやっと理解するようになるかもしれない」と同コミッショナーは付言した。

同コミッショナーが持続可能なエネルギー政策に関する2番目に主要な方向付けとしているのは、CO₂排出権取引制度の設立である。1997年12月、気候変動に関する京都議定書に合意した際に予測された制度である。EU全域で炭素排出権取引制度を立ち上げれば、EUが京都公約の履行に要するコストを約90億ユーロから60億ユーロまで、すなわち3分の1ほど削減できるとみなしている。また、業界および個々の企業も「排出ガスの上限を受入れることで、環境責任を果たすことになる」と、楽観的な発言をした。同時に、排出ガスを自主的努力で削減するか、あるいは炭素取引制度を利用して第三者から排出権を購入するかの選択は、完全にそれぞれの自由となる。

「欧州気候変動プログラム」に基づき、専門家が様々なグループで熱・エネルギー同時生産促進のための方策、建設業などにおけるエネルギー需要抑制策、およびHFCsなどの産業用温暖化ガスなど、エネルギー供給側で活動している。これらの作業グループは、夏までにその成果を発表する予定で、それによって実際にどうすればEUが京都目標を達成できるかが明確になるであろう。その後は、政治的意志と困難な決断の問題となる。

11. スペイン、EUエネルギー税法の審議に 応じる構え

日曜日、スペインは、EUにおける電力市場の機能に関してより広範な問題を含めるのであれば、エネルギー課税に関するEU提案を審議してもよいと発表した。

「スペインが申し上げたことは...私達としては、域内電力市場の機能、主としてスペインの利益となるエネルギーアクセスネットワークを保証するその他の措置についても検討するのであれば、この指令について審議を開始してもよいということである」と、スペイン

の Rodrigo Rato 経済相は記者会見で述べた。同経済相は、ブラッセルで開かれた欧州財務閣僚会議で、1997年3月に提案されて以来膠着状態にある EU エネルギー税指令に新たな進展をもたらそうとする、EU 議長国のスウェーデンの取組みについてコメントを求められた。各種の石油製品および原子力などのエネルギー源にかかる最低消費税から構成されている同税に関する審議は、特にスペインの反対を受けて、1998年12月以来行き詰まっている。

同提案は、税率をめぐる話はすべて先送りし、むしろ、そもそも電力に課税すべきか、そうであればどのようにして課税すべきかなど原則的な問題に焦点を当てている。先週、スウェーデン財務省の職員がロイターに語ったところによると、6月15日および16日にイエーテボリで開催される議長国スウェーデンにとって最後となるサミットに間に合うよう、6月5日に開催される財務閣僚の会合での議論のたたき台を提供するのが目的であるという。

12. 閣僚理事会、オートバイ排ガスに関する「共通の立場」に合意

EU 環境閣僚は、2001年3月8日の閣僚理事会で、公害およびオートバイ排ガスに関する指令案について「共通の立場」を採択した。その目的は、EU オートバイ法を自動車オイル大気プログラムの一環として採択された自動車法に調和させることである。理事会の要求は欧州委員会より厳しいが、2006年からではなく直ちに一段と厳しい制限を適用するよう求めている欧州議会ほどではないので、このような一回限りの合意が規則になる可能性は低い。ドイツ代表は、かかる制限が指令案に含まれているものの単に「示されているだけ」であって、税制優遇措置の正当化にしか利用できないとして棄権した(指令の第3条)。

同指令は、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)および酸化窒素(NO_x)の排ガス制限に関するものである。二輪オートバイについて、同理事会は、2003年の最大制限義務に関して大型(クラス)シリンダーエンジンと小型(クラス)シリンダーエンジンの区別を設

けることで、同委員会の提案を強化した。具体的には以下の通りである。

- ・ クラス (150 cc未満): CO は 5.5 g / km、HC は 1.2 g / km、NO_x は 0.3 g / km
- ・ クラス (150 cc以上): CO は 5.5 g / km、HC は 1.0 g / km (但し、欧州委員会の提案は 1.2)、NO_x は 0.3 g / km

また、同指令第3条に税制優遇措置の正当化に用いられる表示値を厳しくした。

- ・ クラス : CO は 2.0 g / km、HC は 0.8 g / km、NO_x は 0.15 g / km (但し、欧州委員会の提案は 0.2)
- ・ クラス : CO は 2.0 g / km、HC は 0.3 g / km、NO_x は 0.15 g / km (但し、欧州委員会の提案は 0.1)

三輪および四輪オートバイについて、同委員会が示した 2003 年の数値を維持した。

- ・ 三輪車: CO は 7 g / km、HC は 1.5 g / km、NO_x は 0.4 g / km
- ・ 四輪車: CO は 2.3 g / km、HC は 1.0 g / km、NO_x は 0.64 g / km

新指令の目的がオートバイ法と自動車法との整合性をとることであるにもかかわらず、欧州議会の要求にしたがい、(2005年の制限義務が定められている自動車とは異なり)2006年の制限値は定められていない。実際、加盟国の多くは、自動車の場合とは異なり、オートバイに必要なテストは、このような値を現段階で設定できるほど信頼性が低いと考えている。欧州委員会は、二輪および三輪オートバイの排ガスに含まれるCO₂排出量を測定する適切な方法を決定するのに、さらにテストを実施するよう求められている。また、圧縮点火エンジンと火花点火型の2ストロークエンジンから排出される粒子状物質のテストの概略を提案するよう求められている。これは2004年1月1日以降、新しい型式認証に適用されるものである。

欧州委員会は、2002年12月31日までに、理事会と欧州議会に以下の事項について提案しなければならない。

- a) 圧縮点火エンジンおよび火花点火型 2 ストロークエンジンによる粒子状の排出物を含め、2006年からオートバイを対象とする強制的排出制限値を適用するために新たなテストサイクル。
- b) 型式認証における特定 CO₂ 排出量の測定義務。
- c) 耐久性要件に関する規定。
- d) 2 ストローク点火型エンジンから排出される粒子状物質を含めて、2006年から適用されるモペットを対象とする新しい制限値 (Stage)。また、耐久性要件に関する規定および型式認証における特定 CO₂ 排出量の測定義務もモーター付き自転車にも適用される。

理事会は、棄権者一名 (ドイツ) を除き、全会一致でこの歩み寄りの立場を受入れる決議をした。ドイツ代表は声明文 (議事録に添付) を発表し、業界が将来に対する準備を整えられるよう、一段と厳しい値の適用、および2006年の強制的制限値の限定を求めている。ドイツの立場に同意しながらも、同折衷案を支持する決議をした加盟国もあった。具体的には、オーストリア、デンマーク、イタリア、オランダおよびギリシャである。理事会が「共通の立場」を正式に承認すると、欧州議会に送付され、共同決定手続きに基づき第二読会が開かれる。

13. 欧州委員会、車の排ガス検査に関する修正案を提示

欧州委員会は、2001年2月12日に、車両の耐走行テストに関する指令 96/96/EC を技術的進歩に整合させるための指令案を発表した⁶。修正案は、ガソリン燃料車から排出される一酸化炭素の検査に適用される。車に車両搭載型診断装置を装備するという発想は、現行の排ガス規制対策の一部 (エンジン回転数が低い場合の一酸化炭素の排出に適用) をや

⁶ OJ L48, p.18 & 20, 2001年2月17日

め、その代わりに公害防止システムの円滑な機能を確認するために、車両搭載型診断装置の使用を義務づけるというものである。これにより、排ガス検査システムは以前より分かりやすくなり、精度が高まるとともに、環境パフォーマンスも向上するはずである。

14. 超低イオウ含有燃料、テスト結果は良好

超低イオウ含有ガソリン (イオウ含有量 50 ppm) への移行により、直ちに酸化窒素および炭化水素の排出が平均 13%削減する。これは、国際自動車連盟 (FIA: Fédération Internationale de l'Automobile) のためにドイツ自動車連盟 (ADAC: Allgemeiner Deutscher Automobil-Club) が実施したテスト結果である。このような結果は、実質的にイオウを含有しないガソリン (10 ppm 以下) の場合、より一層顕著になる。この燃料は有害物質の排出を削減するだけでなく、新しい自動車技術の機能効率を高め、燃費も改善する。有害物質の排出は、実質的にイオウを含有しないガソリン使用の新車でテストした場合、平均で 20%削減された。テスト車は、オペル Corsa、メルセデス C180、フォード Puma、フォルクスワーゲン Lupo FSI (ガソリン車)、シトロエン Xsara HDI、トヨタ Avensis D4D (ディーゼル車) である。有害物質の排出量は、ガソリン車に比較してディーゼル車の方が削減率は若干低かった (50 ppm 含有燃料の場合は 2.8%、10 ppm の場合は 6.4%)。業界の専門家は、超低イオウディーゼル車の粒子状物質排出が 7.1%削減された点を強調し、この燃料の重要な利点の一つは粒子状物質の削減であると予測している。FIA は、1998年燃料の質に関する指令 (98/70/EC) に基づき2005年までに、EU加盟国は超低イオウ含有ガソリンおよびディーゼル (イオウ含有率 50 ppm) を導入しなければならないと、声明文の中で説明した。

15. デパラシオ・コミッショナー、一段とクリーンな自動車燃料を要求

2001年2月6日にブラッセルで開催された「持続可能なモビリティに向けて」と題する燃料電池展示会での演説の中で、デパラシオ (L. de Placio) EU エネルギー担当コミッ

ショナーは、欧州委員会は 2001 年にバイオ燃料および代替燃料に関する促進計画を提案すると発表した。この提案には運輸産業におけるバイオ燃料利用率を義務づける内容の指令が含まれるという。同委員会が 2000 年 11 月に刊行したエネルギー供給に関するグリーン・ペーパーは、2020 年までに代替燃料の市場占有率 20%達成を目標としていることに言及している。また、運輸市場において新たな石油代替エネルギー源を段階的に導入することに関して、欧州自動車工業会 (ACEA) の支持を得られたことを歓迎している。そして、課税対策の見直しおよび最も深刻な公害車の処分を求めて政府に圧力をかけるため、自動車メーカーによりクリーンな低燃費車の販売を強化していくよう求めた。

欧州委員会は、実際の市場条件での水素および燃料電池の積極的な寄与を示すために、加盟国 9 カ国の 10 都市で第一次デモンストラーションプロジェクトを実施することに署名する予定である。しかしながら、燃料電池は長期的な解決策であり、現在は、煤塵フィルターおよび代替燃料などの既存の技術を重視すべきであると、同コミッショナーは指摘した。要するに、欧州委員会は技術を選ぶのではなく、むしろ目標を設定するというメッセージである。具体的にいうと、水素燃料の経済性に関する解決策を見出すのは自動車業界および石油業界の責任である。いずれにしる、新燃料の導入は自動車メーカーと石油業界との同盟なくして不可能である。それは、新世代自動車と効率的な燃料流通インフラを必要とされるからである。

16. 閣僚理事会および欧州議会、新 EMAS 規則を承認

共同体の「環境管理・管理監査スキーム (EMAS: Eco-Management and Audit Scheme)」自主参加に関する新規則は、閣僚理事会と欧州議会が、2000 年 11 月 22 日に開催された調停委員会(共同決定手続による)で合意に達していたが、ようやく両者によって正式に承認された。Cristina Garcia Orcyoyen Tormo(EPP-ED、スペイン)の報告をもとに、閣僚理事会は 2001 年 2 月 13 日にブラッセルで同規則を承認し、その後、欧州議会が 2001

年 2 月 14 日にストラスブールで承認した。つまり、ようやく、採択にかかる手続がすべて終了したということである。

EMAS は、企業の環境パフォーマンスを監査する共通基準の確立を目的に、1993 年に自主参加を基本に開始された。改訂の目的は、特に中小企業そしてその他経済分野からの広範な参加を促すことである。新たな内容の一つは EMAS ロゴの導入である。これは、成績の良い参加企業は、例えばレターヘッドや広告にこのロゴを使用できるというものである。

欧州議会は、同制度のさらにはロゴの信頼性を高めるために、昨年 7 月に開催された第二読会で 27 の修正を採択後、同新規則は長引いた調停プロセスを承認した。同規則は、EMAS の透明性および責任に焦点を当てたものである。環境声明文は、利害関係者の情報ニーズを考慮するものとなる。情報は印刷されたフォームに明確かつ一貫性ある形で提示されなければならない。欧州委員会は、少なくとも 3 年ごとに EMAS の機能を欧州議会と閣僚理事会に報告する。関連する環境法の遵守状況のチェックも監査プロセスの一部に組み込まなければならない。

欧州議会は、中小企業の参加を確保するため、登録料を妥当な額とし、不必要な行政負担の回避を目的として同制度を運営すべきであるという条項を挿入した。被雇用者およびその代表のより幅広い参加も、同議会が掲げたもう一つの目標であった。そして、被雇用者およびその代表は、各企業において EMAS の設立および実施に参画できるよう、適切な研修を受けなければならない。

17. 環境コミッショナー、第 6 次行動計画は内容空疎との批判を否定

ヴァルストレム欧州環境コミッショナーは、同女史がまとめた今後 10 年間の環境政策に関する行動計画には内容がないとの批判を否定した。

ブラッセルに本拠をおくシンクタンク the Center for European Reform に対して、同コミッショナーは、マスコミだけではなく、非

政府組織（NGO）、欧州議会、そして一部の加盟国からも、第6次環境行動計画に対する「相当な批判」があったことを認めた。

青写真に目標がないとの批判に対して、同コミッショナーは、かかる目標には根拠を示す必要があると論じ、「私達は、科学的評価なしにただ漠然と目標を定めることはできない。私は、目標を決定する前に、公衆衛生および環境のハイレベルな保護には何が必要なのかを知りたい」と、述べた。

また、目標の設定に先立ち、技術的・資金的側面も考慮する必要があると述べた。「私達は、したがって、第6次同計画の中で多くの定量的目標を真剣に提案することはできない。なぜなら根本的な作業が終わっていないからである。」それは、新EU法に関する具体的作業が開始した後のことにならざるをえないという。

さらに、同計画は、他のEU政策分野における意思決定者が環境問題への配慮の強化を強制するという点ではほとんど何もしていないとの主張に対して、同コミッショナーは欧州委員会を擁護した。「環境政策立案者は、欧州委員会でも、閣僚理事会でも、欧州議会でも、他の政策分野における議題あるいは決定を押し付けるべきではないというのが私の考えである。」

その代わりに、同コミッショナーは、各分野が環境へ及ぼす影響の「モニタリング」および「仲間への支援の提供」を支持した。

EU環境政策は、このように科学的根拠と建設的な参加主義方針に沿って進めていくしか方法がないと、同コミッショナーは結論づけ、行動計画案は「私達の政策立案作業を近代化することにより、新たな環境改善の波を生み出すことができる」という自らの信念を繰り返した。

18. 欧州委員会、一般参加に関する指令を提案

欧州委員会は、環境および土地利用に関する計画およびプログラム策定への一般参加を規

定する指令案を提出した⁷。この新文書は、環境影響評価および統合的汚染防止管理に関する現行指令を修正するものでもある。

同案の採択は、1998年6月に国連欧州経済委員会（UN-ECE: the United Nations Economic Commission for Europe）が起草した「環境に関する情報アクセス、意思決定プロセスへの一般参加、司法へのアクセスに関するオルフス協定」の欧州共同体による批准に向けた大きな前進を意味する。この指令は、同協定の「二つ目の柱」である環境に関する決定過程への市民参加に関係するものである。

共同体は、環境に関する意思決定プロセスへの一般参加を認める規則をすでに導入した。この法律は、一般市民が意思決定プロセスに関することは正しいという確信だけではなく、環境法の有効性の強化およびその現実面では適用の改善するという目的を根拠としている。一般市民が生態系問題を意識し、この分野における意思決定に関与するようになれば、これらの決定の質はおそらく改善し、そして適切な情報および利益が考慮に入れられるからである。同様に、関係者がその策定に寄与しているので決定の実施および遵守は改善されるはずである。

- 環境影響評価（EIA）指令（特定の公共および民間プロジェクトが環境に与える影響の評価に関する指令85/337/EEC）ではすでに幅広い市民参加が規定されている。市民は、環境に関して提供される重要な情報について意見を述べることができ、環境に著しい影響を与える可能性のある特定プロジェクトに関する決定に影響力をもつことができる。オルフス協定はこのアプローチに基づき、市民権という枠組みの中で一般参加に関する規定をさらに重視している。同委員会が採択した提案は、同協定との整合性をとるために、EIA指令を修正するものである。
- 「IPPC」指令（統合的汚染防止管理に関する指令96/61/EC）も、特定の産業施設

⁷ COM (2000) 839 最終、2001年1月18日

に対する認可手続への一般参加に関する基本的規定を含んでいる。同委員会が採択した提案は、同協定が示す一段と正確且つ意欲的な基準に照らして、これらの規定を改訂している。

新提案はさらに公開協議に提供される情報の種類までを特定している。環境に関する意思決定プロセスへの早い段階からの効果的な一般参加を保証するために、妥当な期限を導入しなければならない。同提案はさらに、市民が裁判所あるいは法律が定める他の機関に訴えることができる範囲に関する国内法の確実な整合が加盟国に義務づけられると規定している。提案の他に、この指令案に規定されている一般参加の規定に関わるすべての決定、行為あるいは不作為について、その実質的および手続面の合法性を問題にする訴えが可能である。それらの手続は迅速に処理され、その費用も法外なものであってはいけない。最後に、欧州委員会は初めて、他のいくつかの分野別指令への一般参加に関する手続の導入。特に廃棄物管理計画など環境に関する計画およびプログラムの策定を提案している。新指令案の採択は、同協定の批准を視野に入れた準備作業の第二段階を意味する。

第一段階は、共同体と同協定の「第一の柱」（環境情報へのアクセス）との整合性を取るための欧州委員会の提案であった。環境情報への自由なアクセスに関する指令 90/313/EEC の修正案に関する手続は、すでに相当進展しており、議長国スウェーデンのもとで「共通の立場」が採択されるはずである。共同体は同協定を 2002 年または 2003 年までに批准できることを期待している。

19. EU、春に環境指標を公開予定

欧州委員会は、この春加盟国の環境改善目標達成状況を比較評価する指標を発表する。「環境評価制度に関する提案はすでに準備が整っており、春には発表予定である。」と、ヴァルストレム EU 環境コミッショナーは記者に述べた。

この指標は、エネルギー消費量および気候変動への取組みを評価するものであり、EU 加盟

15 カ国の環境パフォーマンスを比較し、各国が合意している環境目標に達しているかどうかを判断できると同コミッショナーは述べた。また、「EU 市民は各国の成績を知る権利がある。だからこそ、各国の行動に関する公開の記録が必要なのである」と述べた。これまで、各国の環境パフォーマンスを客観的に判断する正式な評価制度はなかった。同委員会は、持続可能な環境を実現するための EU 制度の一環として、この指標案を提出するであろう。同コミッショナーによると、「この分野における環境指標は、国際経済における金融指標と同様に重要なツールである。」という。

1999 年に EU 環境担当に任命されて以来、同コミッショナーは、加盟国による EU 法の公正な適用を最優先課題としてきた。そして法的拘束力を有する環境対策を実施しなかった国を公表する「name, fame & shame」政策を目指してきた。同委員会は、EU 法廷で対応の遅い国を追求し、最終的に法の適用を怠ったとして罰金を科すことができるが、このプロセスには何年もかかり、かかる裁判は今までのところ 1 件しかない。指標は、各国に EU レベルで合意する規則を遵守するよう圧力を加えることになると、同コミッショナーは述べている。

同コミッショナーは、国内レベルでは、大気質および騒音マップを示すウェブサイトを含む「環境用道具箱 (green tool box)」を備えるよう求めた。

20. 欧州委員会、環境犯罪との闘いで加盟国を支持

欧州委員会は、EU レベルの環境法違反に初めて法的制裁を導入する指令案を採択した⁸。同指令案は、共同体環境法の違反として最も深刻なケースに対処し、効果的な法的制裁を確実なものとするため以下に示す 3 つの側面をカバーしている。

a) 各加盟国が各自の刑法大系に基づき環境

⁸ 刑法による環境保護に関する欧州議会および理事会の指令案 COM (2001) 139 については、下記サイトを参照のこと。
http://europa.eu.int/comm/environment/docum/01139_en.htm

規則の違反に対する刑事罰を決定する。

- b) 欧州委員会の提案は環境に対する意図的損害あるいは重大な過失に起因する損害だけを対象とする（つまり、必ずしもすべての公害が刑法違反とみなされるわけではない）。
- c) 同指令は、現行 EU 環境法によってすでに明らかに禁止されている犯罪を対象とする。

この提案により、加盟国は、現行 EU 法のもとですでに違法とされている各種の活動について、意図的あるいは重大な過失による場合は、これを刑法違反と見なす義務が生じる。これらの違反は、上水道汚染、各種大気汚染、保護種の取引および保護生息地への深刻な損害を含む。

同提案は、1999年10月のタンペレサミットで定められた「スコアボード」の中で言及されているように、共同体レベルの環境法違反に対する刑事制裁を求める加盟国の要請に込めるものである。

ウォルストレム環境コミッショナーは、「市民は、加盟国において依然として環境法が適用されていない状況に懸念を深めている。そのため、私は、第6次環境行動計画の中で実施面の改善を優先課題として、環境犯罪の領域において新イニシアチブを講じる必要があると発表したのである。当然ながら、効果的な制裁という問題は、環境規定との綿密な連動が必要であり、市民、経済運営体およびすべての実際あるいは潜在汚染者によって考慮されるものでなければならない。このように、同提案はすべての加盟国が考慮すべき最低のEU基準設定を目指している。私はこの手法を歓迎している。これにより環境汚染は、社会が強く非難する行為であることが明らかになる。」

ピトリーノ（A. Vitorino）司法・内務担当コミッショナーによると、「刑事制裁を視野に入れることにより、加盟国内部および加盟国間における捜査・支援方法の利用が可能になる。これは、現行の行政協力にもとづき利用

されている手段より効率的である。」という。同コミッショナーはまた、「制裁措置を司法当局に委ねるということは、汚染に対する開発許可・認可を与える管轄機関から独立して、環境規則の尊重を執行する責任を各種機関に付与すること意味する。したがって、さらに公平を保証している。」

21. デンマークパッケージ法に関する新たな課題

2001年1月23日、欧州アルミニウム協会（EAA: European Aluminium Association）は、デンマークが2000年12月15日に採択したデンマークパッケージ税修正法に関して、正式な訴状を提出すべく欧州委員会環境総局法務課宛てに手紙を送付した。アルミニウム業界によると、同税は、パッケージおよびパッケージ廃棄物に関するEU指令94/62、および権力の濫用、販売業者間の不当な待遇、そして恣意的差別など基本的なEU法原則と同様に、いくつかの条項に反するという。同協会は、同税がその回収にかかる真のコストには何の関わりもなく、原材料費の約3倍に相当すると主張している。同税は自由市場経済のメカニズムを著しく混乱させるものである。これは、アルミニウムパッケージ業界の構成体のいくつかを崩壊させる可能性があるという。

アルミニウム業界は、デンマークがライフサイクル分析（LCA: life-cycle analysis）モデルにしたがって計算された環境への影響は根拠が貧弱であると主張している。その理由として、LCA基準を完全に無視している上に、パッケージおよびパッケージ廃棄物に関するEU指令の解釈に誤りがあるという。EAAは、このデンマークの課税措置が事実上の禁止措置となる可能性もあるとして、パッケージ用アルミニウムに致命的な影響を与えかねないとの危惧を抱いている。これは、指令の規定を満たすすべてのパッケージに自由な市場アクセスを保証しているEU指令に反するものである。

EAAは、飲料用缶に関するデンマークのもう一つの禁止措置が、この「環境」対「域内市場」という構図を代表するケースにおける原

判決からほぼ 13 年ぶりに、再び EU 司法裁判所で争われることに触れている。同業界は、デンマークがパッケージ廃棄物に対する義務づけられた回収システムの設立を怠ったために金属パッケージに対する最低リサイクル率 15% を達成できなかったことを指摘している。修正法では、このリサイクルの不備を理由に、アルミニウム業界に厳しい罰則を課している。これは権力の濫用である。というのも、デンマークは製造業者あるいは販売業者に罰金を課するために、同指令のもとでは停止を発動することができないからである。また、同法では、リサイクル素材を使用した場合には減税を認めているが、アルミニウムには適用されない。EAA は、これは共同体の原則に反する恣意的差別であり不当な待遇であるという。このデンマーク法は、パッケージ素材およびシステムを不当な方法でさらに差別することになり、共同体全体にとって危険な先例を設けることになる。取引上の新たな競争の歪みおよび障害が、パッケージおよびパッケージ廃棄物に関する指令 96/62/EC の目的を徐々に損ねる結果になる。

22. 欧州委員会、PVC 玩具に関する一時的禁止措置を延長

2001 年 3 月 5 日、欧州委員会は、3 歳未満の乳児が口に入れて使用する特定のフタレート類を含む軟質 PVC 製玩具および育児用品の販売禁止措置に関する決定 1999/815/EC の有効性を延長する 5 回目の決定 (2001/195/EC)⁹ を採択した。

同委員会は、決定 1999/815/EC、および決定 2000/217/EC、2000/381/EC、2000/535/EC そして 2000/769/EC に基づく延長の理由は依然として有効であり、したがって、対象製品の販売禁止を継続する必要があると見なしている。

決定 2000/195/EC の有効期限は 3 ヶ月である。

II. ドイツ

1. ドイツ自動車製造業者、使用済み自動車指令準備金を創設

ドイツ自動車メーカー数社は、耐用年数を経た自動車に対する責任を製造業者に義務づける EU 指令によって予想されるリスクをカバーするために、準備金の設立を開始した。

各社の広報担当者による発表内容を以下に示す。

- ・ フォルクスワーゲン社、2000 年度に 13 億ドイツマルク (6 億 1,000 万ドル) を計上
- ・ ビーエムダブリュー社、1999 年度に 2 億 5,000 万ドイツマルク (1 億 1,670 万ドル) を準備と発表
- ・ ダイムラークライスラー社、2000 年度に 3 億 3,700 万ドイツマルク (1 億 5,710 万ドル) を準備

しかしながら、この措置は、税額控除をめぐるドイツ連邦政府と論争を引き起こしている。EU 使用済み自動車 (ELV) 指令 2000/53/EC はまだドイツ国内法に置換されていないため、同政府は、純利益から準備金を免税控除することを認めていない。実施面ではまだ各国政府にかなりの自由度が与えられているため、自動車メーカーの資金的リスクは今のところ明らかではないと、ある業界スポークスマンは述べている。

1 台あたりのリサイクル・コストは、350 ドイツマルク (163 ドル) と予想されている。フォルクスワーゲン (VW) 社の経営協議会 (Detriebgrat) が 2000 年 12 月に発表した数字によると、同社だけで、現在欧州の道路を走行する 3,260 万台の VW 車に対して、最高 60 億ドイツマルク (28 億ドル) のコストが予想される。

⁹ OJ L69, p.37, 2001 年 3 月 13 日

III. 英国

1. ブレア首相、英国は 2002 年未までに 京都議定書を批准と発言

ブレア (T. Blair) 首相は、2001 年 3 月 5 日、英国が 2002 年未までに京都議定書を批准することを約束した。

世界自然保護基金 (Worldwide Fund for Nature) 主催のイベント「リオ+10 - 言葉だけでは不十分 (Words are not enough)」の開会式で同首相は、「社会全体が環境に配慮する」、そして英国が「かかる行動の模範を示す」必要性について、熱のこもった発言をした。

そして、気候変動に関して驚くべき統計を引用しながら、「現在、環境政策の緊急性が著しく高まっている。私達が (地球温暖化、森林破壊および水不足に関する) 予測をデマ扱いするとしたら、それは無責任というものである。それらは世界の一流科学者による思慮深い意見を反映する予測である。私達が無視できるものではない。世界の一部、特に貧困地域にとって、その影響は悲惨なものである。持続可能な開発は、私達が直面する今世紀最大の課題となる。」と論じた。

京都議定書は「啓蒙された全地球的外交の記念碑である」と擁護した同首相は、7 月にボンで会議が再開したときに、世界の指導者がその実施に合意できなければ、「痛烈な打撃である」と警告した。また、同首相は次のように述べている。「現在、この件に関して緊急性は著しく高まっている。2000 年 10 月以来洪水が増え、スコットランドでは 40 年ぶりの大雪に見舞われた。国民に切迫感が広がるということは、一つの機会といえる。これを機に私達はこの問題を最優先課題として扱うことができる。もちろんその過程において歩み寄りはあるだろう。当然、多くの NGO には対応が遅すぎる、あるいは不十分であるという捉え方をされるだろう。しかし、進むべき方向は明確にする必要がある。」

2010 年までに CO₂ 排出量を 20%削減すると

いう同国の公約を再確認した同首相は、太陽および波エネルギーを政府として初めて全面的に支援し、それらの再生可能テクノロジーの新財源として 1 億ポンドを約束するなど、ある種の文化的転向を始めた。

さらに、同国における早急な「よりグリーンな産業革命」も公約した。環境に配慮した財とサービスの国際市場は 2010 年までに年間 4,400 億ポンド規模に拡大すると予測し、「よりグリーンなテクノロジーは、知識経済革命における次なる波の一つになる」としている。さらに「私は、英国がこの革命の先駆者であってほしい」と発言した。

持続可能な開発に関する国際的議論をすぐにリードしたいとする首相の意向を明確に示すもう一つの動きとして、同首相は、来年ヨハネスブルグで開催される「リオ+10」サミットへの出席を約束した。また、このサミットに向けて政府方針の準備に企業を密接に関与させる公約を伝えた。

企業および NGO など「多くの参加」が「鍵になる」。また、「このプロセスを応援するために、私は、水、観光、エネルギー、金融および林業など主要セクターの CEO には NGO 指導者と協力して、これらの分野での持続可能性を促進するための革新的な戦略を考え出してもらいたい。」と同首相は述べている。

これまでの環境に関するスピーチと比較すると、同首相の最近の発言は、その熱意および洗練度において、違いが明らかである。このような「転換」は業界および多くの環境団体に暖かく受け入れられている。

しかし、最近の同政府の政策表明は、首相個人の意向を反映するところまでいっていない。一日遅れて、ブラウン (G. Brown) 蔵相は、選挙前予算案の中で、一連の対策 (一般ドライバー、運送業者および農家に対する燃料・車両消費税を軽減する) を承認した。これは、もともと昨年秋に、燃料税に抗議する国民に譲歩して約束していたことである。

若干、グリーン化への動きとして、LPG など

の自動車燃料ガス税が削減されており、2004年まで実質的な引上げはないであろう。また、来年からバイオディーゼルに課される新しい関税は、低イオウディーゼルより低率が適用される。

今回の予算における唯一の実質的環境対策は、来月から埋立て税が(1トン当たり11ポンドから12ポンドへ)ちょうど10%弱(インフレ率の3倍)引き上げであった。これにより、地方自治体は、年間1億4,000万ポンドを路上リサイクル資源回収の財源増に利用できる。同政府の新しい廃棄物戦略は、2005年までにリサイクル水準を3倍に拡大するよう議会で要求しているが、この目標を達成できるといふ予想はほとんどない。

2. 英国最大の汚染業界、気候に関する協定に調印

英国最大の汚染業界のうち15業界が政府と10年間の分野別協定に調印した。これにより、同業界は、2001年4月1日に発効した国内産業に課せられるエネルギー税(気候変動税)の80%減税の見返りとして、エネルギー使用量および/あるいは温暖化ガス排出を削減しなければならない。

このような初めての気候変動協定(CCA: climate change agreements)に基づき、アルミニウム、セメント、モルト、ビール、スチール、非金属、自動車、石灰、動物用飼料、レンダリング、印刷、半導体、ブラウン管製造などの同国の大量エネルギー消費業界は、エネルギー効率化対策を講じることを条件に、1キロワット時0.43pという新電力税の20%しか課税されない。

気候変動税は、同国が京都議定書を遵守するための主要対策であるが、これによって2010年までに炭素排出量を1990年の水準から年間約200万トン削減する計画である。今回の特定業界との自主的CCAによって、さらに250万～300万トンの削減が見込まれる。また、同税により年間10億ポンドの税収が見込まれる。これは、雇用税の0.3%減税という形で、業界に還元される予定である。

同税の施行日が近づくにつれ、政府の政策に反対する陣営は、新税は気候変動の管理に全く役立たないばかりか、同国企業を排出ガス規制の緩やかな国に逃避させてしまうことになると主張するようになった。このような非難を支持する英国産業連盟(CBI: Confederation of British Industry)は、製紙、ガラス製造業など、かかる10年協定の対象となるエネルギー集約型産業はプラスチック業界など協定の影響を受けない業界と競争を強いられるため、CCAは市場を歪曲するものであるとして、激しい主張を展開している。

ミーチャ - (M. Meacher) 環境相は、すべての国が京都議定書に定められたそれぞれの目標を達成する方法を模索する中、他のEU加盟国でもまもなく同じエネルギー集約型産業に対して同様の課税が行われるので、同税および関連対策が競争力を脅かすことにはならないと、否定的見解を示している。

ここ何ヶ月間、40以上の業界がかかる自主協定の交渉を進めており、政府は近いうちにさらに多くの業界と同様の協定を締結する意向である。これらの協定は、その後、EU政府助成金規則に基づく許可が必要となるが、同政府筋は欧州委員会がこれを承認すると確信している。

CCAを締結した業界はすべて2年毎に遵守状況を評価される。目標を達成できない企業は、少なくとも2年間、改善がなされるまで減税措置を受けられなくなる。

3. エネルギー問題アナリスト、英国の京都目標達成は無理と予想

独立機関のエネルギー問題アナリストの最新予想によれば、さらなる新政策イニシアティブなしに、同国は、温暖化ガス排出削減に対する国内目標および国際的義務の達成・履行ができないという。

最新版「英国のエネルギーと環境(U.K. Energy and the Environment)」の中で、Cambridge Econometricsは、今後10年間に二酸化炭素(CO2)排出量は増加し、2010年には1990年の水準より0.6%しか減少してい

ないと予測している。これは、経済セクターの一部における実質的削減にもかかわらず、同国の京都目標（1990年水準より12%削減）にも国内目標（1990年水準より20%削減）にもはるかに及ばない数字である。

発電所の排ガスは、現在この業界で進められている石炭からガスへの転換により、2010年には1990年水準より23%減少する見込みである。製造業の排ガスも、燃料の転換とエネルギー効率の改善により、15%以上減少する見込みである。

しかしながら、商業活動による排ガスは、わずかに1%の減少にとどまる見込みである。一方、2010年までに、陸上輸送による排ガスは4%増加し、家庭からの排ガスは14%と大幅な増加が予想されている。

Cambridge Econometrics は、1978年よりMDM-E3を使用して、詳しい経済・産業予測を提供している。これは、もともとケンブリッジ大学応用経済学部（the University of Cambridge, Department of Applied Economics）が開発した同国経済の多業種エネルギー環境経済統合型ダイナミックモデルである。その結果は年に2回、1月と7月に公表されている。

4. 政府、エネルギー表示要件の更新案を公表

英国政府は、国内電化製品に関するエネルギーラベル表示要件の更新案を発表した¹⁰。現在、供給者には、国内の冷蔵庫あるいは冷凍庫にはA段階からG段階までエネルギーラベルを表示する義務があり、D段階以上でなければ電化製品の販売ができない。今回の提案は、冷蔵庫および冷凍庫に関する最低基準を強化し、エネルギー表示規制の適用範囲を洗濯機、ドラム式乾燥機、乾燥機付き洗濯機、照明、食器洗い機にまで拡大するものである。また、規則の改正により、供給者と販売者の義務が明確化し、定義に一貫性が与えられる。さらに、執行および罰則の一貫性などに関する

¹⁰ 協議文書は下記サイトを参照のこと。
<http://www.environment.detr.gov.uk/consult/si3076/index.htm>

る責任の所在も明確になる。

5. 英国、最新の環境データを公表

同政府の環境・運輸・地域省（DETR）は、同国における近年の環境に関する最新動向および統計をインターネット上で公開した¹¹。今回発表された最新版環境統計ダイジェスト年表（Digest of Environmental Statistics）は、大気、大気質、内水の質と利用、沿岸水および海洋水、放射能、騒音、廃棄物およびリサイクル、土地利用および森林保護、野生動物、そして一般の環境に対する姿勢などを取り上げている。

今後、新データを入手次第、このサイトは定期的に更新される。掲載されるデータは、ある期間の主要トレンド、地理的変異、そして国際的な合意によるものも含む国家目標および公約の履行状況が中心となっている。

掲載データの大半は、すでにほかでも入手できるが、ダイジェストでは、各種の資料を便利な参照資料としてまとめている。さらに、小冊子「ポケット版環境2000（Environment in Your Pocket 2000）」には、主要データ・シリーズが約50種類掲載されている。また、同国政府が最近発表した持続可能な開発に関する主要指標も掲載している。

関連する動きとして、「英国およびウェールズにおける産業汚染目録」が1999年の策定されて以来、再び拡大されることになり、欧州の中でも最先端の目録の一つとなる。現在、この目録は、同国産業公害規制法による約2,000の規制対象施設から排出される150種類の有害物質について、その排出状況をまとめている。

今回の改訂では、対象施設が、2003年までに7,000以上に増える（欧州汚染排ガス登録では、IPPC指令に基づく全規制対象施設から排出される50種類の物質がカバーされることを見越して）。また、将来的にはさらに対象範囲が拡大される予定である。これにより、対

¹¹ 環境統計（参照番号00EP1271）は下記サイトを参照のこと。
<http://www.environment.detr.gov.uk/des/index.htm>

象範囲は、約 1,000 箇所の小規模汚水処理場を含むなど、水資源分野の他に 47 ヶ所の大規模原子力産業敷地から排出される放射性物質まで拡大される。

6. 政府の環境報告書要求に多くの企業が前向きな回答

2001 年 2 月 6 日、ミーチャー環境大臣は、年次環境報告書の作成要求に対して、英国トップ企業 30 社のうち 22 社が好意的な反応を示したと発表した。

昨年、同環境大臣は、独立機関が実施した環境報告調査で最下位にランクした FTSE100 企業（フィナンシャルタイムズ株価指数構成企業 100 社）の内の 30 社に対して、報告を怠った理由を問うとともに報告を強く求める内容の書簡を送った¹²。

- ・ 電気通信業界では、Cable and Wireless 社が 1999 年に初めて報告書を公表したが、それまで長年にわたり British Communications 社（BT）しか報告書を公表していなかった。今年初めには Orange 社もようやく報告書を発表することになり、Vodafone 社、Energis 社および Telewest 社も 2001 年には初の報告書を発表する予定である。しかしながら、Colt Telecom 社は、実質的な環境パフォーマンス報告をするという明確な約束をしていない。
- ・ 金融業界では、現在、Amvescap、HSBC Bank、Schroders、Standard Chartered Bank および Zurich Financial Services が今年初めて報告書を発表する予定である。the Royal Bank of Scotland が NatWest の優秀な報告実績を継承するかどうか特に注目している。
- ・ メディア業界では、BskyB、Pearson お

よび Granada Media が 2001 年末までに報告書を発表する。しかし、Daily Mail and General Trust あるいは the United News and Media も依然として明確な約束をしていない。

- ・ ソフトウェア企業 Misys は、自社サイトでの報告に同意するなど、IT 業界を先導している。
- ・ その他の報告に同意している企業は、Associated British Foods、Canary Wharf Group、Granada Compass、Great Universal Stores、GKN、Hays、Marks and Spencer、Rentokil Initial および Smith Industries などである。
- ・ Securicor は、本格的報告への第一歩として、政府の「企業コミットメント宣言（Making a Corporate Commitment）」キャンペーンに署名するであろう。
- ・ まだ明確な約束をしていない企業は、Imperial Tobacco Group、Reed Elsevier、Reuters および Sage である。これらの企業は 2001 年末までに報告書を発表するよう勧告されている。

同環境大臣の発言を以下に示す。

「投資家、保険会社、銀行などは、企業倫理、環境責任およびリスクに対する意識を高めている。環境報告の改善がこの問題の核心である。」

「先ごろ、首相が英国トップ企業 350 社に対して 2001 年末までに環境への影響を初めて報告するよう求めたが、私はさらに多くの企業にこの首相の要求に応じてもらいたい。」

「私が書簡を送った企業のうち 22 社から、2001 年末までに最初の報告書を発表する予定であるとの回答を得たことは朗報である。私は、まだコミットメントをしていないすべての企業に、環境への影響を報告するよう推し進めていく。」

¹² 年金投資調査コンサルタント（PIRC: The Pensions and Investment Research Consultants）が実施した調査「環境報告 2000 - PIRC による FTSE 株価指標構成全企業対象調査（Environmental Reporting 2000 - The PIRC Survey of FTSE All Share Index）」については、下記サイトで情報入手可能（但し、有料）
<http://www.pirc.co.uk/pubserv.htm>

7. PVC ライフサイクル評価の発表

PVC（ポリ塩化ビニール）は環境に影響を及ぼす。しかし、DETR の委託研究報告によると、一般的に使用されている代替物質にもそれなりの影響があり、これと比較して PVC の影響が極端に大きいわけではないという¹³。

2001年3月13日に公表された新レポートの目的は、現在の PVC をめぐる議論について報告するとともに、PVC の相対的リスクおよび環境への影響について、原料段階から使用を経て処分段階に至るまで検討することである。PVC 政策の策定に寄与するため、DETR は、ライフサイクル評価（LCA）と限定的リスク評価・経済分析を組み合わせるといふ今までにない手法をとる同研究について、コメントを求めている。

PVC は、多様な用途に使用されている極めて用途の広い素材である。しかし、環境への影響、特に、製造・処分段階での有害物質の排出、火災発生時の副産物として発生する有害物質、そしてフタレート類や重金属などの添加物の使用に関する懸念がある。

新レポートは、PVC のライフサイクルを分析し、木材、アルミニウムその他のプラスチックなど特定代替物質のライフサイクルと比較している。PVC は、一部の用途には最適の素材であるが、必ずしもすべての用途に最適の素材ではないことが判明した。但し、差はわずかであった。

ライフサイクル評価によって、特定用途における素材およびその代替物質の相対的な環境への影響が評価できるようになる。また、製品ライフサイクルのどの段階において環境への影響が最大となるかという関連性を特定するのに役立つ。

同レポートを歓迎して、同環境大臣は、次のように述べた。

「この研究は、ライフサイクル評価とリスク評価および経済分析を組み合わせるといふユニークな手法を採用し、その研究成果は、PVC に関する長年の議論に大いに貢献するものである。現在、私達は、この成果および手法について、すべてのステークホルダーにコメントを求めている。」

「私は、PVC 業界がすでに自主的コミットメントとして、予防の原則（precautionary principle）に基づき可能なリスク対策を講じていることを嬉しく思う。そして、持続可能な開発という課題への取組みを業界に奨励したい。現在、私達は、持続可能な PVC 産業の実現に向けた対策の加速化を奨励するためにも、本日発表されたレポートに対する反響に期待しているところである。」

8. 政府、取引可能な埋立て許可に関する協議文書を発表

2001年3月27日、英国政府は、英国およびウェールズの埋立てゴミを確実に約3分2ほど削減させるスキームに関する協議文書を発表した¹⁴。

EU 規則によると、2020年までに、市町村の生分解性ゴミ埋立量を1995年の水準の35%にまで削減しなければならない。

政府は、廃棄物処理当局に対する取引可能なゴミ埋立て許可に関する提案の概略をすでにまとめている。その内容を以下に示す。

- ・ 各当局への許可および EU 指令目標の割当て方法
- ・ 取引メカニズムを機能させる方法 - 例えば、リサイクル投資を決定した当局は、もはや必要なくなった許可をゴミ埋立てに依存する当局との間で取引できる
- ・ システムの一貫性および英国の目標達成を確保するためのモニター制度
- ・ 違反防止を目的として導入する罰則制度。

許可とは、一定量の生分解性廃棄物を埋め立

¹³ ポリ塩化ビニールおよび代替物質のライフサイクル評価。サマリー・レポートについては、下記サイトを参照のこと。
<http://www.environment.detr.gov.uk/consult/pvc/index.htm>

¹⁴ 協議文書については、DETR の下記サイトを参照のこと。
<http://www.environment.detr.gov.uk/consult/tradeperm/index.htm>

てる権利を廃棄物処分当局に与えるものである。その量は、2010年までに1995年水準の75%、2013年までに50%、2020年までに35%という三段階目標をそれぞれ達成しながら引き下げられていく。

IV. フランス

1. 環境健康安全問題担当エージェンシーを新設

2001年2月6日、仏議会は、物理的環境を変える人為的活動に起因する健康・安全リスクに関して、政府に助言するエージェンシーの新設を決議した。

仏環境健康安全庁（AFSSE: Agence Française de Sécurité Sanitaire Environnementale）は、1997年の社会党主導連立政権発足後に設立されたその種の諮問機関としては、食品安全性、および医薬品・医療行為を監督する同様の機関に次いで、三番目のものである。

AFSSEは、食品安全庁や医療安全庁のように、調査の開始、科学的分析の実施、リスク管理に関する政府への助言、結果の公表に対する実施権限を有する。また、環境省と健康省の両省に直接報告するが、その活動範囲は、農業、工業、輸送などすべての業界による環境健康安全リスクの調査である。

環境問題専門家は、鳴り物入りのAFSSEが、市町村のゴミ焼却施設や原子力発電所から排出されるダイオキシンによるガン発生リスク、その他の化学産業に関連する健康リスクなど、異論のある環境健康安全問題について早急に考慮することを期待しているという。

しかしながら、年間予算8,000万仏フラン（1,150万ドル）および職員25名と、新設エージェンシーに与えられた手段が限られていることから、政府が設立したAFSSEは「中身の無い形骸」にすぎないとして、このような

複雑な問題について詳細な科学研究を実施できる能力はないとの懸念を生じている。

政府による国立産業環境リスク研究所（INERIS）のAFSSEへの統合という大方の期待に反して、ヴワネ（D. Voynet）環境大臣はこの手法を拒否した。同大臣は、大規模なINERISが行う業務の大半は、新環境健康安全庁が果たす業務とは全く別のものであると述べた。

2. WTO、フランスのアスベスト禁止措置を支持

2001年3月12日にジュネーブで公表した報告書の中で、WTO 上訴機関（the WTO Appellate Body）は、フランスのアスベストおよびアスベスト含有製品禁止措置は国際貿易ルール違反ではないとするEUの立場を支持する裁定を下した。WTOは、フランスの措置はWTOルールに反するとするカナダの主張を受けて、アスベスト禁止措置に関する裁定を求められていた。同上訴機関は、危険物質が安全性の高い代替物質と同様であると判断できないと明言している。この報告を歓迎して、ラミー（P. Lamy）EU貿易担当コミッショナーは、「この裁定は、WTOが国民の懸念に応えることを示すものである。正当な健康問題は、純粋な貿易問題より上位に位置づけることができる。今回の裁定により、規制当局は望ましい保健水準を設定できることが確認された。」と述べた。

同上訴機関の報告書は、仏アスベスト禁止措置とWTOルールとの整合性をめぐるEU対カナダ間の貿易摩擦に関する最新の事件である。アスベストの発癌性にもかかわらず、カナダは、適切な予防措置を講じれば健康へのリスクは十分緩和できるとして、フランスが特定アスベスト含有製品（特に、建設用クリソタイルセメント）の輸入・販売を禁止する権利はないと主張していた。WTOパネルが先に下した裁定でもすでに、アスベストを仕事あるいは偶然に扱った場合の危険性は、全面的禁止を含めて最も厳重な措置を採択する根拠となると結論づけた。

本日、同上訴機関は、EUがフランスの措置を

擁護する立場を取ったことについて、同加盟国は各国が適切と見なす公衆保健保護水準を自由に定めることができるとして、EUの立場を支持した。画期的な判決の中で、同機関は、差別禁止ルールを解釈する場合、健康配慮を講じなければならないこと、そして健康リスクを招く製品は安全性の高い代替物質と比較できないこと、したがって、規制当局は危険物質を差別的に扱えると述べていた。そのうえ、報告書は、少数派あるいは多様な科学的見解を根拠として、貿易制約措置への依存を含み、政策を立案することにも正当性があることを認めている。

2001年4月、同機関の報告書は、手続の最終段階としてWTO紛争解決機関(the WTO Dispute Settlement Body)に提出され、採択される運びである。

V. デンマーク

1. 省エネ：デンマークエネルギー消費量削減のための新行動計画

政府は、現在、省エネ行動計画について政党と審議中である。同計画は、2000年9月の省エネ報告書の内容を受けたものである。

同計画の目標は、デンマークの省エネ対策の強化と同時に、環境投資効果を最大化するための対策効率の確保である。同計画は、2005年までの各種業界の省エネ目標を定め、かかる目標達成に必要な対策の概略を示す。かかる対策は、省エネおよびラベル表示に関する制度および基準の積極的利用を奨励する新しい経済インセンティブに対する提言を含む。

これには、枠組みとなるプログラムの中の政府イニシアティブを検証し、入札を実施することにより、省エネ対策の効率を高める意図がある。これにより、プログラムの実施に関する外部関係者の競争が高まり、イニシアティブを実施する最適な運営母体が確保できる。

電力会社は、省エネ推進対策において主要な役割を果たすことになる。省エネ対策の効果をテストするために、省エネ・イニシアティブを入札にかける電力会社と合意する。そのうえ、その商業活動の一部として、電力会社は、他の関係者と枠組みとなるプログラムの実施に競争入札できる。

さらに、公共部門、貿易および産業、家計部門で、いくつかの特別イニシアティブが実施される。特に、エネルギー効果の高い窓、高効率の非常用ボイラー、自主的ラベル表示制度に関するキャンペーンの実施などである。

2. 使用済み電池の全面的分別回収

同国では、これまで水銀、カドミウム、鉛含有電池の分別処理だけが義務づけられていた。しかしながら、将来は、政府廃棄物管理計画「廃棄物21」にしたがって、使用済み電池は全面的に分別回収しリサイクルしなければならない¹⁵。

デンマーク環境保護庁(EPA)の課題は、国内の使用済み電池全体の少なくとも75%を確実に回収・リサイクルし、最も環境に優しい方法で使用済み電池をリサイクルするための回収・処理方法を決定することである。第一の必要条件は、例えば、家庭レベルで分別回収するなど、使用済み電池の分別処分は国民に容易なものでなければならない。

現在、EPAは、2002年の完了をめどに回収制度の最終規則を策定中である。そして、今からすでにすべての使用済み電池を廃棄物リサイクルセンターに引渡すことを提言している。

3. 大気汚染：デンマークにおける過去20年間の動向

国立環境研究所の新レポートによると、同国および他の欧州諸国における大気中放出物の著しい削減により、1978年～1997年の間にほとんどの物質において汚染を5～10倍緩和

¹⁵ 下記サイトで、デンマークEPA長官の電池分別回収に関する記事も参照のこと。
<http://www.mst.dk/news/04130000.htm>

したという。これは、大気中のイオウ、アンモニウム、重金属および降雨に含まれる酸化物質（イオウ、酸（水素イオン）およびアンモニウム）の降下についていえることである¹⁶。

逆に、交通や農業に起因する酸化窒素およびアンモニアについてはほとんど減少がみられないか、全く減少していない。オゾンについても同様である。

同レポートでは、大気および降雨に含まれるイオウ・窒素化合物の濃度、降下量、大気中の粒状物質に含まれる重金属の含有率について、いずれの場合にも、郊外のいわゆるリファレンス領域の数値を示している。

大気汚染の組成および程度は各地域の条件によって異なる。さらに、同国の大気質は海外からの汚染によって著しい影響を受けている。ほとんどの物質について、国内に降下する物質の最大 80%が海外の発生源に起因している。それでもなお、特にイオウ酸化物と窒素酸化物については、同国は大気汚染の輸出国である。但し、他国に降下する量は、他国の降下総量に比較すると極めて（数パーセントで）少ない。

4. ドライバー、ハイオクタン価ガソリンの使用中止

EPA がドライバーを対象に展開する低オクタン価ガソリン選択推奨キャンペーンは成功を収めた。同キャンペーンに対する外部評価によると、環境にもドライバーの財布にとっても有益なことに、98 オクタン価ガソリンを使用するドライバーはほとんどいないようである。また、キャンペーンホルダーは、需要が大きかったため再発行されることになった。

ドライバーの多くは、EPA の要請にしたがい、地下水および飲料水を汚染する疑いのある MTBW を含む 98 オクタン価ガソリンの使用をやめた。そして、EPA およびデンマーク全国消費者協会は、98 オクタン価ガソリンの代

わりに MTBE 含有率の低い 95 オクタン価ガソリンの使用を国民に勧めてきた。同キャンペーン（「Drop the Dear Drops（使用量削減）」）は 2000 年の夏に開始され大成功を収めたと、Kvistgaard Consult は外部評価で結論づけている。

同評価によると、1990 年 10 月以降に製造された自動車には 98 オクタン価ガソリンが必要ないことを知っているドライバーは現在 55%に達している。また、高価で環境に有害なハイオクタン価ガソリンから安価で環境に優しい 95 オクタン価ガソリンに切替えたドライバーは 38%いる。1 年以内に変更を考えているドライバーはさらに 25%いる。このことから、今回のキャンペーンは、大いに目標を達成し、「大成功」であったといえる。

ゲイド (S. Gade) EPA 長官も以下に通り同様の見解を示している。

「私は、ドライバーにメッセージを理解してもらえて大変嬉しい。MTBE は、地下水を汚染する危険があり、有害物質のリストに含まれている。私達は、低オクタン価ガソリンには何の問題もなく、環境にも個人節約にもなること有益、さらに、大半の自動車にとって、どのガソリンを使用しても違いがないことを人々に伝えたい。」

同国の石油会社も、MTBE による脅威を脅かす独自の役割を果たすことになる。今年の 5 月 1 日より、98 オクタン価ガソリンの販売は 200 箇所未満のガソリンスタンドに限定される。3 月末から、ガソリンスタンドでは、現在 98 オクタン価ガソリンを購入できるガソリンスタンドの一覧を掲載したホルダーを配布している。これを利用すると、ハイオクタン価ガソリンが必要な車を運転しているドライバーは、30km 以内のガソリンスタンドを見つけることができる。

¹⁶ 本レポートについては、下記サイトを参照のこと。
http://www.dmu.dk/1_viden/2_Publikationer/3_fagrappporter/abstrakter/abs_341_uk.asp

VI. スウェーデン

1. 無害な環境を実現するための化学物質戦略

特に有害な物質は段階的に使用禁止とする。製品には環境および健康情報を記載したラベル表示を実施する。少なくとも 100 種類の物質に関しては、目標値を定める。

これは、政府が 2001 年 2 月 2 日に議会への提出を決定した、政府法案「無害な環境を実現するための化学物質政策 (A Chemicals Policy for a Non-toxic Environment)」に盛り込まれた提案内容の一部である。同法案は、左翼党および緑の党と共同提案される予定であり、5 つの具体的目標とその達成戦略を設定し、環境目標としての「無害な環境」の内容を明確にしている¹⁷。

5 つの目標を以下に示す。

- a) 2010 年までに、意図的に製造・抽出され市場に出ているすべての化学物質の特性データが入手できるようにする。同じ要件は新しい物質および既存物質の両方に適用される。さらに、2020 年までには、意図的に製造・抽出された化学物質ではなくても市場に出ているすべての化学物質について、できる限り多くのデータが入手できるようにする。
- b) 2010 年には、製品には、当該製品に含まれる有害物質に関する健康および環境情報を記載したラベル表示をする。

¹⁷ スウェーデン政府は、1998 年に 15 の環境目標を提示している (スウェーデン環境の質に関する目標、政府法案 1997/98:45)。これらの目標の全体的な狙いは、私達が次の世代に、主要な環境目標を解決した社会を継承できるようにするということである。政府は、環境目標委員会、気候委員会および化学物質委員会という 3 つの調査委員会を任命した。これらの委員会は、精度の高い目標および行動戦略を提案するよう付託された。

目標の一つである「無害な環境」は、政府が決定するに至った法案の中で取り上げられている。3 月末、政府は、他の 14 の環境目標に対するターゲットと行動戦略を内容とする「環境の質に関する目標を定めた法案」を提出する意向である。但し、気候に関する目標は含まれておらず、これについては 2001 年秋の気候に関する法案の中で明確化される。

- c) 新製品にはできる限り以下の物質が含まれないようにする。
 - ・ 当該製品が消費者向けに販売されるものである場合、2007 年までに、発癌性、突然変異性あるいは生殖有害性物質
 - ・ できる限り早急に、あるいは遅くとも 2005 年までに、難分解性かつ生体間蓄積性の新有機物質
 - ・ 遅くとも 2010 年までに、難分解性かつ生体間蓄積性が非常に高い他の有機物質
 - ・ 遅くとも 2015 年までに、難分解性かつ生体間蓄積性の他の有機物質
 - ・ 2003 年までに水銀、また遅くとも 2010 年までにはカドミウムと鉛

- d) また、政府は、この目標を拡大して、内分泌攪乱物質、アレルギー物質、神経系あるいは免疫系に障害を与える可能性のある物質も含めるべきであると考えている。この部分の実現方法に関する戦略は、2005 年までに策定しなければならない。

化学物質の製造あるいは使用過程において健康および環境に与える脅威は、関係機関が定める指標および主要比率にしたがって、2010 年まで継続的に軽減していく。

- e) 目標 (c) でカバーされていない少なくとも 100 種類の特定化学物質について、2010 年までに関係機関が目標値を定める。また、かかる指針の目標値を最終的には環境の質に関する基準として確立することを目指す。

政府は、新しいか既存かの区別に関係なく、使用される化学物質についてはすべて、その物質が有する健康・環境に対して固有特性に関して同じ情報要件を適用するよう提案している。同提案は、2010 年以降、情報が提供できない物質を

市場に出してはいけないと規定している。相当の量が製造され、最初の包括的テストの後に特に有害と判断された化学物質に関する情報は、さらに早い時期の提供を義務づけている。

さらに、特に有害な物質は段階的に使用禁止とするよう提案している。製造過程においては、企業が人間の健康および環境に害がないことを証明できない限り、難分解性且つ生体間蓄積性物質が含まれてはならない。

また、政府は、確実に実験動物の数が不必要に増えないようにするため、国内のみならず EU において、生体解剖の使用を必要としない方法の開発に向けて積極的な取組みを奨励しているスウェーデンの重要性を強調している。

特に、難分解性、生体間蓄積性、突然変異性あるいは生殖毒性を有する化学物質については段階的に使用を禁止すべきであると強調している。現在、EU 域内には 2007 年まで、人間のガン、行動変化、生殖異常の発生原因となる化学物質を、消費者が利用する化学製品に使用することを禁じる措置がある。政府は、この禁止措置を化学製品以外の製品にも拡大適用するよう提案している。

目標 (a) の達成戦略

政府は、化学物質の健康および環境特性に関する知識要件を導入するよう EU に積極的に働きかけていく。これには、新物質に現在適用しているのと同様の要件を既存物質にも適用するよう、EU 規則を修正すればよい。この要件を満たさない物質については、販売または使用できないようにする。

目標 (b) の達成戦略

政府は、化学製品以外の製品の健康および環境情報に関する EU 共通制度を設立するよう EU に奨励する。かかる制度が導入されるまでは、企業がかかる情報を自主的に提供するものとする。

目標 (c) の達成戦略

政府は、目標 (c) が対象とする化学物質の使用を禁止する EU 規則の導入に努力する。国レベルでは、拘束力を有する EU 規則が採択されるまで、目標 (c) に規定された指針値を企業の指針とする。また、長期的な視点から、かかる物質を世界的に段階的使用禁止するよう努力していく。

目標 (d) の達成戦略

国家化学物質検査局およびスウェーデン環境保護庁は、リスク軽減をモニターするための指標と比率を策定中である。また、企業のリスク評価・リスク管理責任が重くなる。Precautionary Principle および製品選択原則が指針となる。

目標 (e) の達成戦略

同検査局および同庁は、指針値の設定に主たる責任を負う。企業は、かかる目標数値を超過しないよう努力しなければならない。

政府法案は、化学物質委員会が昨年 6 月に政府に提出した報告書「有害物質を含まない製品 - 化学物質政策における新ガイドライン実施に関する提案」(SOU2000: 53) の答申案に概ね則した内容である。環境目標委員会が報告書「将来の環境 - 私達の共通責任」(SOU2000:52) の中で規定した「毒物のない環境目標」として示した目標案も政府案の基礎となっている。汚染された土地の回復に関する目標案については、環境の質に関する目標法案の中で取り上げられる。

2. 都市部、懸念される粉塵濃度

広範な地域において、大気中の粒状物質が高濃度であることが明らかになった。スウェーデン国家道路管理局、同環境保護庁および国家エネルギー管理局の委託調査によると、現在ストックホルムおよびイエテボリでは、EU が定めた 2005 年の制限値を上回っているという。

測定は、8 つの市と町および 2 つの農村で実

施された。調査は、ストックホルム大学応用環境研究所（ITM）と各地方自治体との共同で実施された。

0.01 mm未満の粒子の濃度を測定したところ、高濃度のため心配が生じている地域がいくつか存在する。EUが導入した制限値では、2005年1月1日以降、この制限値を超過してはならないことになっている。24時間の制限値は $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に設定され、年間35回以上制限値を超過しないこととしている。この値は超過しているが、年間平均値の制限は超過していない。

スウェーデン EPA の Carl-Elis Boström は「私達は粒状物質を最も深刻な大気汚染の形態と見なしている。」という。

ストックホルム、イエテボリ、マルメおよびウメオにおいて制限値を上回る結果が出た主な要因は、道路から舞い上がる粒子である。このような現象は、路面が乾燥しはじめ、冬の間にも積もった粉塵が走行車によって舞い上げられる春に多い。春に道路を清掃すると濃度は下がる。路面の粉塵は、道路、タイヤ、ブレーキおよびブレーキライニングの損耗が主な原因である（砂や石の粒子）。

国家道路管理局の Håkan Johansson は、「スウェーデンでは、道路の損傷を緩和するための取組みが長年実施されてきた。しかしながら、今回の結果から、粒状物質の量を減らすには、さらに対策を講じる必要があることが分かった。」という。フィンランドでは、雪解け後の路面清掃によりスピーディで効率的な方法を試験的に実施している。ノルウェーでは、スタッドタイヤを装着した車の通行料を高く、また、粒状物質濃度が高いと予想される道路での速度制限を低く設定している。

ラップランドの Lycksele という小さな町では、冬の間、周期的に粒状物質が極めて高濃度になる。一日の平均濃度は $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ にまで達する。その理由は、気温の逆転との組み合わせにより、町と当地の排ガスの上を覆う蓋ができてしまうのである。このような排ガスの発生源はかならずしも明らかではないが、薪の

燃焼、スクーターその他の車が原因と考えられる。

大気中の粒状物質の大半は、国外が発生源である。中欧や東欧から風が吹くと、広範囲にわたる地域において、粒状物質の濃度は高くなり、北風が吹くときの2倍以上の値にまで達する。

EPA の Tula Ekengren は、「粒状物質の濃度が今後導入される制限値を上回った場合、長距離輸送は、唯一の発生源であることは稀だとしても、基本的に高い濃度を招く。したがって、国際的な取組みが重要なのである。」という。

VII. オランダ

1. EU、オランダ廃車処分制度への助成を調査

欧州委員会は、条約第 88.2 条に基づき、オランダ廃車廃棄物処理制度における国家助成要素に関して、正式に調査手続を開始することを決定した。同委員会が特に懸念しているのは、リサイクルすべき自動車部品の解体に支払われる奨励金である。関連コストの過剰補償と考えられる場合があるからである。しかしながら、かかる懸念は、同制度は EU 環境政策目標、特に昨年採択された ELV 指令に整合すると思われるので、制度そのものに対する問題提起とはならないはずである。

同制度は企業間の自主協定に基づくものであるが、同協定は、その後、政府によって拘束力を有するものと宣言されている。同協定は、「汚染者負担原則」に基づき、2001年～2003年は自動車メーカーおよび輸入業者に対する課税を EUR45 と定めている。歳入は、廃車の解体およびリサイクル費用に充てられる。現在、同国の廃車全体の約 90% が解体され（1999年の合計は 252,000 台）17種類の素材と部品が解体の後に再利用またはリサイク

ルされている。

解体素材の梱包、回収およびリサイクルに対する奨励金をできるだけ低く設定するために、執行組織 ARN は、外国企業も含めて、関心のある企業すべてを対象とする入札制度を導入した。2001 年 7 月以降の奨励金を決定するために、新たな入札手続がまもなく開始される。入手可能な情報をもとに、同委員会では、かかる奨励金に国家助成要素を含んでいるとする理由は見出せないとしている。

しかしながら、解体業者に支払われる奨励金は、入札手続ではなく廃車一台当たりの平均解体コストを算出して定められている。業者によってはコストが 4 分の 1 のところもあり、解体コストには著しい差があるため、かかる奨励金は、専門業者だけではなく小規模業者に対するものでも、その所在地において他の効率性の高い解体業者と対抗できるのであれば、解体業者に対する過剰補償を意味する可能性は高い。拘束力を有する税収を財源としている場合、かかる過剰補償は国家助成となる。

ELV 指令第 5 条(4)にしたがい、自動車の所有者がコスト負担することなく廃車処分できるように、製造業者および輸入業者は、必要な措置にかかるコストの全額あるいは大部分を負担しなければならない。同国の制度では、実際に、製造業者と輸入業者が廃棄物処分費用を負担している。したがって、同委員会は、同制度がこのような業者を優遇する国家助成的要素はないと見ている。

同費用の年間歳入の一部は専門化に、すなわち、効率化(50 万ユーロ)と試験的リサイクルプロジェクト(340 万ユーロ)に使われている。同委員会は、かかるインセンティブの評価、特に、生じた知識とその利用可能性という性質の評価については、さらに情報が必要であるとしている。

そのうえ、同制度は、オランダ自動車登録当局の承認を得た解体業者でなければ利用できない。また、オランダに設立された企業でなければ、かかる承認は得られないと法律で定

められている。したがって、実際に、奨励金を受けられるのはかかる承認を得た企業に限られる。同委員会は、オランダ当局としては、インセンティブを利用しながらリサイクリングを実施しないような事例を防止するとともに、もはや道路を走行しなくなった自動車だけを登録抹消する必要があることを承知している。しかしながら、同委員会は、同要件が不正防止という懸念に見合うものであるか、また、同要件が域内市場の EU 条約規定に準拠するものであるか、という点に関して疑念を抱いている。

環境・安全グループ担当委員会の活動状況

1. 貿易関連環境問題対策委員会

<通算第64回委員会、平成13年度 第1回委員会(5/24; 組合会議室)>

- ・委員長および副委員長の選任について

任期満了に伴う委員長および副委員長の選任について諮った結果、前年度に引き続き、委員長に吉村孝史氏(松下電器産業㈱環境保護推進グループグループマネージャー・副理事)、副委員長に瀬尾悠紀雄氏(カシオ計算機㈱総務部企画調査グループリーダー)が再任

- ・廃プラスチック処理の技術動向と今後の課題について

社団法人プラスチック処理促進協会総合企画室 部長 山脇 隆氏より廃プラスチックのリサイクルについてその適性処理および技術動向について説明を伺った後、意見交換ならびに質疑応答を実施

- ・「WEEE & RoHS/EEE の最近の動向について

事務局より去る5月15日に開催された「欧州議会本会議(第一読会)」において採択されたWEEEとRoHSの両指令に関する欧州委員会に対する主な修正意見について説明があった後、意見交換ならびに質疑応答を実施

2. 貿易と環境専門委員会

<平成13年度 第1回委員会(4/24; 組合会議室)>

- ・委員長および副委員長の選任について

任期満了に伴う委員長および副委員長の選任について諮った結果、委員長に松藤洋治氏(キヤノン㈱)環境技術センター主席)、副委員長に岡田浩一氏((財)日本規格協会審査登録事業部調査役・工学博士)が再任

- ・IPP GREEN PAPER について

EU および日本の製品関連環境政策について現状把握を行なったことを踏まえ、同 Green Paper へのコメントを検討

- ・貿易と環境に関する海外動向について

WEEE&ROS/EEE を巡る最近の動きを中心に欧州環境規制動向について情報交換

<平成13年度 第2回委員会(5/24; 組合会議室)>

- ・IPP GREEN PAPER について

IPP GREEN PAPER へのコメント(委員長案)をもとに、同案の内容について検討

- ・貿易と環境に関する海外動向について

事務局より去る5月15日に開催された「欧州議会本会議(第一読会)」において採択されたWEEEとRoHSの両指令に関する欧州委員会に対する主な修正意見について説明があった後、意見交換ならびに質疑応答を実施

- ・平成12年度活動報告書完成報告および平成13活動テーマについて

委員長より平成12年度活動報告書「地球温暖化防止を巡る内外の政策と企業活動への影響」について完成報告があった後、平成13年度の活動テーマについて検討

3. 環境法規専門委員会

<平成 13 年度 第 1 回委員会 (4/5 ; 組合会議室) >

- ・委員長および副委員長の選任について
任期満了に伴う委員長および副委員長の選任について諮った結果、前年度に引き続き、委員長に瀬尾悠紀雄氏(カシオ計算機株総務部企画調査グループ リーグ -)副委員長に蒲生孝治氏(松下電器産業渉外チームリーダー担当部長)が再任
- ・欧州環境規制に関する定期レポートの内容分析
各委員が担当地域ごとに企業活動への影響、解釈上のコメント等について報告、その後質疑応答および意見交換を実施
- ・環境法規に関する情報交換
WEEE & ROS/EEE を巡る最近の動向、中国電池規制 (水銀規制) スウェーデンの WEEE 等について情報交換を実施

<平成 13 年度 第 2 回委員会 (5/16 ; 組合会議室) >

- ・欧州環境規制に関する定期レポートの内容分析
各委員が担当地域ごとに企業活動への影響、解釈上のコメント等について報告、その後質疑応答および意見交換を実施
- ・環境法規に関する情報交換
事務局より去る 5 月 15 日に開催された「欧州議会本会議 (第一読会)」において採択された WEEE と RoHS の両指令に関する欧州委員会に対する主な修正意見について速報ベースで説明があった後、意見交換ならびに質疑応答を実施

4. 環境問題関西委員会

<平成 12 年度第 10 回委員会 (3/27 ; 大阪支部会議室) >

- ・フルオロカーボン関連問題の動向と取組について
上村委員 (ダイキン工業株地球環境室室長) よりフルオロカーボンの規制内容、自社の取組み、代替冷媒の種類、世界のエアコン需要、フロン破壊技術等について説明を伺った後、質疑応答を実施
- ・欧州の動向について
WEEE/RoHS 指令案の欧州議会・産業委員会での修正意見の採択内容の概要、環境委員会でのラポーターであるフローレンツ議員のレポートの概要及び EEE 指令案に対する日本側の対応状況等について説明し、情報交換を実施

<平成 13 年度第 1 回委員会 (4/27 ; 関西リサイクルシステムズ株会議室) >

- ・委員長の選任について
任期満了に伴う委員長の選任について諮った結果、蛇抜信雄氏 (松下電器産業環境審査グループ 参事) が再任された。
- ・欧州の動向について
WEEE/RoHS の両指令案の争点、JBCE の活動の成果等および EEE 指令案の問題点について説明し、情報交換を実施

<平成 13 年度第 1 回委員会社事業場見学会 (4/27 ; 関西リサイクルシステムズ株) >

- ・関西リサイクルシステムズ株において家電リサイクル法に対応したリサイクル工場を見学、懇談を実施

5. CE マーキング対策委員会

<平成 13 年度第 1 回委員会 (4/19 ; スターランド会議室) >

- ・平成 12 年度各書籍完成報告について
- ・「ニューアプローチ・グローバルアプローチに基づく指令の適用ガイド〔対訳版〕」作成に関する進捗状況について
- ・日 EC 相互承認協定締結について
経済産業省産業技術環境局認証課工業標準専門職 殿木 文明氏及び同山崎 丈巳氏より日 EC 相互承認協定締結について説明を伺った後、質疑応答ならびに意見交換を実施
- ・平成 13 年度 CE マーキング等製品安全関連事業計画 (案) について

6. 基準・認証問題専門委員会

<平成 13 年度第 1 回委員会 (5/11 ; 組合会議室) >

- ・日 EC 相互承認解説書作成 (案) について
- ・CE マーキングガイドブック - R&TTE 指令 2001 年版 - 作成 (案) について
「解説書」および「ガイドブック」を作成するにあたり作成方針、作成組織、スケジュール等について種々検討
- ・東アジア主要国の製品安全現地調査 (案) について
現地調査の実施について、訪問国 (都市) 訪問先、スケジュール、調査項目等を検討

事務局便り

創刊から3年目のVol.3、No.1をお届けします。5月末発刊予定がEUの動きを踏まえてUpdate情報を盛り込もうとしたためいつもより約1週間遅れてしまいました。

WEEE & RoH指令案の法制化プロセスにおいて、欧州議会で第一読会が修正意見を採択したのが5月15日であったため、採択内容の英文テキスト入手をまって、即、翻訳を試みましたが、修正異見があまりにも多く、チェックに相当手間取りました。この間、新聞報道もあって、電気電子機器メーカーのみならず、素材メーカー、部品メーカー、シンクタンク、銀行、マスコミ、大学など多岐にわたる分野の方々からの問い合わせを受けて我がグループはてんでこ舞でした。

問い合わせを通じて、産業界がもっとも関心をもっている事項はsubstance ban関連と、いつから施行されるかということだったと思います。前者については、既報のとおりJBCEの働きかけで辛うじて除外リストがいくつか追加になりました。また、後者については今後とんとんと進むという見方と、理事会と欧州議会の調停に至るという見方がある、予想に幅がありますが、第一読会を終えたということで大きな節目を越えたことは事実です。次のステージに向けてすでに現地関係団体は理事会への働きかけの戦術を検討中のようです。

本誌は欧州中心の話題となりましたが、環境・安全グループの職員はこのところ東アジア一辺倒の様子といえます。5月中旬KK氏が企業活動調査のため中国華南および香港を訪れ、SO氏は現在韓国、中国、台湾の基準・認証関連調査で出張中です。

今年のゴールデンウィークには久しぶりに立山・剣周辺の山スキーに興じました。ここ何年かは鳥海山、八甲田山など東北の山々に入っていましたがスケールの大きさを求めて黒四ダム経由で室堂へ。さっそく主なピークに立てば槍、穂高、笠、黒部五郎、薬師、白山、白馬、五龍、鹿島鎧、針の木、野口五郎、鷲羽と360度見渡す限り青空の下方は白と黒の世界が連綿と続く高山で、さすが北アルプス。滑降も急峻で斜度40度超もそこかしこ。真砂沢、浄土山、御山谷など3日連続でアップダウンを繰り返したところ疲労度が最大値に。連休後半はグッタリでした。懲りずに5月中旬には白馬岳の金山沢を柵池自然園から登坂して滑降。しかし山スキーの季節もそろそろ終わりになるので、次なる事業計画立案中というわけです。(TI)